

本庄市一般廃棄物処理基本計画
(本庄市食品ロス削減推進計画)
(案)

令和6年 月

本 庄 市

目次

第1編 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨	1
1 背景と目的	1
2 根拠法令	2
3 計画の前提条件	3
4 ごみの関係法令と計画の位置づけ	5
第2編 市の概況及び廃棄物処理の現状	6
第1章 本庄市の概要	6
1-1 自然環境	6
1-2 社会経済状況	9
第2章 ごみ処理の状況	15
2-1 ごみ処理事業の概要	15
2-2 ごみの排出実態	20
2-3 排出段階における減量化・資源化	31
2-4 ごみ処理手数料	33
2-5 中間処理	34
2-6 最終処分	40
2-7 事業費	41
第3章 生活排水処理の状況	42
3-1 生活排水処理事業の概要	42
3-2 し尿及び浄化槽汚泥の排出実態	47
3-3 中間処理	48
3-4 最終処分	49
3-5 事業費	50
第4章 廃棄物処理の課題と施策の方向性	51
4-1 ごみ処理に係る課題の整理	51
4-2 ごみ処理に係る課題と施策の方向性	58
4-3 生活排水処理に係る課題の整理	59
4-4 生活排水処理に係る課題と施策の方向性	64
第5章 一般廃棄物処理行政等の動向	65
5-1 国における法制度の調査・分析・整理	65

第3編 一般廃棄物処理基本計画	67
第1章 ごみ処理基本計画	67
1-1 計画フレーム	67
1-2 ごみ量に関する目標値	71
1-3 ごみ処理基本方針	76
1-4 減量化・資源化計画	80
1-5 分別計画	84
1-6 収集・運搬計画	86
1-7 中間処理計画	87
1-8 最終処分計画	88
1-9 ごみ処理施設の整備に関する事項	88
1-10 行財政計画	89
第2章 生活排水処理基本計画	90
2-1 計画フレーム	90
2-2 生活排水処理基本方針	93
2-3 生活排水処理施設整備の推進	93
2-4 し尿及び浄化槽汚泥の収集計画	94
2-5 し尿及び浄化槽汚泥処理計画	95
2-6 水質保全計画	96
2-7 行財政計画	97
第4編 本庄市食品ロス削減推進計画	98
1 食品ロスとは	98
2 食品ロスを取り巻く状況	99
3 本市の食品ロス量の推計と課題	102
4 基本的な方向と目標	105
5 食品ロス削減に関する取組	106
第5編 災害時の廃棄物処理に関する対応	111
1 災害廃棄物処理計画の策定	111
2 災害廃棄物に係る指針	111
3 本庄市災害廃棄物処理計画	112
資料編	115

第 1 編 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨

1 背景と目的

令和 5（2023）年 7 月 27 日、世界気象機関（WMO）等が、2023 年 7 月が人類史上最も暑い月となることを裏付ける公式データを発表したことを受け、国連のアントニオ・グテーレス事務総長は国連本部で記者会見を開き、「地球沸騰化の時代が到来した」と発言しました。地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来したというものです。

インドやタイなどで 40℃を超える猛暑となったかと思うと、南東アフリカやミャンマーでは最大級のサイクロンにより多くの被害者が出ており、イタリアでは 1 日半で 6 か月相当の大雨が降ったかと思うと、40℃を超えて 50℃にも達しようかという猛暑となりました。国内でも、台風 2 号が愛知県や静岡県に、7 月の記録的豪雨は島根県や九州北部及び秋田県に大きな被害をもたらしました。

熊谷地方気象台の猛暑日日数は、昭和 45（1970）年頃までは多い年で 10 日程度であったものが、平成 22（2010）年には 41 日を記録し、20 日を超えることが珍しくなくなってきました。本年（令和 5（2023）年）は 45 日と過去最多を記録し、暑い夏となりました。

このような気候変動や災害の多発に加え、エネルギー問題など様々な問題が深刻化している中、平成 27（2015）年の国連サミットにおいて「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。これは、貧困や不平等・格差、気候変動による影響などの世界の様々な問題を根本的に解決し、全ての人たちにとってより良い世界をつくるために設定された世界共通の目標です。この中でごみに直接的に係わるものとして、「食品廃棄物を半分にし、食品ロスを減らす」や「廃棄物の発生を大幅に減らす」、「あらゆる種類の海洋汚染を防ぎ大幅に減らす」といったものがあり、食品ロスの削減、廃棄物の減量化、海洋プラスチックごみの削減などが求められています。

これらへの対応も含め、国は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック新法」という。）を施行するとともに、令和 5（2023）年 6 月には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）の基本方針の内容を変更しました。

本庄市（以下、「本市」という。）では、平成 30（2018）年度に策定した一般廃棄物処理基本計画（以下、「前基本計画」という。）に従い、廃棄物の排出抑制や循環型社会の構築に努めてきました。前基本計画の策定から 5 年が経過し、この間、食品ロス削減推進法やプラスチック新法が施行され、また廃棄物処理法の基本方針が見直されたことを受け、これまでの取組の更なる推進とともに、廃棄物を取り巻く新たな課題にも対応するため、長期的な視点から計画を改定します。

なお改定にあたっては、地球温暖化の影響とされる甚大な自然災害への抜本的な対策が求められる中、持続可能な環境にやさしいまちづくりを更に推進するために、令和 32（2050）年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロの実現への挑戦を目的として、令和 3（2021）年 5 月 4 日に行った「本庄市ゼロカーボンシティ宣言」との整合を図っています。

2 根拠法令

廃棄物処理法第6条第1項において、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」と規定されています。本基本計画はこれに準拠し、策定します。

SDGs とは？

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、発展途上国のみならず先進国自身が取り組む普遍的なものであり、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

廃棄物と特に関わりの深いゴールとして、ごみは「12. つくる責任つかう責任」、生活排水は「6. 安全な水とトイレを世界中に」がありますが、他にも地球温暖化への対応は「13. 気候変動に具体的な対策を」、海洋プラスチック問題は「14. 海の豊かさを守ろう」なども大きく関係しますし、これらは「11. 住み続けられるまちづくりを」に繋がっていきます。

本基本計画では、今後の取組について、ゴールとの対応を示しています。

【SDGs 17のゴール】



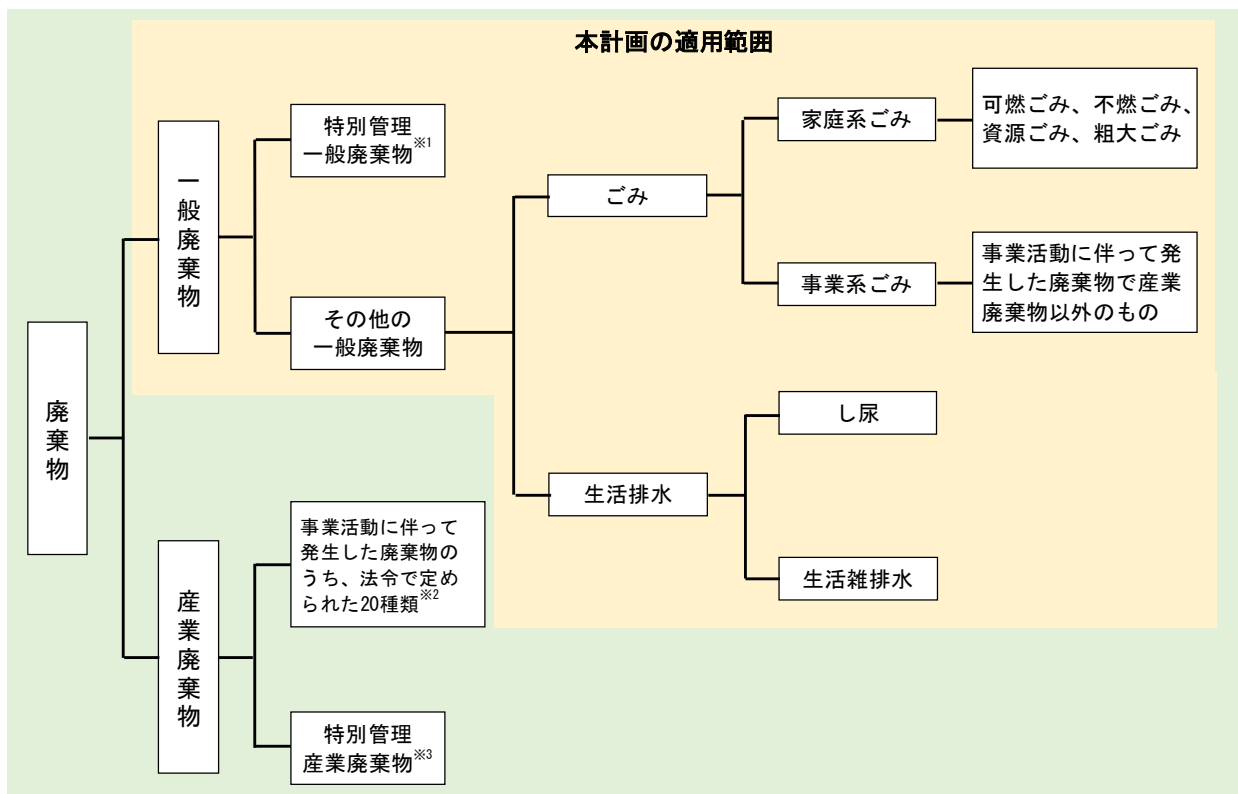
3 計画の前提条件

1)対象地域

対象地域は、本市の全域とします。

2)適用範囲

本基本計画の対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物（ごみ及び生活排水）とします。



※1：一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（PCB 使用部品、廃水銀、感染性一般廃棄物など）

※2：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、コンクリート固形化物など産業廃棄物を処理するために処理したもの。

※3：産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物など）

図 1-1-1 適用範囲

3)計画期間

前基本計画は、平成 30（2018）年度に令和 15（2033）年度を目標年度として策定されました。

本基本計画は、前基本計画の策定から 5 年が経過し、この間の社会経済情勢の変化や中間目標の達成見込み等を踏まえ、見直しを行うものです。目標年度は令和 15（2033）年度で変更せず、計画期間は令和 6（2024）年度から令和 15（2033）年度までの 10 年間とします。

なお、今後概ね 5 年間で見直しを行うほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行います。

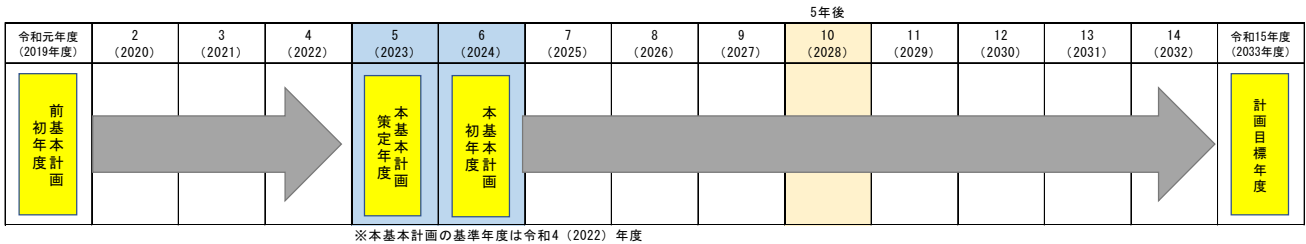


図 1-1-2 計画期間

4 ごみの関係法令と計画の位置づけ

本基本計画は、国や埼玉県が策定する各種計画及び基本方針等を踏まえ、本庄市総合振興計画後期基本計画（令和5（2023）年3月）及び本庄市環境基本計画（中間見直し）（令和5（2023）年3月）並びに児玉郡市広域市町村圏組合一般廃棄物処理基本計画（令和4（2022）年3月）（以下、児玉郡市広域市町村圏組合を「組合」という。）との整合を図っています。

また、本基本計画の中で「本庄市食品ロス削減推進計画」を定めます。

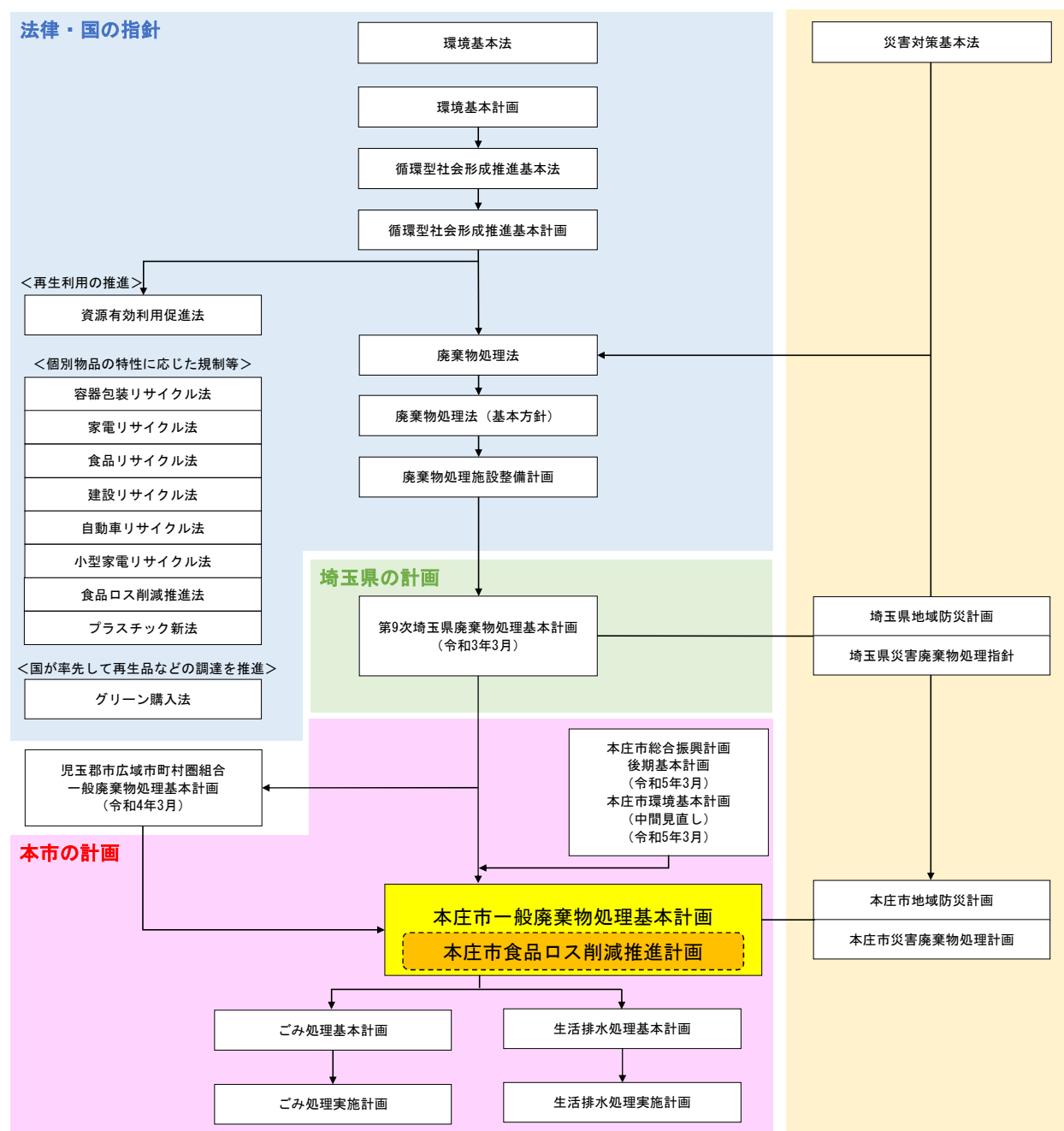


図 1-1-3 計画の位置付け

第2編 市の概況及び廃棄物処理の現状

第1章 本庄市の概要

1-1 自然環境

1) 地理的・地域的特性

本市は、東京から80km圏、埼玉県北西に位置し、面積は89.69km²、人口は約7万7千人です。東は深谷市、西は上里町及び神川町、南は美里町、長瀬町及び皆野町、北は利根川を挟んで群馬県伊勢崎市に面しています。本市の北部から中央部は、平坦な地形となっており、南西部は陣見山などの500m級の山々が連なる山間地となっています。

また、JR高崎線、八高線、上越・北陸新幹線、関越自動車道本庄児玉インターチェンジや国道17号、254号、462号が縦横に走り、都心からのアクセスが容易となっています。

位置図は、図2-1-1、2-1-2のとおりです。



図 2-1-1 位置図



図 2-1-2 主要交通網

2)気候的特性

最寄りの気象観測所である熊谷地方気象台の過去の観測データより、過去5年間の月別日平均気温と月別降水量を整理すると表2-1-1のとおりです。本市は、夏に雨量が多く、冬に少ない東日本型気候であると言えます。

令和元（2019）年10月は台風19号により床上、床下浸水やビニールハウスの冠水などによる農作物の被害、そして、土砂崩れや土壌流出などにより、市の管理する道路や橋梁、ため池などに100か所を超える損壊が発生しました。

表2-1-1 過去5年間の月別日平均気温と月別降水量

	日平均気温（℃）					降水量（mm）				
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
1月	3.7	4.5	6.4	4.1	3.9	14.5	6.0	74.0	25.5	3.0
2月	4.5	6.1	7.1	7.0	4.3	14.0	28.5	14.0	43.5	31.0
3月	10.8	9.7	10.2	11.6	10.3	123.0	84.0	99.5	100.0	52.5
4月	16.4	13.4	12.6	14.6	15.2	44.5	79.0	175.0	46.5	134.0
5月	19.8	20.3	19.7	19.4	18.8	125.5	86.0	119.5	69.5	102.5
6月	23.1	22.1	23.7	23.0	23.4	111.5	224.5	259.0	212.5	105.5
7月	28.9	24.6	24.1	26.3	27.8	83.0	167.0	226.5	192.5	339.0
8月	28.3	28.6	29.6	27.4	27.7	131.5	123.5	63.0	186.5	56.0
9月	22.6	24.9	24.2	22.2	24.2	335.0	110.0	163.0	106.0	267.5
10月	18.7	19.2	17.2	17.8	16.8	32.0	447.5	166.0	86.0	79.0
11月	13.3	12.3	12.6	12.4	13.3	25.5	84.5	4.5	43.0	54.0
12月	7.2	7.3	6.5	6.6	6.3	16.0	20.0	0.0	65.5	27.0
平均・合計	16.4	16.1	16.2	16.0	16.0	1,056.0	1,460.5	1,364.0	1,177.0	1,251.0

出典：気象庁 過去の気象データ

注）平均・合計は、日平均気温は年間平均気温を、降水量は年間合計降水量を示す。

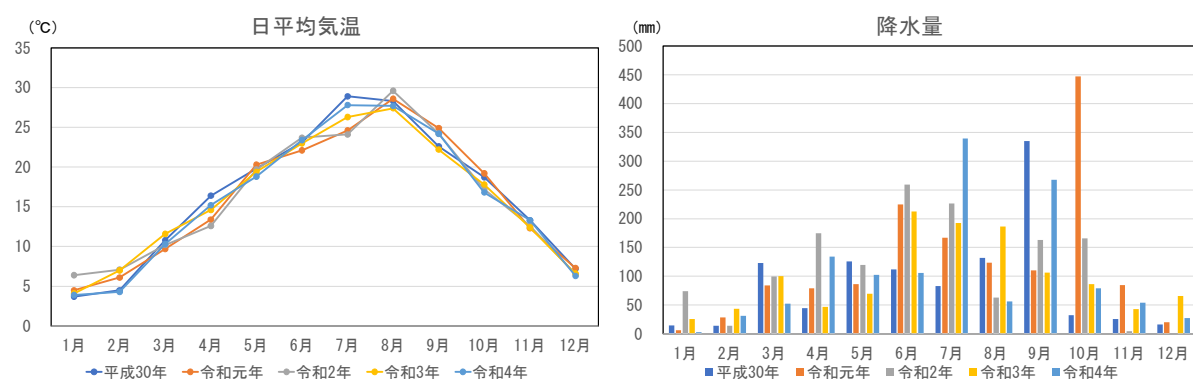


図2-1-3 過去5年間の月別日平均気温と月別降水量

過去 20 年間の気象概況は、表 2-1-2 及び図 2-1-4 に示すとおりです。令和元（2019）年は台風 19 号の影響で近年では降水量の多い年となっています。

表 2-1-2 気象概況（平成 15（2003）年～令和 4（2022）年）

	年降水量 (mm)	平均気温 (°C)			風速 (m/秒)		年間日照時間 (時間)
		日平均	日最高	日最低	平均	最大	
平成15年	1,230.0	14.9	19.8	10.7	2.4	11.8	1,903.0
平成16年	1,316.5	16.1	21.7	11.4	2.4	11.9	2,276.0
平成17年	1,190.5	15.0	20.4	10.5	2.4	13.1	2,145.4
平成18年	1,438.5	15.3	20.1	11.3	2.4	14.3	1,747.7
平成19年	1,068.0	15.8	21.1	11.3	2.5	12.5	2,216.9
平成20年	1,392.5	15.4	20.6	11.2	2.4	12.9	2,052.8
平成21年	1,111.5	15.5	20.6	11.3	2.4	12.9	1,950.2
平成22年	1,307.0	15.8	21.2	11.3	2.3	11.6	2,113.7
平成23年	1,324.5	15.4	20.9	10.8	2.5	12.9	2,215.2
平成24年	1,079.0	15.1	20.6	10.7	2.7	13.2	2,255.4
平成25年	1,251.0	15.6	21.2	11.0	2.7	15.4	2,336.2
平成26年	1,387.5	15.3	20.7	10.7	2.6	12.6	2,366.3
平成27年	1,335.0	16.0	21.1	11.6	2.5	11.5	2,168.2
平成28年	1,301.0	15.9	21.1	11.5	2.4	10.9	2,071.3
平成29年	1,308.5	15.4	20.8	10.9	2.6	14.0	2,294.8
平成30年	1,056.0	16.4	21.9	11.8	2.4	15.9	2,308.3
令和元年	1,460.5	16.1	21.3	11.7	2.6	13.1	2,143.4
令和2年	1,364.0	16.2	21.4	11.8	2.4	12.9	2,110.6
令和3年	1,177.0	16.0	21.4	11.5	2.5	12.4	2,245.3
令和4年	1,251.0	16.0	21.4	11.5	2.5	11.1	2,213.8

出典：気象庁 過去の気象データ

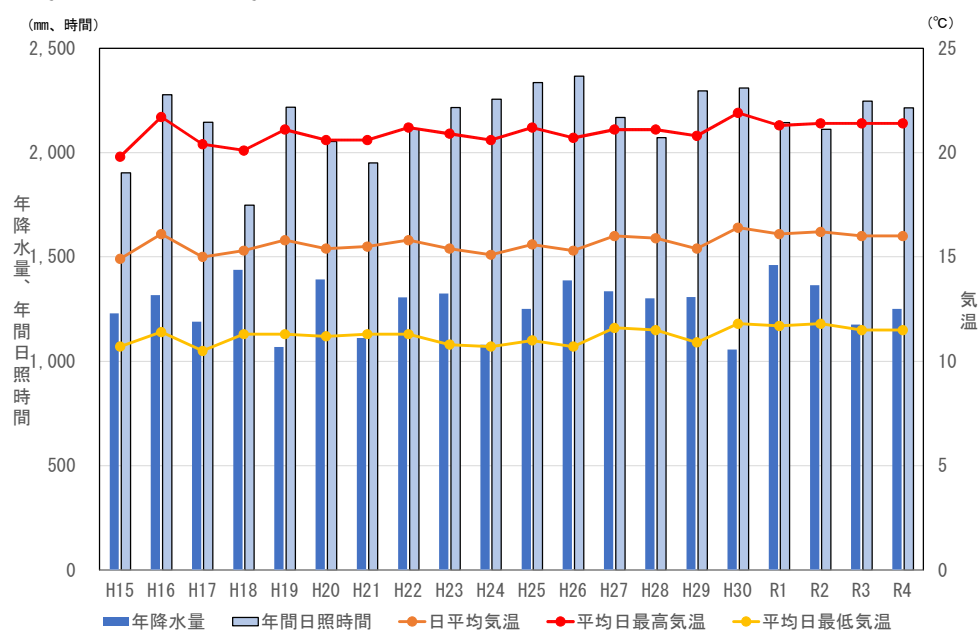


図 2-1-4 気象概況（平成 15（2003）年～令和 4（2022）年）

1-2 社会経済状況

1)人口及び世帯の動態

過去10年の男女別人口及び世帯数は、表2-1-3のとおりです。令和4（2022）年度の人口は77,473人であり、世帯数は36,043世帯となっています。

過去10年で、人口は2,144人減少、世帯数は3,440世帯増加、世帯人員は0.29人減少となっています。

人口と世帯の推移は、図2-1-5のとおりです。

表2-1-3 人口及び世帯数の推移

年度	人口（人）			割合（％）		世帯数 （世帯）	世帯人員 （人/世帯）
	総数	男性	女性	男性	女性		
平成25年度	79,617	39,519	40,098	49.6	50.4	32,603	2.44
平成26年度	79,246	39,395	39,851	49.7	50.3	32,903	2.41
平成27年度	78,989	39,261	39,728	49.7	50.3	33,238	2.38
平成28年度	78,781	39,258	39,523	49.8	50.2	33,612	2.34
平成29年度	78,550	39,216	39,334	49.9	50.1	33,906	2.32
平成30年度	78,082	38,941	39,141	49.9	50.1	34,235	2.28
令和元年度	78,022	38,920	39,102	49.9	50.1	34,725	2.25
令和2年度	77,793	38,849	38,944	49.9	50.1	35,162	2.21
令和3年度	77,552	38,710	38,842	49.9	50.1	35,477	2.19
令和4年度	77,473	38,727	38,746	50.0	50.0	36,043	2.15
R4-H25	-2,144	-792	-1,352	-	-	3,440	-0.29

注）翌年度4月1日の値を前年度3月31日の値として整理。

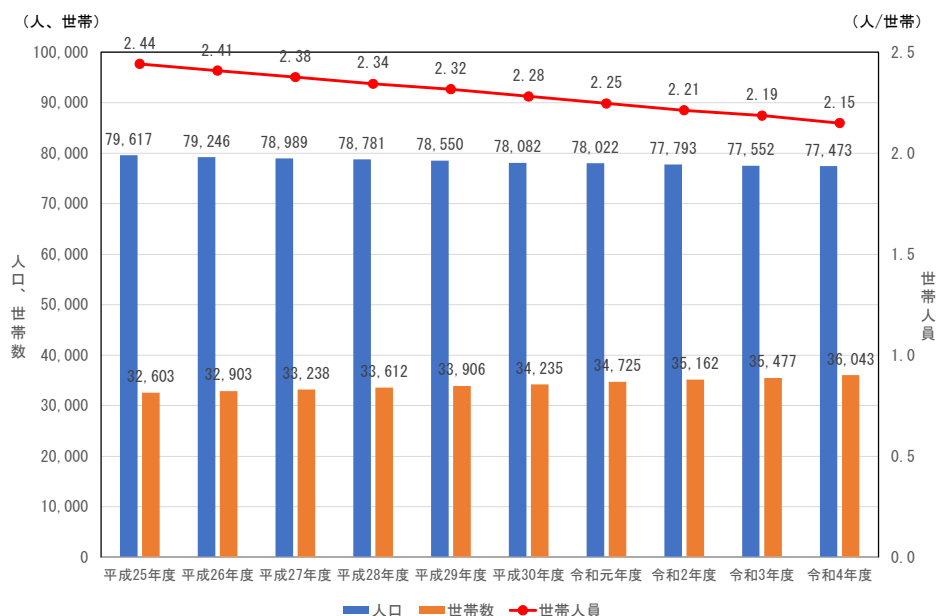


図2-1-5 人口及び世帯数の推移

2)年齢 5 歳階級別人口

令和 4（2022）年度の年齢 5 歳階級別人口は表 2-1-4 及び図 2-1-6 のとおりです。

男女合計では 50～54 歳の人口が最も多く、若年層になるほど少なくなっています。人口ピラミッドの形は、出生率が死亡率よりも低い特徴を示す「つぼ型」となっています。

表 2-1-4 年齢 5 歳階級別人口（令和 4（2022）年度）

区分	年齢階級	人口（人）			区分	年齢階級	人口（人）		
		男性	女性	合計			男性	女性	合計
年少人口	0～4	1,177	1,228	2,405	老年人口	65～69	2,580	2,542	5,122
	5～9	1,491	1,482	2,973		70～74	2,814	3,126	5,940
	10～14	1,642	1,639	3,281		75～79	2,114	2,466	4,580
	小計	4,310	4,349	8,659		80～84	1,473	1,945	3,418
生産年齢人口	15～19	1,759	1,691	3,450		85～89	811	1,327	2,138
	20～24	1,983	1,658	3,641		90～94	307	787	1,094
	25～29	2,089	1,776	3,865		95～99	49	258	307
	30～34	2,105	1,842	3,947		100歳～	5	45	50
	35～39	2,291	2,064	4,355		小計	10,153	12,496	22,649
	40～44	2,598	2,351	4,949		合計	38,727	38,746	77,473
	45～49	3,110	2,705	5,815					
	50～54	3,159	2,841	6,000					
	55～59	2,713	2,550	5,263					
	60～64	2,457	2,423	4,880					
	小計	24,264	21,901	46,165					

注）令和5年4月1日現在の人口を示す。

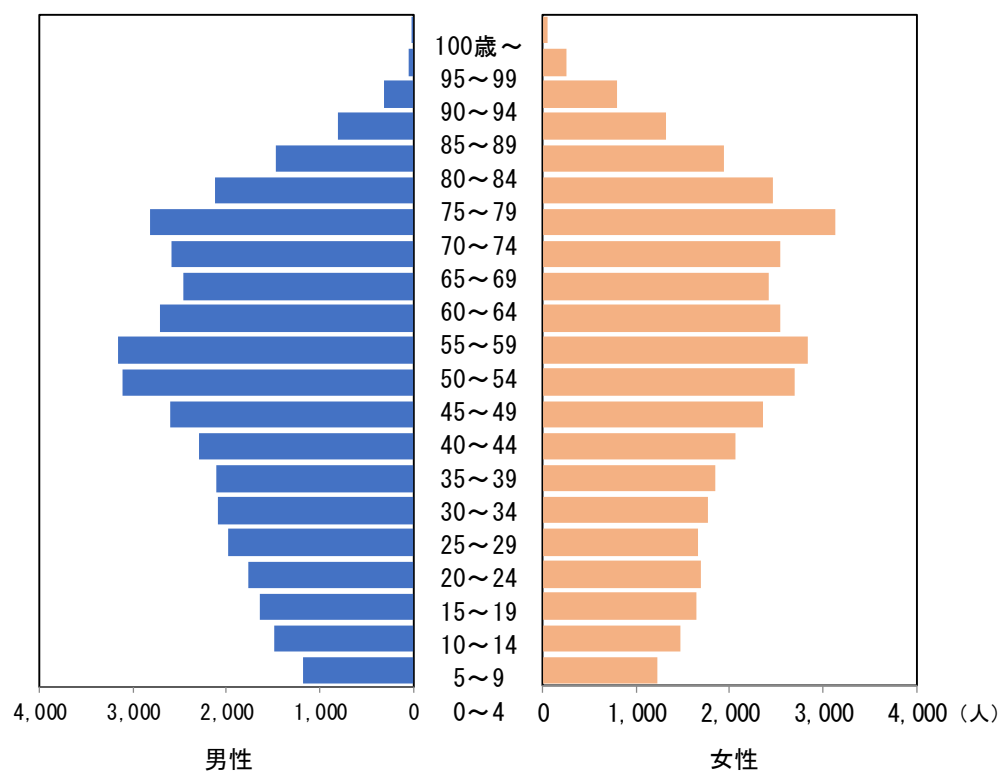


図 2-1-6 年齢 5 歳階級別人口（令和 4（2022）年度）

3)年齢 3 区分別人口

年齢 3 区分別人口※について、平成 19 年からの推移を見ると表 2-1-5 及び図 2-1-7 のとおりです。平成 19 (2007) 年から令和 4 (2022) 年にかけて、老年人口は 20.0%から 29.2%へと増加し、逆に年少人口は 13.9%から 11.3%へと減少し、少子高齢化が進行していることが分かります。

表 2-1-5 年齢 3 区分別人口の推移

区分	人口 (人)				割合 (%)			
	平成19年	平成24年	平成29年	令和4年	平成19年	平成24年	平成29年	令和4年
年少人口 (0～14歳)	11,444	10,318	9,398	8,749	13.9	12.8	11.9	11.3
生産年齢人口 (15～64歳)	54,500	51,641	48,089	46,214	66.1	64.2	61.1	59.5
老年人口 (65歳～)	16,480	18,425	21,282	22,661	20.0	22.9	27.0	29.2
合計	82,424	80,384	78,769	77,624	100.0	100.0	100.0	100.0

注) 各年10月1日人口

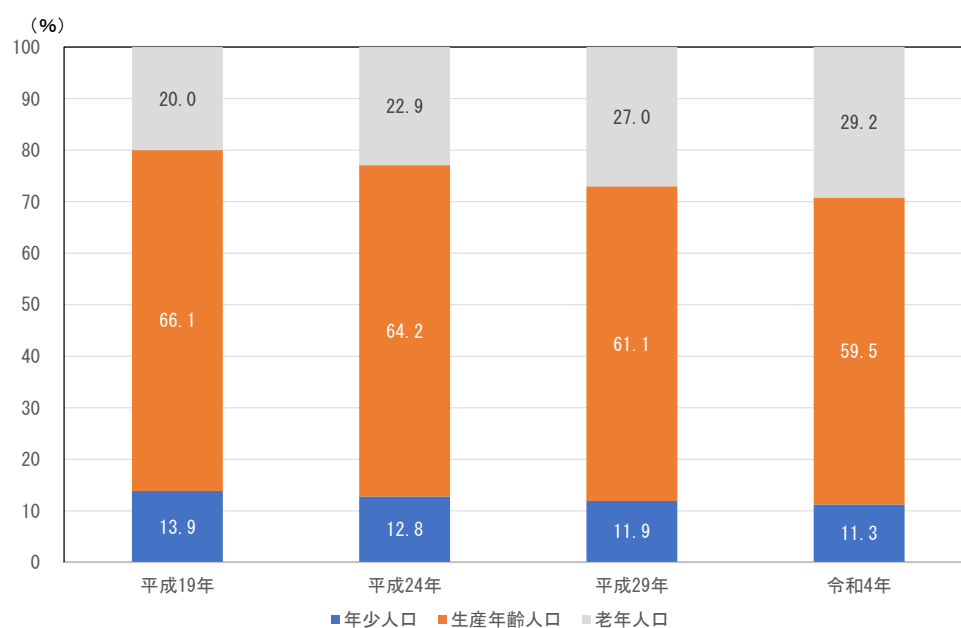


図 2-1-7 年齢 3 区分別人口の推移

※年齢 3 区分別人口：年少人口（15 歳未満）、生産年齢人口（15～64 歳）及び老年人口（65 歳以上）の 3 つに分けた人口を指します

4)産業構造

産業別民営事業所数及び従業者数は表 2-1-6、図 2-1-8 及び図 2-1-9 のとおりです。

事業所数は、第二次産業と第三次産業は減少していますが、第一次産業は数が少ないながらも増加しています。

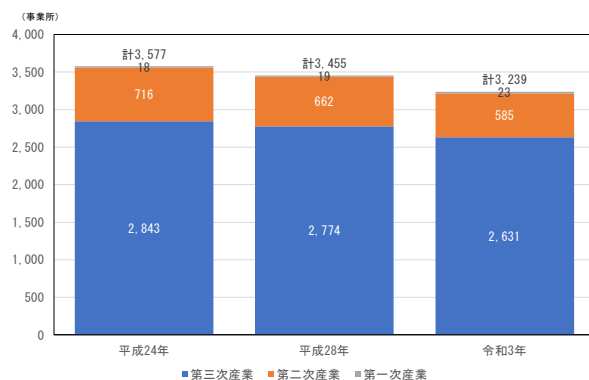
従業者数については、第三次産業は増加していますが、第一次産業と第二次産業は平成 24 (2012) 年から平成 28 (2016) 年にかけては増加し、平成 28 (2016) 年から令和 3 (2021) 年にかけては減少しています。

業種別には、事業所数は卸売業、小売業が最も多く、宿泊業、飲食サービス業が続いています。従業者数は製造業、卸売業、小売業が多く、医療、福祉が続いています。

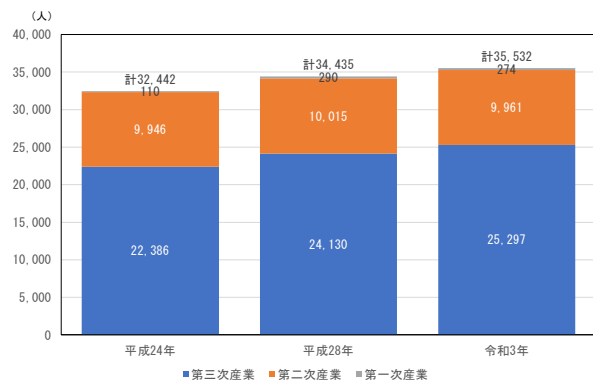
表 2-1-6 業種別民営事業所数及び従業者数の推移

区分	事業所数 (事業所)			従業者数 (人)		
	平成24年	平成28年	令和3年	平成24年	平成28年	令和3年
総数	3,577	3,455	3,239	32,442	34,435	35,532
第一次産業	18	19	23	110	290	274
農林漁業	18	19	23	110	290	274
第二次産業	716	662	585	9,946	10,015	9,961
鉱業、採石業、砂利採取業	2	2	2	13	7	4
建設業	379	342	298	2,039	2,105	2,106
製造業	335	318	285	7,894	7,903	7,851
第三次産業	2,843	2,774	2,631	22,386	24,130	25,297
電気・ガス・熱供給・水道業	3	3	7	61	81	53
情報通信業	24	23	14	314	294	228
運輸業、郵便業	81	79	79	1,855	1,832	1,937
卸売業、小売業	844	842	756	6,099	7,501	7,609
金融業、保険業	53	47	47	750	674	640
不動産業、物品賃貸業	312	251	207	835	832	855
学術研究、専門・技術サービス業	118	127	134	497	506	664
宿泊業、飲食サービス業	435	422	405	3,144	3,002	3,142
生活関連サービス業、娯楽業	369	349	318	1,615	1,457	1,235
教育、学習支援業	130	120	113	972	950	1,035
医療、福祉	242	280	323	4,184	4,516	5,256
複合サービス事業	9	13	12	147	426	440
サービス業 (他に分類されないもの)	223	218	216	1,913	2,059	2,203

出典：総務省・経済産業省 経済センサス-活動調査 (平成24(2012)年、平成28(2016)年、令和3(2021)年)

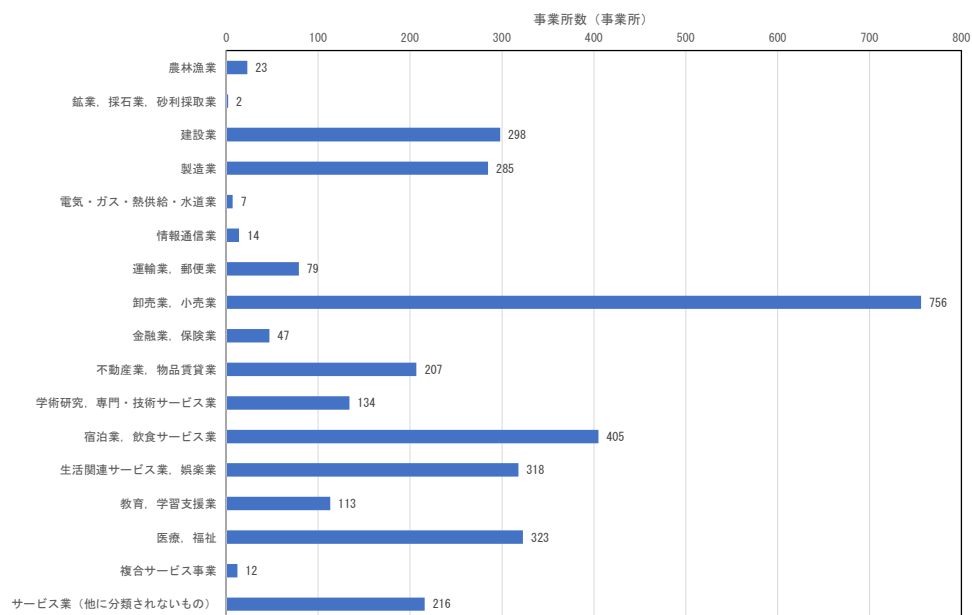


(1) 事業所数

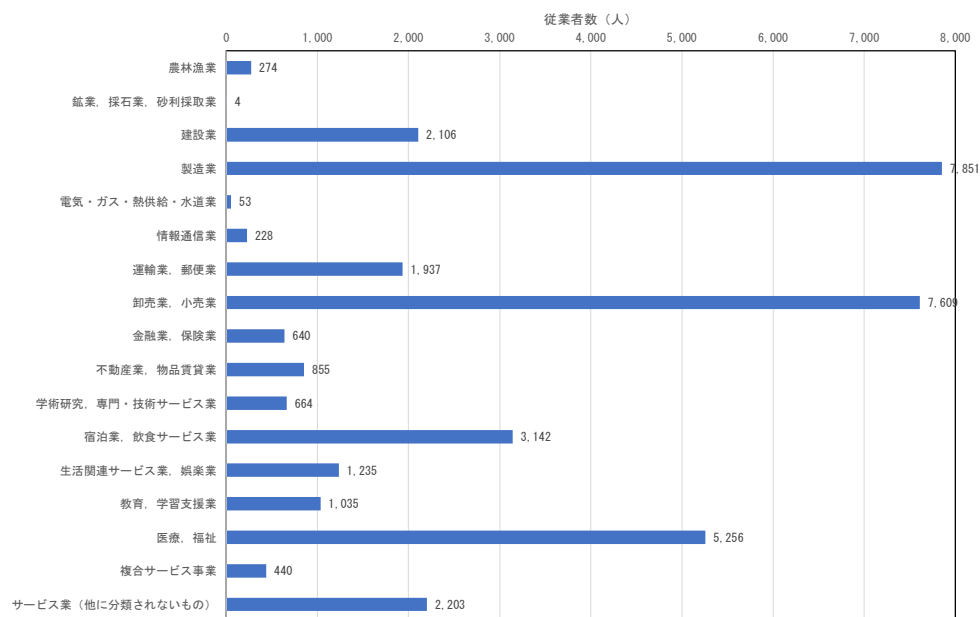


(2) 従業者数

図 2-1-8 事業所数と従業者数の推移



(1) 事業所数



(2) 従業者数

図 2-1-9 業種別民営事業所数・従業者数（令和 3（2021）年）

5)土地利用状況

土地利用状況の推移は表 2-1-7 及び図 2-1-10 のとおりです。

平成 31（2019）年までは畑が最も多く宅地が二番目でしたが、令和 2（2020）年に畑と宅地の順が入れ替わり、宅地が最も多く、次いで畑、山林、田、雑種地の順となっています。

増減傾向を見ると、宅地と雑種地は増加していますが、その他は減少しています。

表 2-1-7 土地利用の推移

(ha)					
区分	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
田	778.6	774.8	771.0	767.8	763.7
畑	1,637.8	1,623.5	1,613.2	1,602.0	1,588.2
宅地	1,581.6	1,590.7	1,598.5	1,608.4	1,616.9
池沼	7.5	7.4	7.4	7.4	7.4
山林	1,544.3	1,543.5	1,543.5	1,542.7	1,532.2
原野	132.2	131.7	131.5	130.7	130.3
雑種地	507.6	515.9	520.5	524.9	537.1

出典：埼玉県 埼玉県統計年鑑（2-3 市町村別、地目別土地面積）

注）数値は各年1月1日現在

注）墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地等は含まれない。

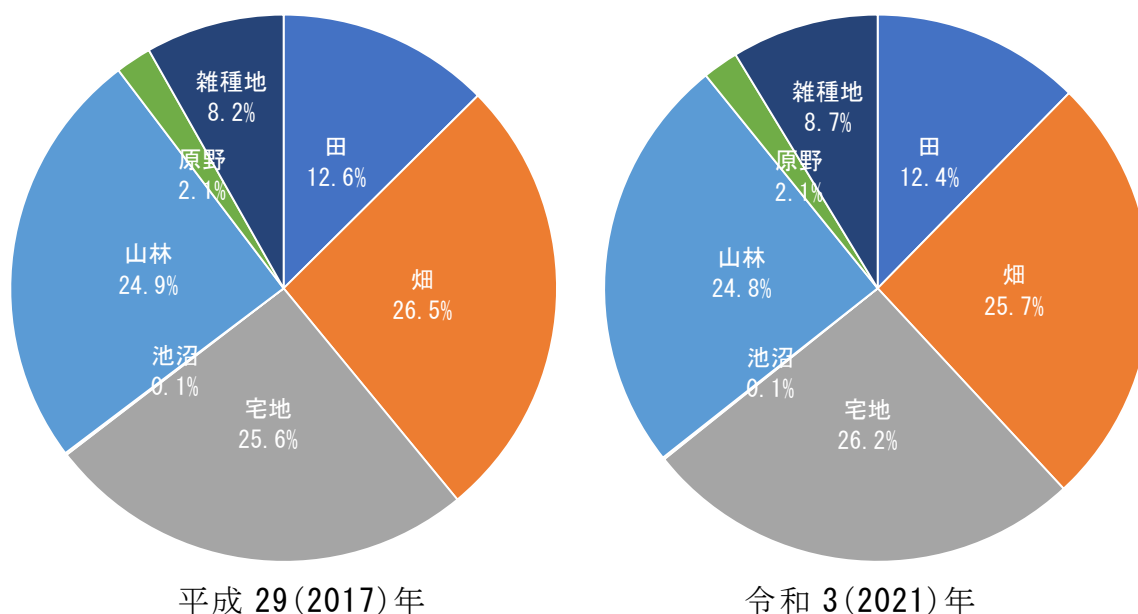


図 2-1-10 地目別土地利用面積の割合

第2章 ごみ処理の状況

2-1 ごみ処理事業の概要

1) 家庭系ごみの分別区分と収集体制

家庭系ごみの分別区分と収集体制は、表 2-2-1 のとおりです。可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、スプレー缶、粗大ごみ、資源ごみ（ペットボトル、缶類、びん類）、集団資源回収、小型家電の8分別を実施しています。このうち、可燃ごみと不燃ごみについては指定ごみ袋による収集を行っています。

また、資源ごみ、廃食用油、乾電池、スプレー缶、紙類、小型家電及び充電式電池（窓口対応）を対象として拠点回収を行っています。主な回収場所は、市役所、公民館等の公共施設となっています。令和5年現在の回収場所及び回収品目は表 2-2-2 のとおりです。

表 2-2-1 ごみの分別区分と排出方法等

分別区分			排出方法	排出場所	収集頻度	収集体制	主な品目（例）
可燃ごみ			児玉郡市共通認定袋（緑色の文字）	収集所	週2回	委託業者※1	生ごみ、紙オムツ（汚物はトイレに流す）、プラスチック製品、紙くず（再利用できないもの）、木くず（枝木、雑草等）、衣類（再利用できないもの）、ゴム製品、革製品、ビニール製品、使い捨てライター（ガスを全部抜く）、発泡スチロール、保冷剤、使い捨てカイロ、乾燥剤
不燃ごみ			児玉郡市共通認定袋（青色の文字）		月2回		金属製品（鍋、フライパン等）、ガラス類（資源ごみ以外）、食器類、陶磁器、鏡、電球（水銀を含まないもの）、刃物類
有害ごみ			指定なし（購入時の箱や袋）		年6回		電池、水銀を使用しているもの（蛍光管、電球、体温計、血圧計等）
スプレー缶			透明又は半透明の袋		月1回		スプレー缶、カセットボンベ
粗大ごみ			シール	各戸	本庄地域 予約制週1回 児玉地域 予約制月2回	イス、ソファ、テーブル、枝木、ベッド、布団、毛布、たんす、自転車	
資源ごみ	ペットボトル		エコバッグ	資源ごみ 収集所	本庄地域 月1回 児玉地域 月2回	PETボトルの識別表示マークがあるもの 飲料、酒類、しょう油等	
	缶類	飲料用	エコバッグ			アルミ・スチールの材質表示マークがあるボトル 缶、飲料用缶	
		その他	コンテナ			「飲料用缶」以外の缶 缶づめの缶、菓子缶、ボトル缶のキャップ 等	
	びん類	生きびん	コンテナ			ビールびん、一升びん、焼酎のびん	
		その他	コンテナ			「生きびん」以外のびん ドレッシングのびん、ジャムのびん、ドリンク剤のびん 等	
集団資源回収	資源ごみ	紙類	回収団体によって異なる			新聞紙（広告含む）、雑誌類、ダンボール、牛乳パック、雑がみ（紙袋、紙箱、包装紙等）	
		布類				衣類	
		金属類				飲料用缶（アルミ製・スチール製）	
小型家電			－	宅配便※2	随時	宅配業者	電話機（固定、携帯、PHS）、カメラ（デジタル、フィルム、ビデオ等）、ラジオ、画像プレーヤー（DVD、BD等）、音楽プレーヤー（デジタル、MD、CD等）、ゲーム機器（据置型、携帯型、コントローラ等）など
				ボックス			
				イベント	年2回		

※1:一部粗大ごみ（家電4品目）のみ直営。

※2:1箱1,760円（税込）、箱に入れば何点詰めても同一料金。パソコンを含む回収1回につき、1箱分の回収料金が無料。

表 2-2-2 回収場所及び回収品目（令和 5 年現在）

回収場所		ペット ボトル	飲料用 缶	びん類・ その他の 缶	牛乳 パック	廃食用 油	乾電池	スプ レー缶	紙類
市役所		○	○	○	○	-	○	○	○
はにぽんプラザ		○	○	-	○	-	-	-	-
公民館	本庄、本庄東、本庄 西、本庄南、藤田、仁 手、旭、北泉、共和	○	○	○	○	○	○	○	-
アスパアこだま		○	○	-	○	○	○	-	○
セルディ		○	○	○	○	○	○	○	-
児玉小学校西隣		○	○	○	○	-	○	○	-

注）小型家電及び充電式電池は、環境推進課（本庄市役所 4 階）及び支所環境産業課（児玉総合支所 2 階）の窓口にて回収しています。



市役所の拠点回収の様子

2)ごみ処理フロー

ごみ処理フローは図 2-2-1 のとおりです。

可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみは、児玉郡市広域市町村圏組合立小山川クリーンセンター（以下、「小山川クリーンセンター」という。）へ搬入し、可燃ごみは焼却処理、不燃ごみは破碎処理されます。破碎処理の際、アルミや鉄類を有価物として回収し、残渣を焼却処理しています。

有害ごみ及びびスプレー缶は、小山川クリーンセンターで保管したのち、処理委託業者に引き渡されます。

資源ごみは、飲料用缶を除き、小山川クリーンセンターへ搬入し、また、飲料用缶については民間業者へ引き渡し、再資源化を図っています。

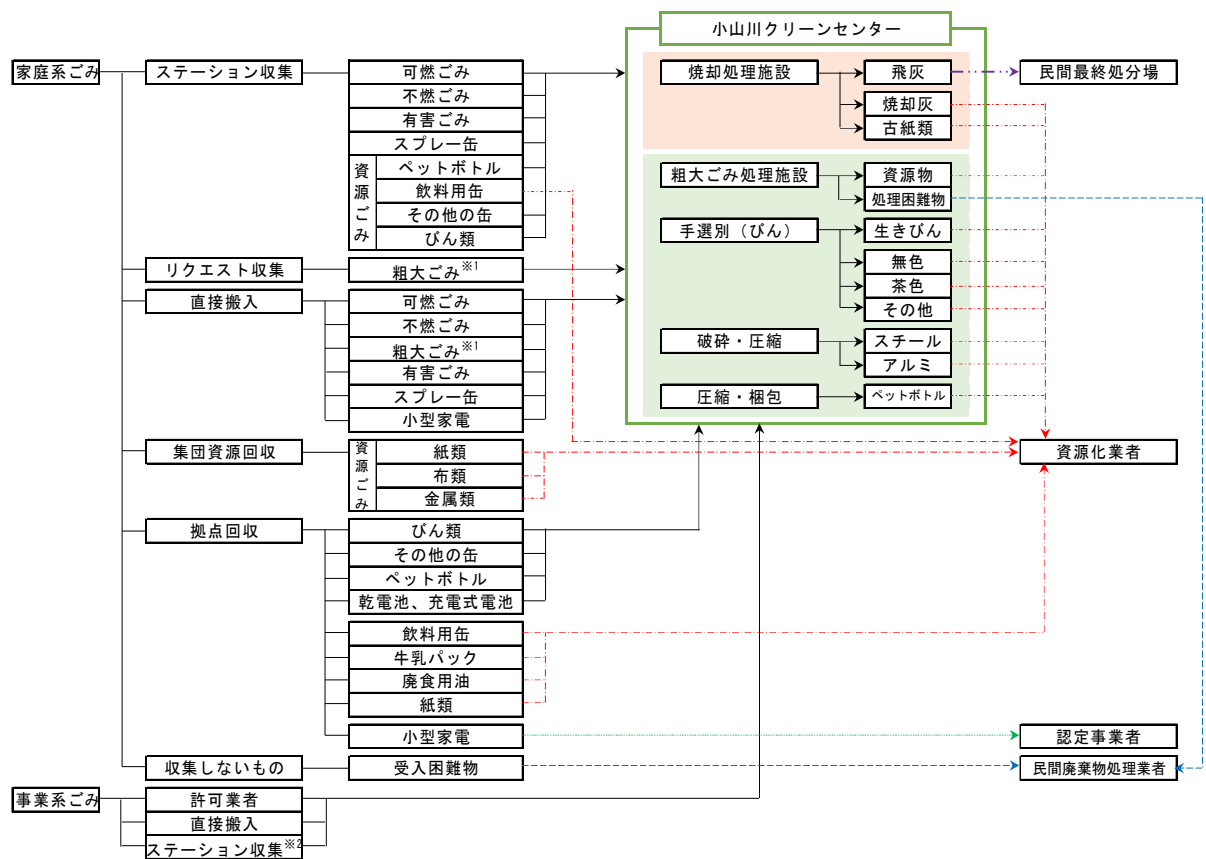
粗大ごみ（認定袋に入らないイス、ソファ、テーブル、枝木等）は、自己搬入の難しい市民を対象にリクエスト収集し、小山川クリーンセンターに運搬しています。なお、市民が小山川クリーンセンターに直接搬入を行うこともできます。

家電リサイクル法で指定されている家電 4 品目（ブラウン管・プラズマ・液晶テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、自己搬入の難しい市民を対象にリクエスト収集し、指定引取場所に運搬しています。なお、市民が小山川クリーンセンターに直接搬入を行うこともでき、その場合は、組合で指定引取場所に運搬しています。

集団資源回収により回収したものは、回収団体が直接、集団資源取扱登録業者に引き渡し、再資源化を図っています。

拠点回収により回収されたびん類、その他の缶、ペットボトル、乾電池、充電式電池及びびスプレー缶は、小山川クリーンセンターへ搬入し、飲料用缶、牛乳パック、廃食用油は市が民間業者へ引き渡し、再資源化を図っています。

小型家電は、環境推進課及び支所環境産業課に回収ボックスを設置し、ボックス回収を行っています。投入口に入らないものに関しては、宅配便回収またはイベント回収により、リサイクルを進めています。



※1: 家電4品目「エアコン、テレビ（ブラウン管・プラズマ・液晶テレビ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機」は、リサイクル券を購入し、運搬手数料を負担する場合に限り、リクエスト収集に応じている。

※2: 事前に収集所の管理者（自治会等）の承諾を得ること等の条件付きで、1収集日に2袋（1袋8kg以下）までの排出を認めている。

図 2-2-1 ごみ処理フロー

3)処理困難物

処理困難物は小山川クリーンセンターで処理できないものであり、表 2-2-3 のとおりです。処理できないごみに関しては、①購入店や製造元に依頼する、②再生資源回収業者に依頼する、③廃棄物処理業者などに依頼するよう案内しています。

表 2-2-3 市が収集できないごみ

区分	例
農業用資材・機械	塩化ビニール類、耕うん機、脱穀機など
機械類	エンジン、100ボルト超のポンプ・モーターなど
自動車、オートバイ	車体及びタイヤ
産業廃棄物	事業活動に伴って排出される廃プラスチック類、金属くずなど
その他	鉄骨、消火器、ガスボンベ、ピアノ、農薬、土砂、ブロック、レンガ、ボウリングの球など

2-2 ごみの排出実態

1)家庭系収集ごみ

過去 10 年間の家庭系収集ごみ排出量（年間排出量、1 人 1 日当たりの排出量）の実績は表 2-2-4 及び図 2-2-2 のとおりです。

この間、総じて減少傾向にありますますが、合計値が令和元（2019）年度、令和 2（2020）年度と増加しています。これらは、次の理由によると考えられます。

【令和元（2019）年度】

○令和元（2019）年度から小山川クリーンセンターでの家庭系ごみ搬入手数料 100kg 以下無料制度が廃止されたことにより、それまでは小山川クリーンセンターへ直接搬入していたものの一部が収集所へ出されるようになり、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみが増加したと考えられます。

【令和 2（2020）年度】

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって緊急事態宣言の発出などがあり、在宅時間が長くなったことに伴い、自宅で食事をする機会や不要品を整理する機会が増えたと推測され、すべての収集項目で排出量が増加したと考えられます。

また、令和 2（2020）年度以降の項目別の排出量に着目すると、次の特徴があります。

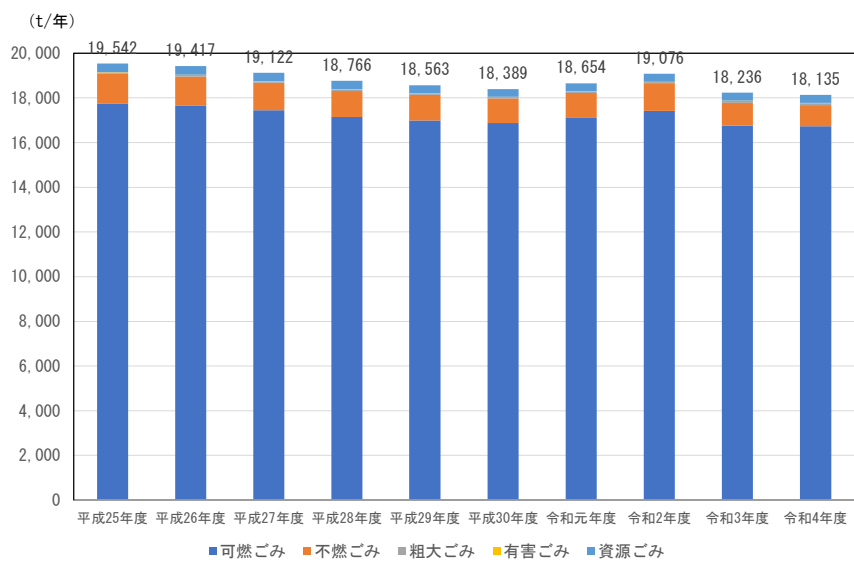
○可燃ごみと不燃ごみは、新型コロナウイルス感染症感染拡大前の傾向から引き続き減少傾向にあります。

○粗大ごみと有害ごみは、令和 2（2020）年度に増加して以降、同程度の排出となっています。

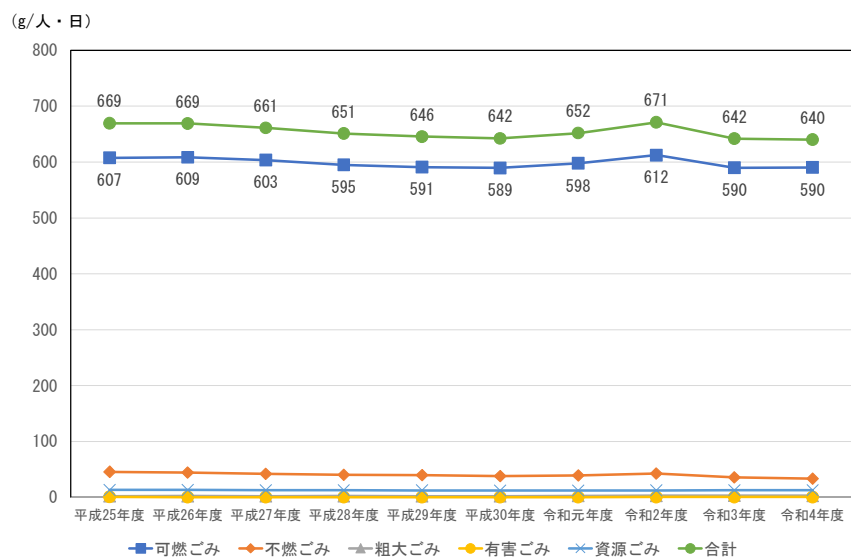
○資源ごみは令和 3（2021）年度に増加しましたが、これはスプレー缶の分別収集が開始されたことの影響と考えられます。

表 2-2-4 家庭系収集ごみ排出量の実績

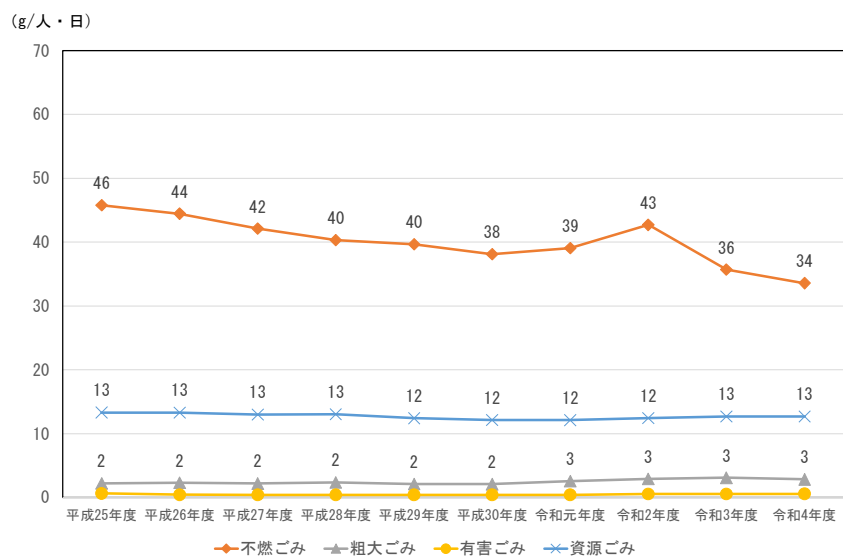
項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計画収集人口	人	79,989	79,502	79,018	78,965	78,769	78,442	78,173	77,893	77,826	77,624
家庭系収集ごみ	t/年	19,542	19,417	19,122	18,766	18,563	18,389	18,654	19,076	18,236	18,135
可燃ごみ	t/年	17,733	17,661	17,452	17,148	16,993	16,878	17,104	17,409	16,757	16,726
不燃ごみ	t/年	1,336	1,290	1,218	1,162	1,140	1,091	1,118	1,214	1,014	951
粗大ごみ	t/年	65	67	64	68	61	60	73	83	88	81
有害ごみ	t/年	19	13	12	12	12	12	12	16	16	17
資源ごみ	t/年	389	386	376	376	357	348	347	354	361	360
家庭系収集ごみ	g/人・日	669	669	661	651	646	642	652	671	642	640
可燃ごみ	g/人・日	607	609	603	595	591	589	598	612	590	590
不燃ごみ	g/人・日	46	44	42	40	40	38	39	43	36	34
粗大ごみ	g/人・日	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3
有害ごみ	g/人・日	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
資源ごみ	g/人・日	13	13	13	13	12	12	12	12	13	13



(1) 年間排出量



(2) 1人1日当たりの排出量



(3) 1人1日当たりの排出量 (拡大図)

図 2-2-2 家庭系収集ごみ排出量の推移

2)家庭系直接搬入ごみ

過去 10 年間の家庭系直接搬入ごみ排出量（年間排出量、1 人 1 日当たりの排出量）の実績は表 2-2-5 及び図 2-2-3 のとおりです。

この間、総じて減少傾向にはありますが、平成 30（2018）年度と令和 2（2020）年度が増加し、逆に令和元（2019）年度は少なくなっており、年度による増減が著しくなっています。

令和 2（2020）年度の増加は、家庭系収集ごみの場合と同じと考えられますが、平成 30（2018）年度及び令和元（2019）年度の変化は次の理由によると考えられます。

【平成 30（2018）年度】

○令和元（2019）年度からの小山川クリーンセンターでの家庭系ごみ搬入手数料 100kg 以下無料制度廃止が周知されたことによる駆け込み廃棄と考えられ、特に可燃ごみと粗大ごみが増加しました。

【令和元（2019）年度】

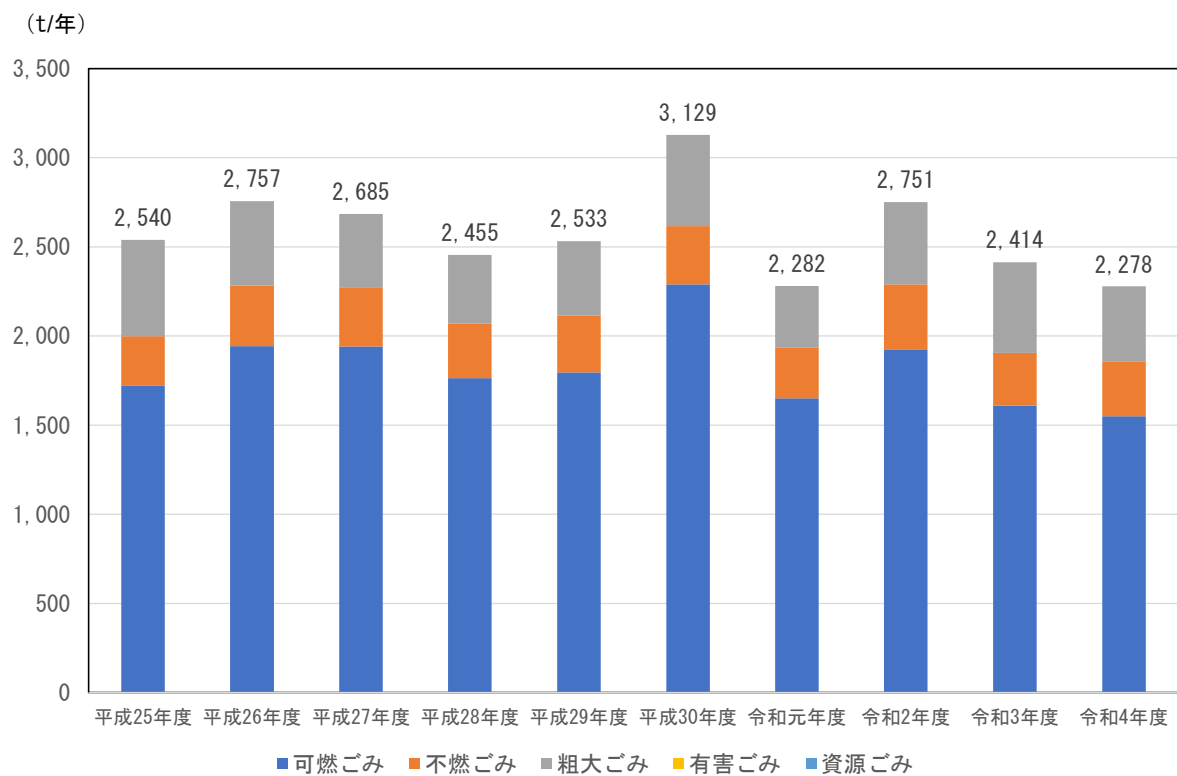
○小山川クリーンセンターでの家庭系ごみ搬入手数料 100kg 以下無料制度廃止により、直接搬入の排出量が減少したのと考えられます。

令和 2（2020）年度以降の項目別の排出量には次の特徴があります。

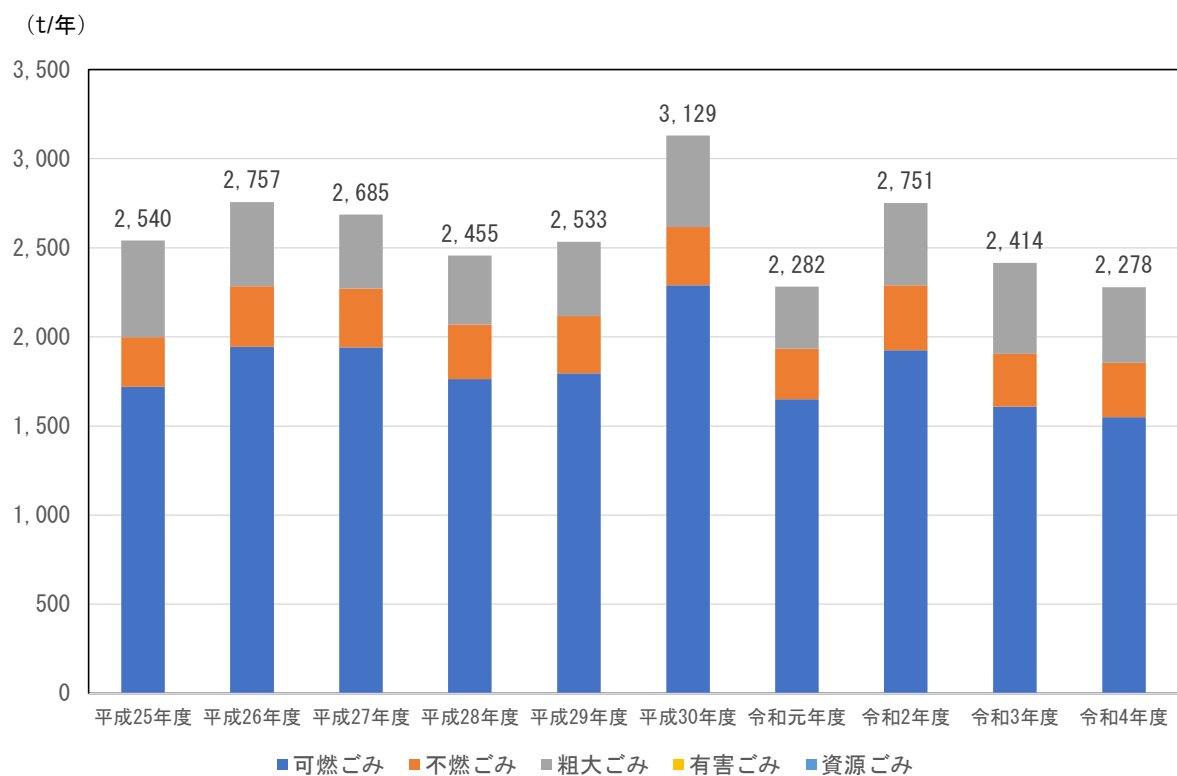
○可燃ごみと不燃ごみの排出量は、特異な傾向を示す平成 30（2018）年度と令和 2（2020）年度を除くと、減少傾向で推移しています。

表 2-2-5 家庭系直接搬入ごみ排出量の実績

項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計画収集人口	人	79,989	79,502	79,018	78,965	78,769	78,442	78,173	77,893	77,826	77,624
家庭系直接搬入ごみ	t/年	2,540	2,757	2,685	2,455	2,533	3,129	2,282	2,751	2,414	2,278
可燃ごみ	t/年	1,720	1,943	1,941	1,763	1,796	2,289	1,650	1,925	1,609	1,550
不燃ごみ	t/年	278	340	330	305	320	328	283	364	296	305
粗大ごみ	t/年	542	474	414	387	417	512	349	462	509	423
有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭系直接搬入ごみ	g/人・日	87	95	93	85	88	109	80	97	85	80
可燃ごみ	g/人・日	59	67	67	61	62	80	58	68	57	55
不燃ごみ	g/人・日	10	12	11	11	11	11	10	13	10	11
粗大ごみ	g/人・日	19	16	14	13	15	18	12	16	18	15
有害ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0



(1) 年間排出量



(2) 1人1日当たりの排出量

図 2-2-3 家庭系直接搬入ごみ排出量の推移

3)事業系ごみ

過去 10 年間の事業系ごみ排出量（年間排出量、1 人 1 日当たりの排出量）の実績は表 2-2-6 及び図 2-2-4 のとおりです。

平成 28（2016）年度までは増加していましたが、その後は減少傾向に転じつつ増減を繰り返しており、令和元（2019）年度は極端に増加しています。また、家庭系ごみは平成 30（2018）年度と令和 2（2020）年度に増加しましたが、そのような傾向は見られません。

これは、次の理由によると考えられます。

【令和元（2019）年度】

○令和元（2019）年 10 月の台風 19 号の影響により、水分を含んだ草木類等が多量に排出され、ごみ排出量が増加したものと考えられます。

【令和 2（2020）年度】

○家庭系ごみとは逆に事業系ごみが減少しましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大による飲食店や商業施設等の休業や時短営業、出勤者数の減少などが要因と考えられます。

○但し項目別に見ると、不燃ごみは増加しています。

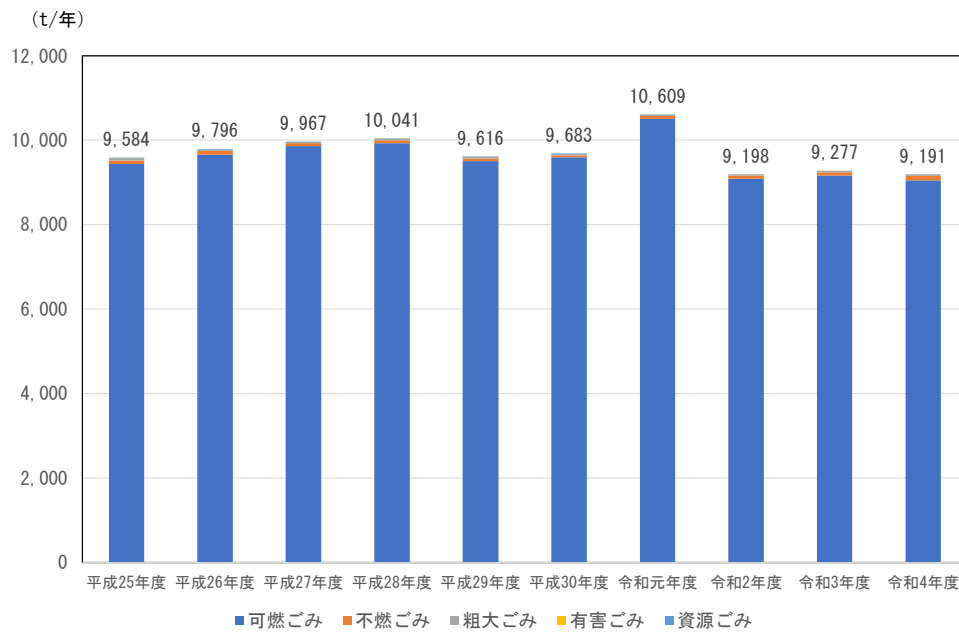
令和 2（2020）年度以降の項目別の排出量には次の特徴があります。

○可燃ごみは、令和 2（2020）年度に減少して以降、同程度の排出となっています。

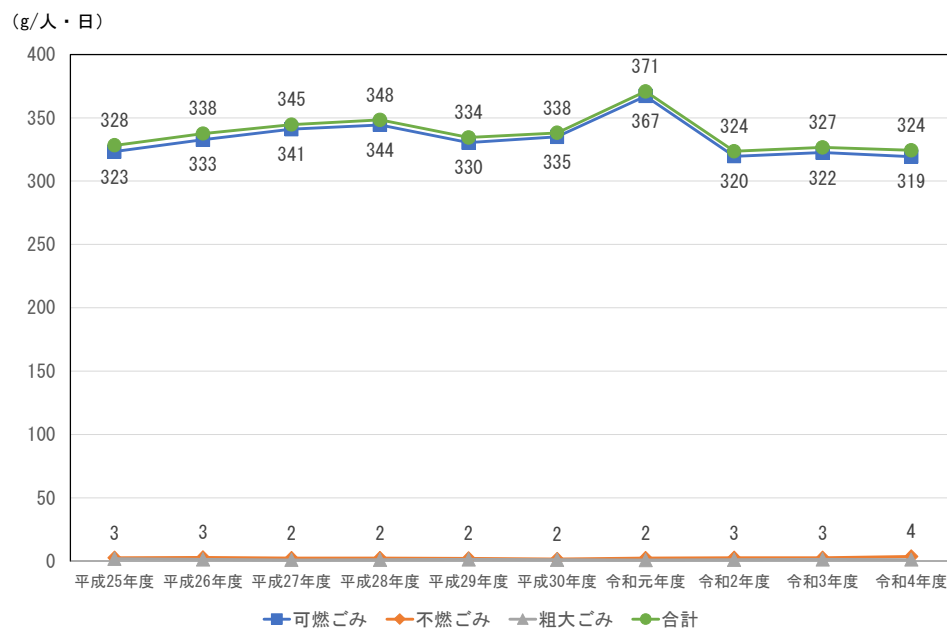
○不燃ごみは、令和 3（2021）年度は令和 2（2020）年度と同程度でしたが、令和 4（2022）年度に大きく増加しました。

表 2-2-6 事業系ごみ排出量の実績

項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計画収集人口	人	79,989	79,502	79,018	78,965	78,769	78,442	78,173	77,893	77,826	77,624
事業系ごみ	t/年	9,584	9,796	9,967	10,041	9,616	9,683	10,609	9,198	9,277	9,191
可燃ごみ	t/年	9,438	9,657	9,860	9,926	9,502	9,593	10,504	9,086	9,160	9,050
不燃ごみ	t/年	79	88	68	72	65	48	69	78	79	106
粗大ごみ	t/年	55	40	29	33	40	33	25	34	38	35
有害ごみ	t/年	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
資源ごみ	t/年	10	10	10	10	9	9	11	0	0	0
事業系ごみ	g/人・日	328	338	345	348	334	338	371	324	327	324
可燃ごみ	g/人・日	323	333	341	344	330	335	367	320	322	319
不燃ごみ	g/人・日	3	3	2	2	2	2	2	3	3	4
粗大ごみ	g/人・日	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
有害ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0



(1) 年間排出量



(2) 1人1日当たりの排出量
図 2-2-4 事業系ごみ排出量の推移

4) 集団資源回収

過去 10 年間の集団資源回収量（年間回収量、1 人 1 日当たりの回収量）の実績は表 2-2-7 及び図 2-2-5 のとおりです。

経年的な推移を見ると、令和 2（2020）年度までは一貫して減少していましたが、その後は増加へと転じています。また、一貫しての減少ではありますが、令和元（2019）年度から令和 2（2020）年度にかけての減少幅は、それまでよりも大きくなっています。

これは、次の理由によると考えられます。

【令和元（2019）年度から令和 2（2020）年度にかけての減少】

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、他人との接触を伴うイベント等の多くが中止されたように、集団資源回収を中止した団体があり、それにより回収量も大きく減少したと考えられます。

【令和 2（2020）年度から令和 4（2022）年度にかけての増加】

○新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、回収を中止していた団体が、新型コロナウイルス感染症の感染が収まりつつある中、回収を再開した結果、回収量が増加したと考えられます。

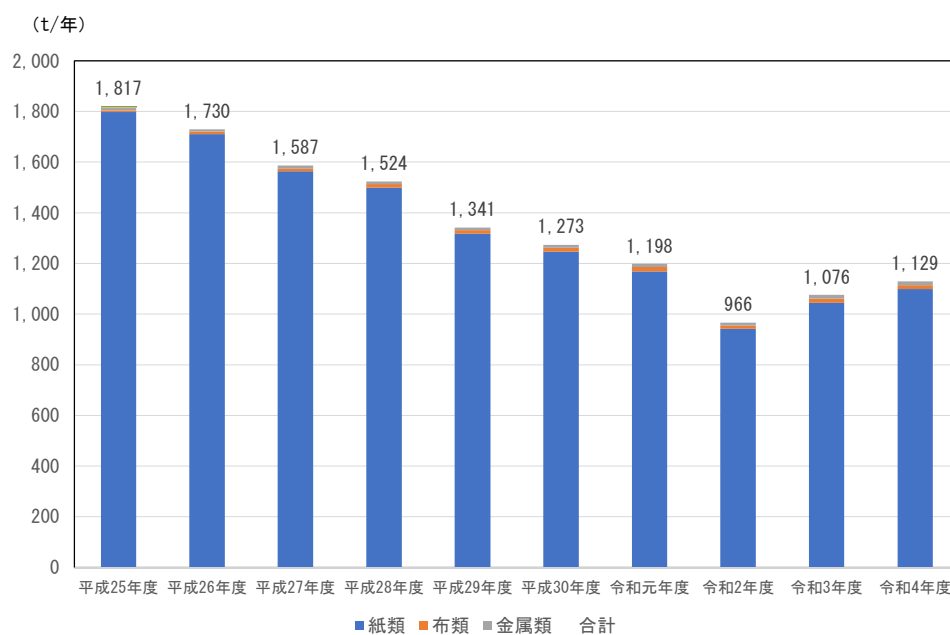
令和 2（2020）年度以降の項目別の回収量には次の特徴があります。

○紙類は総回収量と同様、令和 2（2020）年度以降増加してきていますが、まだ令和元（2019）年度の回収量に到達していません。令和元（2019）年度以前は減少が続いていましたので、今後減少に転じる可能性もあります。

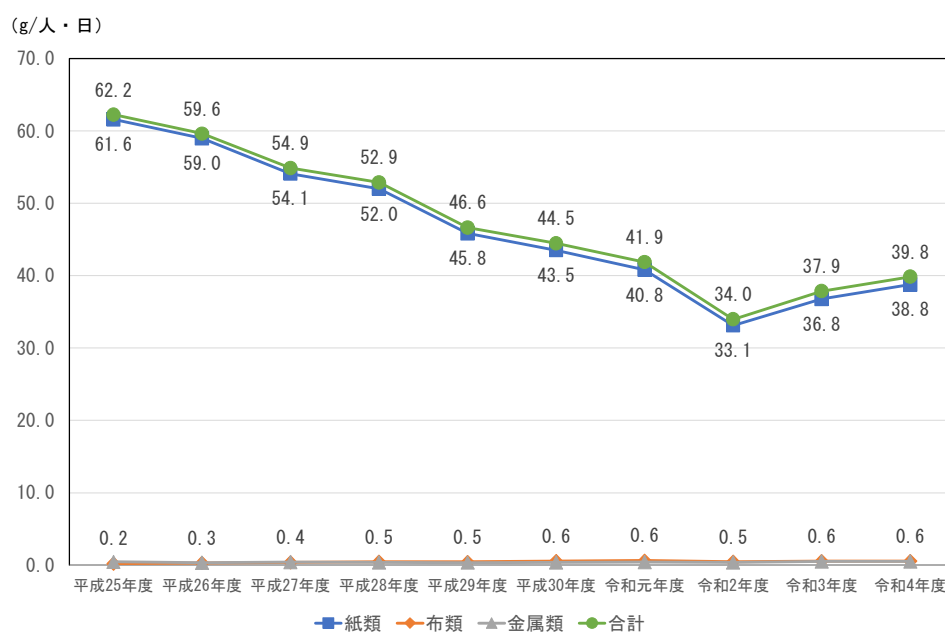
○布類と金属類は、令和 4（2022）年度の回収量が令和元（2019）年度以前の最大値と同程度か上回っています。今後も増加する可能性はありますが、紙類と比較して圧倒的に少ない量です。

表 2-2-7 集団資源回収量の実績

項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計画収集人口	人	79,989	79,502	79,018	78,965	78,769	78,442	78,173	77,893	77,826	77,624
集団資源回収	t/年	1,817	1,730	1,587	1,524	1,341	1,273	1,198	966	1,076	1,129
紙類	t/年	1,798	1,711	1,564	1,499	1,318	1,246	1,168	942	1,045	1,098
布類	t/年	6	9	11	14	13	16	18	13	16	16
金属類	t/年	13	10	12	11	10	11	12	11	15	15
集団資源回収	g/人・日	62.2	59.6	54.9	52.9	46.6	44.5	41.9	34.0	37.9	39.8
紙類	g/人・日	61.6	59.0	54.1	52.0	45.8	43.5	40.8	33.1	36.8	38.8
布類	g/人・日	0.2	0.3	0.4	0.5	0.5	0.6	0.6	0.5	0.6	0.6
金属類	g/人・日	0.4	0.3	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5



(1) 年間回収量



(2) 1人1日当たりの回収量
図 2-2-5 集団資源回収量の推移

5)ごみ総排出量

過去 10 年間のごみ総排出量（年間排出量）の実績は表 2-2-8 及び図 2-2-6、1 人 1 日当たりの排出量の実績は表 2-2-9 及び図 2-2-7 のとおりです。

この間、総じて減少傾向にありますが、合計値が平成 29（2017）年度から平成 30（2018）年度、令和元（2019）年度にかけて増加しています。これらを含め、近年の変化は次の理由によると考えられます。

【平成 30（2018）年度】

○令和元（2019）年度からの小山川クリーンセンターでの手数料 100kg 以下無料制度廃止が周知されたことによる駆け込み廃棄と考えられ、可燃ごみと粗大ごみの排出量が増加しました。

【令和元（2019）年度】

○令和元（2019）年 10 月の台風 19 号の影響により、水分を含んだ草木類等が多量に排出され、事業系ごみ排出量が増加しました。

【令和 2（2020）年度】

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、家庭系ごみは増加、事業系ごみは減少し、結果的に総排出量は減少しました。

また、令和 2（2020）年度以降の項目別の排出量に着目すると、次の特徴があります。

○家庭系収集ごみと家庭系直接搬入ごみは減少しています。

○事業系ごみはあまり変わっていません。

○集団資源回収量は増加しています。

表 2-2-8 ごみ総排出量の実績

項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計画収集人口	人	79,989	79,502	79,018	78,965	78,769	78,442	78,173	77,893	77,826	77,624
ごみ総排出量	t/年	33,483	33,700	33,361	32,786	32,053	32,474	32,743	31,991	31,003	30,733
家庭系ごみ	t/年	22,082	22,174	21,807	21,221	21,096	21,518	20,936	21,827	20,650	20,413
可燃ごみ	t/年	19,453	19,604	19,393	18,911	18,789	19,167	18,754	19,334	18,366	18,276
不燃ごみ	t/年	1,614	1,630	1,548	1,467	1,460	1,419	1,401	1,578	1,310	1,256
粗大ごみ	t/年	607	541	478	455	478	572	422	545	597	504
有害ごみ	t/年	19	13	12	12	12	12	12	16	16	17
資源ごみ	t/年	389	386	376	376	357	348	347	354	361	360
家庭系収集ごみ	t/年	19,542	19,417	19,122	18,766	18,563	18,389	18,654	19,076	18,236	18,135
可燃ごみ	t/年	17,733	17,661	17,452	17,148	16,993	16,878	17,104	17,409	16,757	16,726
不燃ごみ	t/年	1,336	1,290	1,218	1,162	1,140	1,091	1,118	1,214	1,014	951
粗大ごみ	t/年	65	67	64	68	61	60	73	83	88	81
有害ごみ	t/年	19	13	12	12	12	12	12	16	16	17
資源ごみ	t/年	389	386	376	376	357	348	347	354	361	360
家庭系直接搬入ごみ	t/年	2,540	2,757	2,685	2,455	2,533	3,129	2,282	2,751	2,414	2,278
可燃ごみ	t/年	1,720	1,943	1,941	1,763	1,796	2,289	1,650	1,925	1,609	1,550
不燃ごみ	t/年	278	340	330	305	320	328	283	364	296	305
粗大ごみ	t/年	542	474	414	387	417	512	349	462	509	423
有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業系ごみ	t/年	9,584	9,796	9,967	10,041	9,616	9,683	10,609	9,198	9,277	9,191
可燃ごみ	t/年	9,438	9,657	9,860	9,926	9,502	9,593	10,504	9,086	9,160	9,050
不燃ごみ	t/年	79	88	68	72	65	48	69	78	79	106
粗大ごみ	t/年	55	40	29	33	40	33	25	34	38	35
有害ごみ	t/年	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
資源ごみ	t/年	10	10	10	10	9	9	11	0	0	0
集団資源回収	t/年	1,817	1,730	1,587	1,524	1,341	1,273	1,198	966	1,076	1,129
紙類	t/年	1,798	1,711	1,564	1,499	1,318	1,246	1,168	942	1,045	1,098
布類	t/年	6	9	11	14	13	16	18	13	16	16
金属類	t/年	13	10	12	11	10	11	12	11	15	15

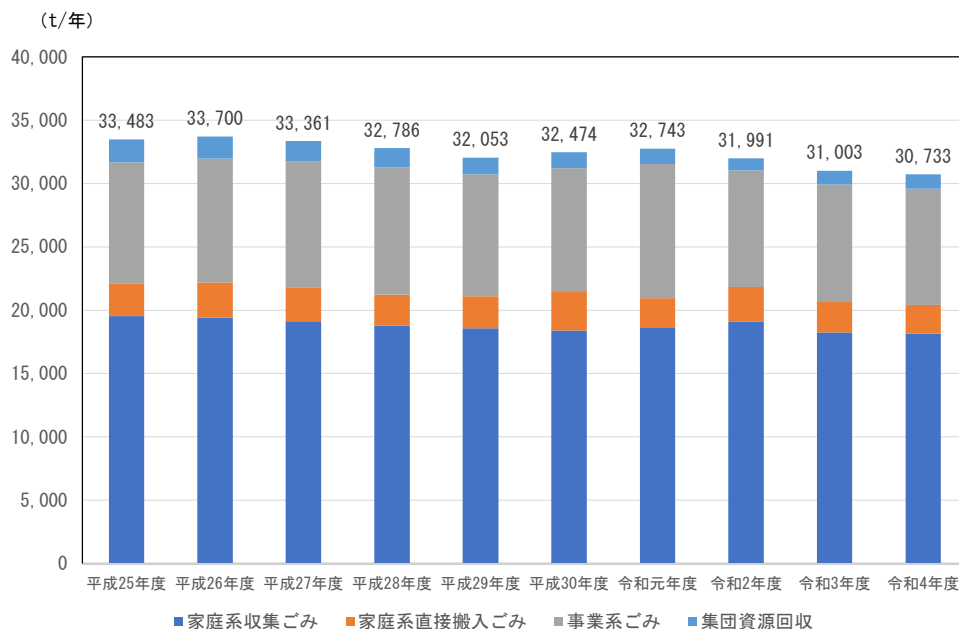


図 2-2-6 ごみ総排出量の推移

表 2-2-9 1人1日当たりのごみ総排出量の実績

項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計画収集人口	人	79,989	79,502	79,018	78,965	78,769	78,442	78,173	77,893	77,826	77,624
ごみ総排出量	g/人・日	1,147	1,161	1,154	1,138	1,115	1,134	1,144	1,125	1,091	1,085
家庭系ごみ	g/人・日	756	764	754	736	734	752	732	768	727	720
可燃ごみ	g/人・日	666	676	671	656	654	669	655	680	647	645
不燃ごみ	g/人・日	55	56	54	51	51	50	49	56	46	44
粗大ごみ	g/人・日	21	19	17	16	17	20	15	19	21	18
有害ごみ	g/人・日	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
資源ごみ	g/人・日	13	13	13	13	12	12	12	12	13	13
家庭系収集ごみ	g/人・日	669	669	661	651	646	642	652	671	642	640
可燃ごみ	g/人・日	607	609	603	595	591	589	598	612	590	590
不燃ごみ	g/人・日	46	44	42	40	40	38	39	43	36	34
粗大ごみ	g/人・日	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3
有害ごみ	g/人・日	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
資源ごみ	g/人・日	13	13	13	13	12	12	12	12	13	13
家庭系直接搬入ごみ	g/人・日	87	95	93	85	88	109	80	97	85	80
可燃ごみ	g/人・日	59	67	67	61	62	80	58	68	57	55
不燃ごみ	g/人・日	10	12	11	11	11	11	10	13	10	11
粗大ごみ	g/人・日	19	16	14	13	15	18	12	16	18	15
有害ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業系ごみ	g/人・日	328	338	345	348	334	338	371	324	327	324
可燃ごみ	g/人・日	323	333	341	344	330	335	367	320	322	319
不燃ごみ	g/人・日	3	3	2	2	2	2	2	3	3	4
粗大ごみ	g/人・日	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
有害ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源ごみ	g/人・日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集団資源回収	g/人・日	62	60	55	53	47	44	42	34	38	40
紙類	g/人・日	61.6	59.0	54.1	52.0	45.8	43.5	40.8	33.1	36.8	38.8
布類	g/人・日	0.2	0.3	0.4	0.5	0.5	0.6	0.6	0.5	0.6	0.6
金属類	g/人・日	0.4	0.3	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5

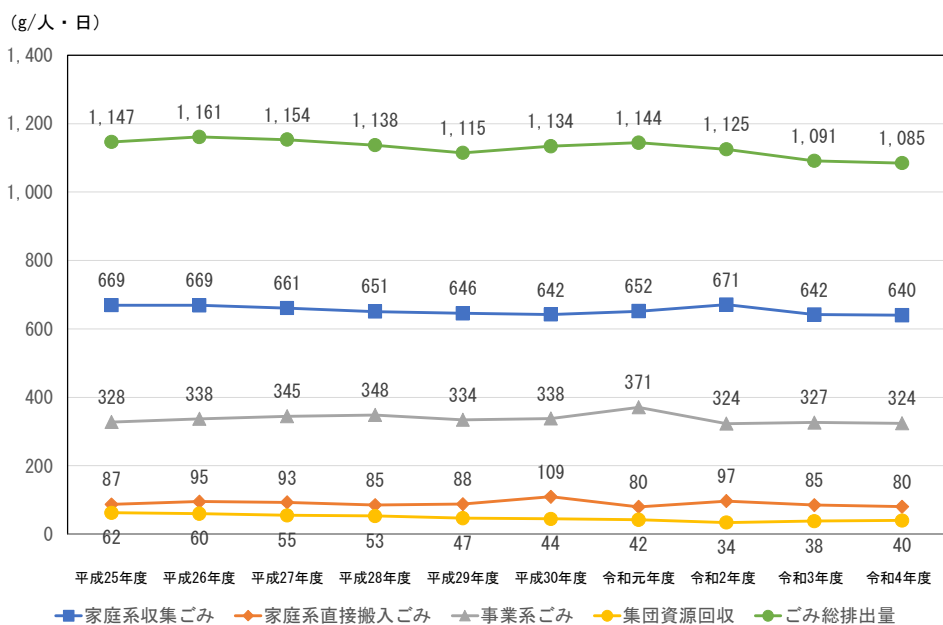


図 2-2-7 1人1日当たりのごみ総排出量の推移

2-3 排出段階における減量化・資源化

排出段階で実施している減量化・資源化施策として、集団資源回収事業報奨金交付制度があります。

資源再利用の推進、ごみの減量及び生活環境の保全を図ることを目的として、集団資源回収事業実施団体登録の申請を行った PTA、子ども会及び自治会等の団体に対し、紙類等を分別・回収した重量に応じて報奨金を交付する制度を設けています。報奨金制度の概要は表 2-2-10 のとおりです。なお、各団体が回収した資源ごみは、有価物取扱業者登録申請を行った回収取扱業者へ売却することができます。

集団資源回収量は表 2-2-11、図 2-2-8 のとおりで、令和 2（2020）年度までは減少を続けていましたが、令和 2（2020）年度を境に令和 3（2021）年度、令和 4（2022）年度と増加に転じました。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和 2（2020）年度は回収を中止した団体が、令和 3（2021）年度以降、新型コロナウイルス感染症が収まるにつれて回収を再開した結果と考えられます。ただし、交付団体数は令和 2（2020）年度以降減少が続いており、将来的に減少に転じる可能性が大きいと考えられます。

回収量の内訳を見ると、令和 4（2022）年度の実績で紙類が 97.3%を占め、大部分が紙類となっています。また報奨金額については、平成 28（2016）年度をピークに減少傾向にありましたが、令和 3 年度より増加に転じています。

表 2-2-10 集団資源回収に係る報奨金制度

項目	内容
報奨金の交付の対象となる有価物の種類	紙類、布類及び金属類
報奨金の単価	業者へ引き渡す有価物の回収量1キログラムにつき3円とする。ただし、同一月に引き渡す有価物が1種類増すごとにそれぞれ1円を加算する。

表 2-2-11 集団資源回収量と報奨金額の実績

項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計画収集人口	人	79,989	79,502	79,018	78,965	78,769	78,442	78,173	77,893	77,826	77,624
集団資源回収	t/年	1,817	1,730	1,587	1,524	1,341	1,273	1,198	966	1,076	1,129
紙類	t/年	1,798	1,711	1,564	1,499	1,318	1,246	1,168	942	1,045	1,098
布類	t/年	6	9	11	14	13	16	18	13	16	16
金属類	t/年	13	10	12	11	10	11	12	11	15	15
1人1日当たりの 集団資源回収量	g/人・日	62.2	59.6	54.9	52.9	46.6	44.5	41.9	34.0	37.9	39.8
報奨金額	円	5,450,172	5,188,086	4,760,826	6,913,122	6,247,860	6,061,666	5,768,570	4,611,442	5,228,338	5,430,226
交付団体数	団体	66	63	61	61	61	59	57	53	50	51

※平成27（2015）年度までの報奨金は3円/kgであり、平成28（2016）年度より同一月に引き渡す有価物が1種類増すごとに1円を加算する単価加算方式に変更。

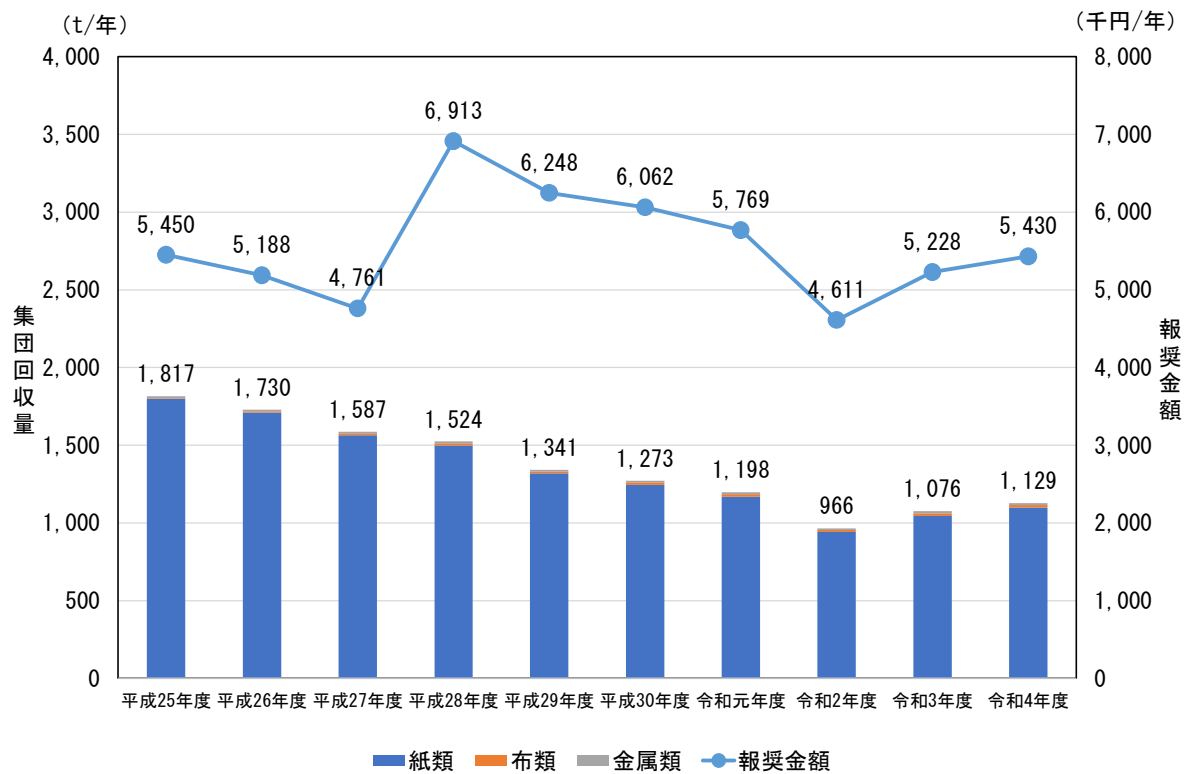


図 2-2-8 集団資源回収量と報奨金額の推移

2-4 ごみ処理手数料

ごみ処理手数料は表 2-2-12 のとおりです。

収集所に排出される家庭系ごみは無料で回収していますが、小山川クリーンセンターへ直接搬入する場合や別途収集を依頼する場合はごみ処理手数料等がかかります。

表 2-2-12 ごみ処理手数料

区分	項目		料金	取扱	備考
家庭系 ごみ	小山川クリーンセンターへの搬入手数料		40円/10kg	組合	・自分で直接搬入する場合 ・10kg未満は10kgと見なす
	粗大ごみリクエスト収集		品目ごとに100円～1,000円	本庄市	・1回の収集で5点まで
	家電4品目※1、2	市が収集する場合	エアコン：990円または2,000円 テレビ：1,320～3,700円 冷蔵庫・冷凍庫：3,740～6,149円 洗濯機・衣類乾燥機：2,530～3,300円	本庄市※3	・運搬手数料50円/kgが必要
		小山川クリーンセンターへ自己搬入する場合		組合	・運搬手数料400円/10kgが必要
		指定引取場所へ自己搬入する場合		指定引取場所※4	・手数料は無料
事業系 ごみ	小山川クリーンセンターへの搬入手数料		200円/10kg	組合	・条件付で1収集日あたり指定ごみ袋2袋以下はステーション収集として排出可能

※1：これら以外に、販売店あるいは許可業者へ依頼する方法がある（料金等は販売店、業者へ確認）

※2：家電4品目のリサイクル料金は令和5年12月現在

※3：郵便局あるいはゆうちょ銀行でリサイクル券を購入し、券を持って環境推進課あるいは支所環境産業課へ申し込み

※4：郵便局あるいはゆうちょ銀行でリサイクル券を購入し、指定引取場所へ搬入

2-5 中間処理

1)中間処理の概要

小山川クリーンセンター（ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設）の概要は表 2-2-13 のとおりです。

ごみ焼却施設は、発電設備を有する全連続式ストーカ炉です。粗大ごみ処理施設は、缶類の選別・圧縮機、不燃・粗大ごみの破碎・選別機、及びペットボトル減容機を有しています。不燃ごみ、粗大ごみは破碎処理を行いながら、アルミ・鉄類を有価物として回収しています。

表 2-2-13 小山川クリーンセンターの概要

施 設 名	児玉郡市広域市町村圏組合立小山川クリーンセンター
事 業 主 体	児玉郡市広域市町村圏組合
所 在 地	埼玉県本庄市東五十子151-1
敷 地 面 積	18,710㎡
竣 工	平成12年3月
処 理 能 力	ごみ焼却施設：228t/日（76t/24h×3基） 粗大ごみ処理施設：68t/5h
最大発電容量	2,400kw
運用管理体制	直営及び委託



小山川クリーンセンター外観

2)中間処理の実績

(1)ごみ焼却量

小山川クリーンセンターにおける本市分のごみ焼却量は、表 2-2-14、図 2-2-9 のとおりです。経年的に焼却量は減少傾向ですが、平成 30（2018）年度、令和元（2019）年度と増加するなど増減の変動が見られます。これは可燃ごみの搬入量の増加によるもので、令和元年度は台風 19 号の影響によって事業系可燃ごみの排出量が過去 10 年で最大となった結果、可燃ごみ搬入量も過去 10 年で最大であった平成 26（2014）年度に近い量まで増加していました。

表 2-2-14 ごみ焼却量の実績

項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
搬入量	t/年	28,891	29,261	29,253	28,837	28,291	28,760	29,258	28,420	27,526	27,326
家庭系収集可燃ごみ	t/年	17,733	17,661	17,452	17,148	16,993	16,878	17,104	17,409	16,757	16,726
家庭系直接搬入可燃ごみ	t/年	1,720	1,943	1,941	1,763	1,796	2,289	1,650	1,925	1,609	1,550
事業系可燃ごみ	t/年	9,438	9,657	9,860	9,926	9,502	9,593	10,504	9,086	9,160	9,050
資源ごみ（紙類）	t/年	(118)	(106)	(96)	(83)	(79)	(81)	(56)	(86)	(73)	(73)
焼却量	t/年	30,593	30,942	30,815	30,338	29,804	30,283	30,705	30,069	29,065	28,790
可燃ごみ（紙類除く）	t/年	28,773	29,155	29,157	28,754	28,212	28,679	29,202	28,334	27,453	27,253
焼却以外の中間処理残渣	t/年	1,820	1,787	1,658	1,584	1,592	1,604	1,503	1,735	1,612	1,537

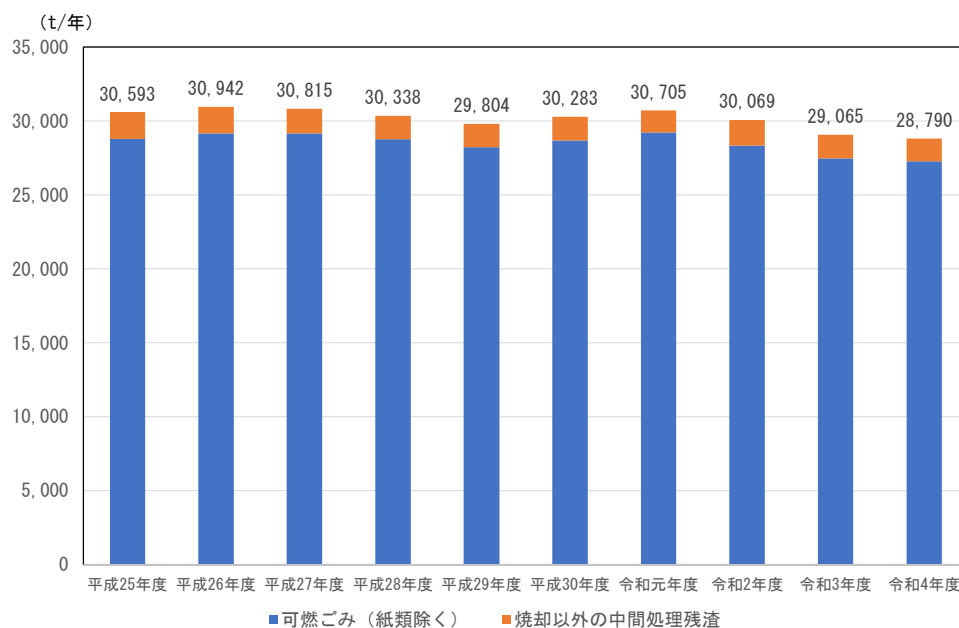


図 2-2-9 ごみ焼却量の推移

(2)不燃・粗大ごみ処理量

小山川クリーンセンターにおける本市分の不燃・粗大ごみ処理量は表 2-2-15、図 2-2-10 のとおりです。

令和元（2019）年度までは減少傾向で推移してきましたが、令和 2（2020）年度は大きく増加しています。要因として、新型コロナウイルス感染症の影響が考えられますが、その後は減少へと転じ、令和 4（2022）年度は過去 10 年間で最も少なくなっています。

処理内訳は、令和 2（2020）年度までは資源化の割合が 25.4～26.6%と 26%前後を占めていましたが、令和 3（2021）年度以降は 25%を下回っています。

表 2-2-15 不燃・粗大ごみ処理量の実績

項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
搬入量	t/年	2,355	2,299	2,123	2,027	2,043	2,072	1,917	2,235	2,024	1,900
家庭系収集ごみ	t/年	1,401	1,357	1,282	1,230	1,201	1,151	1,191	1,297	1,102	1,032
不燃ごみ	t/年	1,336	1,290	1,218	1,162	1,140	1,091	1,118	1,214	1,014	951
粗大ごみ	t/年	65	67	64	68	61	60	73	83	88	81
家庭系直接搬入ごみ	t/年	820	814	744	692	737	840	632	826	805	728
不燃ごみ	t/年	278	340	330	305	320	328	283	364	296	305
粗大ごみ	t/年	542	474	414	387	417	512	349	462	509	423
事業系ごみ	t/年	134	128	97	105	105	81	94	112	117	140
不燃ごみ	t/年	79	88	68	72	65	48	69	78	79	106
粗大ごみ	t/年	55	40	29	33	40	33	25	34	38	34
処理内訳	t/年	2,385	2,330	2,152	2,056	2,071	2,099	1,946	2,269	2,055	1,930
資源化	t/年	615	604	552	536	526	533	518	593	504	454
構成比	%	25.79	25.92	25.65	26.07	25.40	25.39	26.62	26.13	24.53	23.52
破砕物（焼却対象）	t/年	1,770	1,726	1,600	1,520	1,545	1,566	1,428	1,676	1,551	1,476
構成比	%	74.21	74.08	74.35	73.93	74.60	74.61	73.38	73.87	75.47	76.48

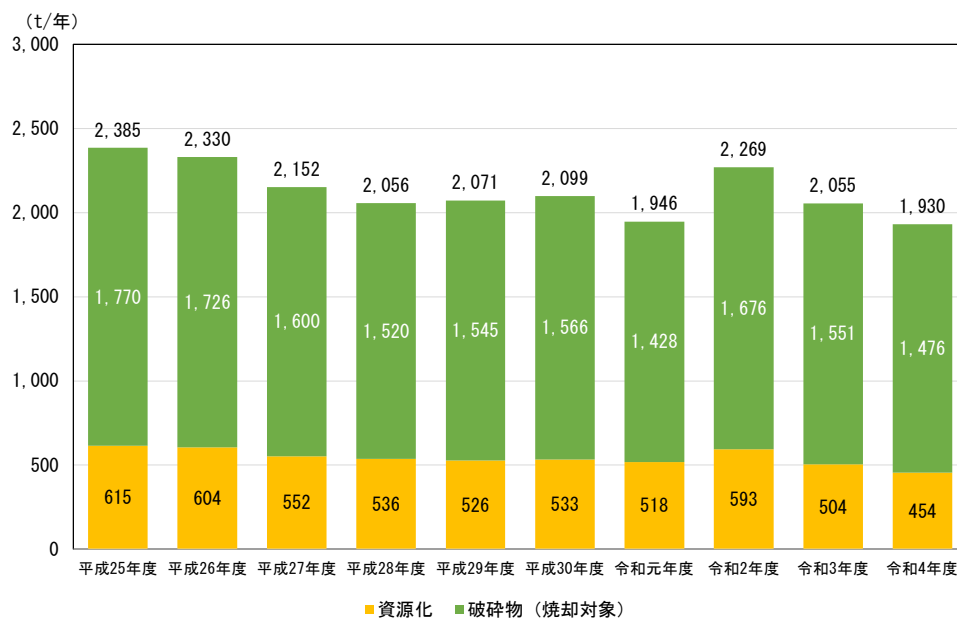


図 2-2-10 不燃・粗大ごみ処理量の推移

(3)可燃ごみの性状

小山川クリーンセンターにおける可燃ごみの組成分析結果は表 2-2-16、図 2-2-11 のとおりです。

「紙・布類」は平成 29（2017）年度に 60.8%と増加しましたが、平成 30（2018）年度以後は 45.1～51.1%となっています。また、この 3 年を見ると、「プラスチック類」は 24.4～27.0%、「木・竹類」は 13.4～15.2%、「ちゅう芥類」は 3.4～4.8%となっています。

季節別には、「木・竹類」が秋（10 月）に多く、冬（1 月）に少ないのが明らかなです。秋（10 月）はその分「紙・布類」が減少しており、冬（1 月）は逆に「紙・布類」が増加しています。

過去 10 年の平均を見ると「紙・布類」が 46.9%で最も多く、次いで「プラスチック類」が 26.0%、「木・竹類」が 11.8%、「ちゅう芥類」が 6.2%、「不燃物」が 2.9%となっています。

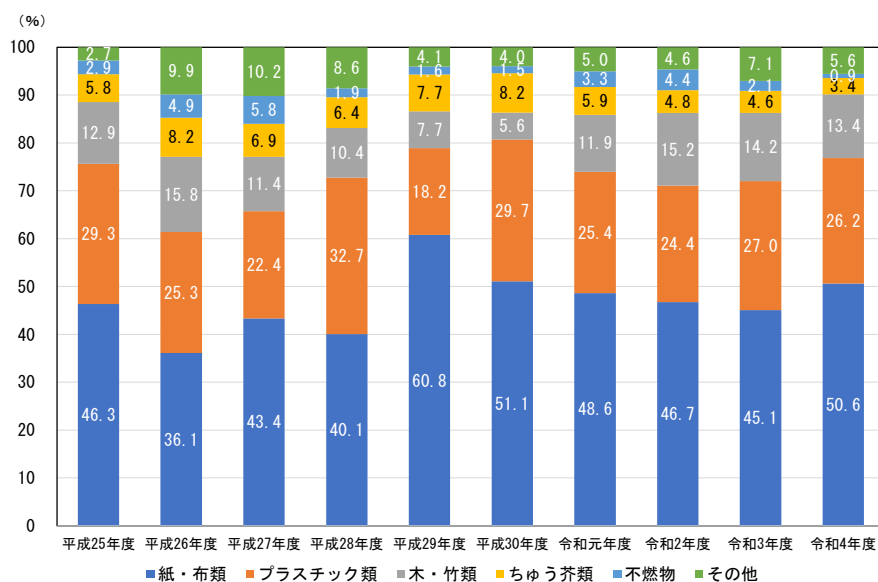


図 2-2-11(1) 組成分析結果（年度別の推移）

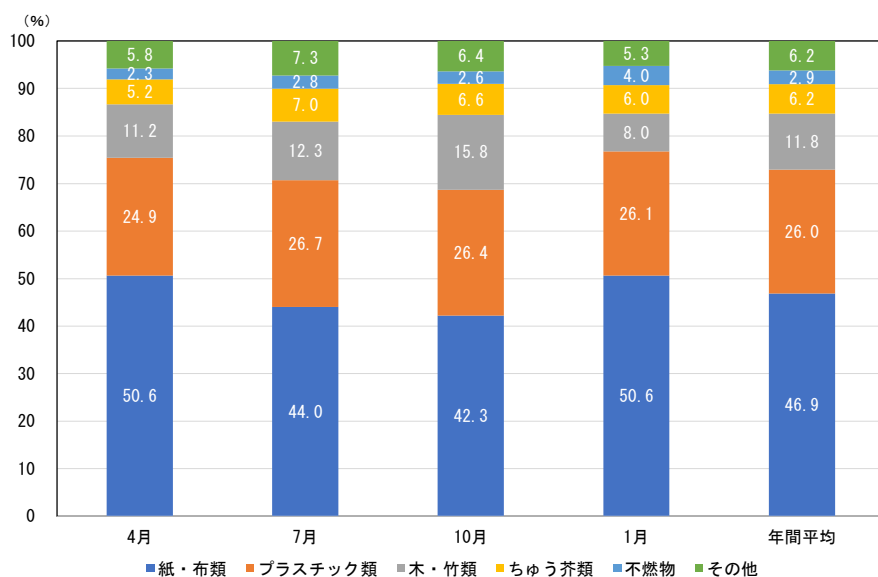


図 2-2-11(2) 組成分析結果（季節別の平均値）

表 2-2-16 可燃ごみの組成分析結果

測定年月		単位	ごみ組成						
			紙・布類	プラスチック類	木・竹類	ちゅう芥類	不燃物	その他	合計
平成25年度	4月	%	36.1	30.0	11.5	6.4	9.2	6.8	100.0
	7月	%	52.6	32.6	7.6	4.5	0.0	2.7	100.0
	10月	%	43.6	23.2	24.5	6.2	2.1	0.4	100.0
	1月	%	53.0	31.3	8.1	6.2	0.4	1.0	100.0
平成26年度	4月	%	34.3	23.4	18.2	16.4	1.5	6.2	100.0
	7月	%	33.0	30.6	15.9	2.6	7.1	10.8	100.0
	10月	%	38.8	22.9	22.1	5.2	1.6	9.4	100.0
	1月	%	38.4	24.1	6.8	8.4	9.3	13.0	100.0
平成27年度	4月	%	57.4	18.4	7.5	5.9	2.1	8.7	100.0
	7月	%	44.0	22.1	9.1	5.6	9.1	10.1	100.0
	10月	%	26.1	18.7	22.1	4.9	10.4	17.8	100.0
	1月	%	45.9	30.4	6.7	11.2	1.5	4.3	100.0
平成28年度	4月	%	50.8	21.9	9.2	5.0	2.0	11.1	100.0
	7月	%	34.8	29.6	12.1	11.8	1.4	10.3	100.0
	10月	%	34.0	38.4	11.1	6.7	2.2	7.6	100.0
	1月	%	40.6	41.0	9.0	2.2	1.9	5.3	100.0
平成29年度	4月	%	62.7	18.5	6.6	3.4	2.7	6.1	100.0
	7月	%	53.8	15.7	13.4	9.5	2.4	5.2	100.0
	10月	%	55.4	20.6	7.1	12.2	1.4	3.3	100.0
	1月	%	71.1	17.8	3.7	5.7	0.0	1.7	100.0
平成30年度	4月	%	58.1	35.3	1.4	2.8	0.5	1.9	100.0
	7月	%	47.0	31.7	6.6	11.5	0.0	3.2	100.0
	10月	%	48.9	28.2	8.4	8.9	0.3	5.3	100.0
	1月	%	50.2	23.5	6.0	9.6	5.2	5.5	100.0
令和元年度	4月	%	56.2	30.6	8.3	1.7	0.0	3.2	100.0
	7月	%	53.6	22.9	10.2	6.6	3.0	3.7	100.0
	10月	%	41.6	22.5	17.4	7.9	3.9	6.7	100.0
	1月	%	43.1	25.4	11.6	7.2	6.2	6.5	100.0
令和2年度	4月	%	42.1	28.9	21.4	3.1	1.9	2.6	100.0
	7月	%	42.2	26.7	17.8	7.4	1.5	4.4	100.0
	10月	%	48.8	21.5	18.6	3.5	1.2	6.4	100.0
	1月	%	53.8	20.4	2.9	5.0	12.9	5.0	100.0
令和3年度	4月	%	48.6	20.8	15.8	4.4	3.3	7.1	100.0
	7月	%	36.1	34.2	12.0	3.8	1.9	12.0	100.0
	10月	%	43.2	30.3	15.5	7.1	0.6	3.3	100.0
	1月	%	52.4	22.5	13.6	3.1	2.6	5.8	100.0
令和4年度	4月	%	59.7	20.9	12.4	3.1	0.0	3.9	100.0
	7月	%	42.9	20.9	18.6	6.2	1.1	10.3	100.0
	10月	%	42.2	38.0	10.8	3.0	2.4	3.6	100.0
	1月	%	57.6	25.0	11.6	1.2	0.0	4.6	100.0
平均	4月	%	50.6	24.9	11.2	5.2	2.3	5.8	100.0
	7月	%	44.0	26.7	12.3	7.0	2.8	7.3	100.0
	10月	%	42.3	26.4	15.8	6.6	2.6	6.4	100.0
	1月	%	50.6	26.1	8.0	6.0	4.0	5.3	100.0
	年間	%	46.9	26.0	11.8	6.2	2.9	6.2	100.0

注) 乾重量ベース

(4)資源化量・資源化率

小山川クリーンセンターにおける本市分の資源化量及び資源化率は表 2-2-17、図 2-2-12 のとおりです。

資源化量は、減少傾向で推移しています。

資源化率も減少傾向で推移してきましたが、令和 2（2020）年度以降は 17.1～17.3%となっています。

表 2-2-17 資源化量と資源化率の実績

項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資源化量	t/年	6,910	6,856	6,319	6,223	5,722	5,729	5,722	5,482	5,322	5,327
直接資源化量（集団資源回収含む）	t/年	2,208	2,098	1,946	1,877	1,690	1,620	1,506	1,288	1,391	1,463
焼却施設からの資源物	t/年	118	106	96	83	82	84	59	89	76	76
粗大ごみ処理施設からの資源物	t/年	615	604	552	536	526	533	518	593	504	454
焼却灰（有効利用）	t/年	3,969	4,048	3,725	3,727	3,424	3,492	3,639	3,512	3,351	3,334
資源化率	%	20.6	20.3	18.9	19.0	17.9	17.6	17.5	17.1	17.2	17.3
ごみ総排出量	t/年	33,483	33,700	33,361	32,786	32,053	32,474	32,743	31,991	31,003	30,733

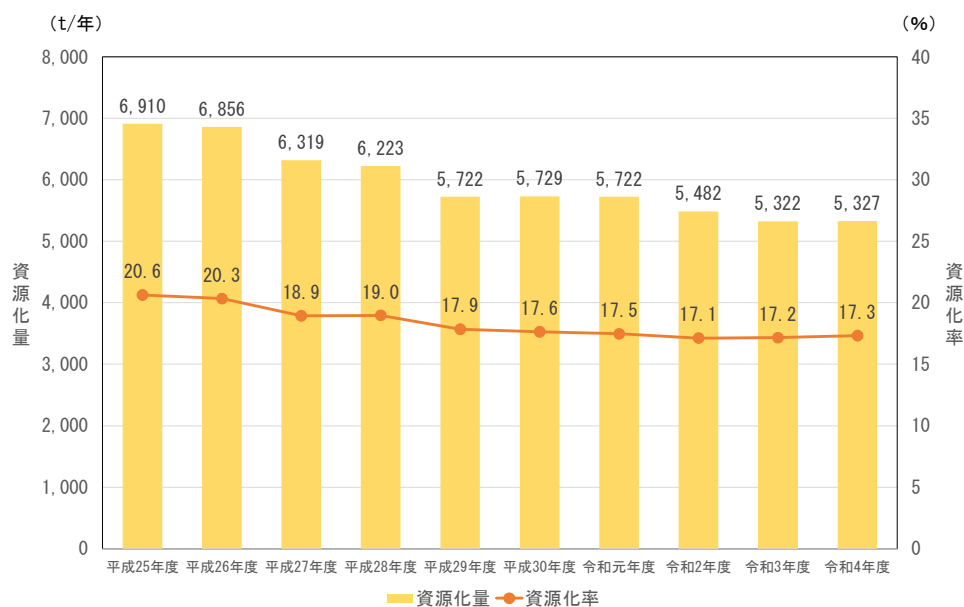


図 2-2-12 資源化量と資源化率の推移

2-6 最終処分

1)最終処分の概要

小山川クリーンセンターから排出される焼却灰等は、民間に委託し、セメント原料化または人工砂化し、再資源化に取り組んでいます。また、飛灰については固化した後、民間最終処分場で埋立処分を行っています。

2)最終処分量の実績

最終処分量は表 2-2-18 及び図 2-2-13 のとおりです。上でも述べたとおり、焼却灰は民間に委託してセメント原料化または人工砂化し、再資源化に取り組んでいます。そのため、最終処分量は飛灰を固化した灰固化物の量となります。

最終処分量は、変動はあるものの減少傾向で推移しています。最終処分率も低下傾向で推移していますが、平成 28（2016）年度以降に限ると 3.5～3.8%の間で変動しています。

表 2-2-18 最終処分量の実績

項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
焼却量	t/年	30,593	30,942	30,815	30,338	29,804	30,283	30,705	30,069	29,065	28,790
焼却灰	資源化量	t/年	3,969	4,048	3,725	3,727	3,424	3,492	3,639	3,512	3,334
	資源化率	%	13.0	13.1	12.1	12.3	11.5	11.5	11.9	11.7	11.6
灰固化物	最終処分量	t/年	1,273	1,202	1,246	1,165	1,061	1,142	1,102	1,031	1,090
	最終処分率	%	4.2	3.9	4.0	3.8	3.6	3.8	3.7	3.5	3.8

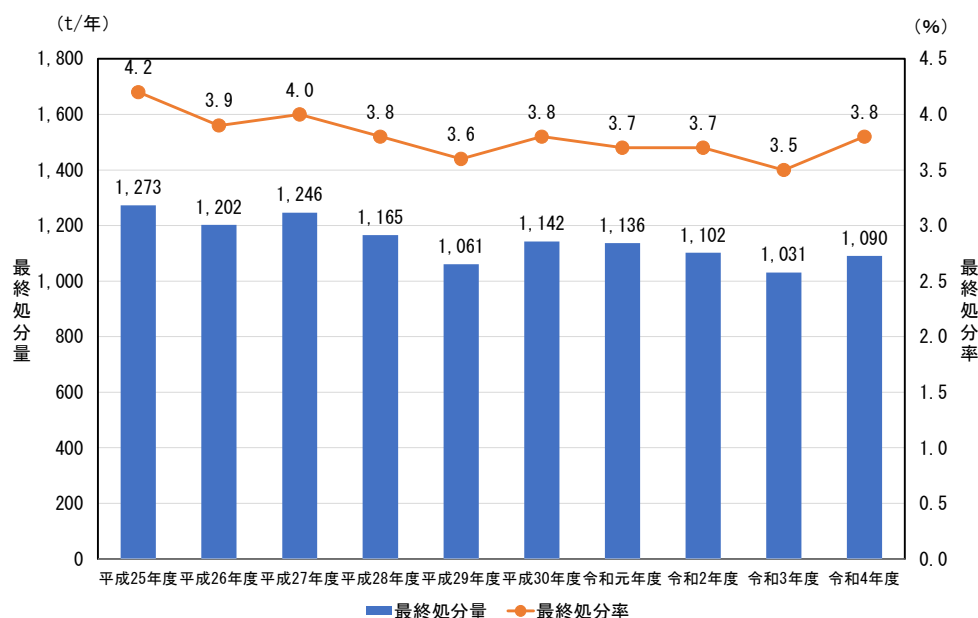


図 2-2-13 最終処分量の推移

2-7 事業費

ごみ処理に係る事業費は表 2-2-19 及び図 2-2-14 のとおりです。平成 30（2018）年度までは、年度による増減がありつつも概ね 600 百万円未満で推移していましたが、平成 30（2018）年度を境に増加し、令和 4（2022）年度は約 676 百万円となっています。

市民 1 人当たりの事業費も平成 30（2018）年度を境に増加し、令和 4（2022）年度は 8,705 円となっています。

表 2-2-19 ごみ処理に係る事業費の実績

項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
建設・改良費	千円	0	0	0	0	0	0	0	18,817	35,192	132
工事費	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	132
組合分担金	千円	0	0	0	0	0	0	0	18,817	35,192	0
処理及び維持管理費	千円	542,425	610,577	546,958	537,586	566,910	524,931	585,200	581,213	595,157	642,229
人件費											
一般	千円	50,484	49,601	52,728	51,262	51,967	48,407	41,804	48,701	55,151	59,639
技能職	千円	21,725	37,100	37,488	30,809	30,835	30,418	30,406	22,649	22,586	22,794
処理費	千円	1,215	1,361	1,558	2,485	1,295	5,378	2,137	4,780	9,470	3,649
車両等購入費	千円	0	0	0	0	0	0	0	2,465	0	0
委託費											
収集運搬費	千円	168,598	184,715	191,654	194,510	196,930	199,774	205,838	211,301	230,835	236,490
中間処理費	千円	280	103	79	374	207	349	217	303	338	169
その他	千円	236	254	270	347	167	263	264	232	220	206
組合分担金	千円	299,887	337,443	263,181	257,799	285,509	240,342	304,534	290,782	276,557	319,282
その他	千円	28,813	29,536	29,714	31,760	31,045	31,608	31,410	31,179	32,310	33,332
ごみ処理事業費計	千円	571,238	640,113	576,672	569,346	597,955	556,539	616,610	631,209	662,659	675,693
市民1人当たり事業費	円/人	7,141	8,052	7,298	7,210	7,591	7,095	7,888	8,104	8,515	8,705

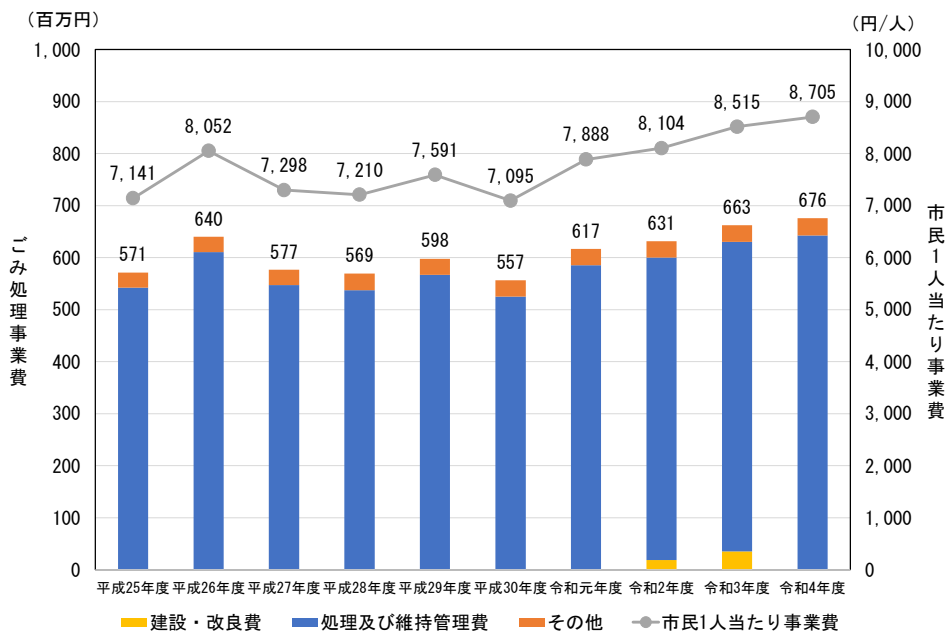


図 2-2-14 ごみ処理に係る事業費の推移

第3章 生活排水処理の状況

3-1 生活排水処理事業の概要

1)生活排水処理の概要

生活排水（し尿及び生活雑排水）処理の概要は表2-3-1のとおりです。

本市では、汚水処理施設の整備を、公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽整備事業等により進めています。

公共下水道事業は、本市の汚水処理事業のなかで最も処理人口が多く、主に本庄地区市街化区域や児玉地区用途指定地域を中心に事業を進めています。

農業集落排水事業は、本市北部、国道17号以北から利根川に至る農村部において実施しており、現在、5処理区で供用を開始しています。

これら以外の区域は浄化槽整備区域として合併処理浄化槽による整備を進めています。

表2-3-1 生活排水処理の概要

項目		生活排水処理形態				
		生活排水処理			生活排水未処理	
		公共下水道	農業集落排水施設	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	汲み取り便槽
処理	生活雑排水	○	○	○	-	-
対象	し尿	○	○	○	○	○
設置主体		本庄市	本庄市	住民・事業者	住民・事業者	住民・事業者
中間処理主体		小山川水循環センター	組合			
収集・運搬主体		-	本庄市			

2)処理フロー

生活排水処理フローは図 2-3-1 のとおりです。

(1)生活排水処理

家庭等から排出されたし尿及び生活雑排水については、以下のように処理されて河川に放流されます。

・ 公共下水道

し尿及び生活雑排水は小山川水循環センターで処理します。

・ 合併処理浄化槽、農業集落排水施設

し尿及び生活雑排水を合併処理浄化槽、農業集落排水施設で処理します。処理後に発生する汚泥は児玉郡市広域市町村圏組合立利根グリーンセンター（以下、「利根グリーンセンター」という。）へ搬入し、処理します。

(2)生活排水未処理

・ 単独処理浄化槽、汲み取り便槽

単独処理浄化槽ではし尿を処理し、処理後に発生する汚泥は利根グリーンセンターへ搬入し、処理します。

浄化槽を設置していない家庭では、汲み取り便槽に溜まったし尿を利根グリーンセンターへ搬入し、処理します。なお、単独処理浄化槽と汲み取り便槽を利用している場合、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に放流されます。

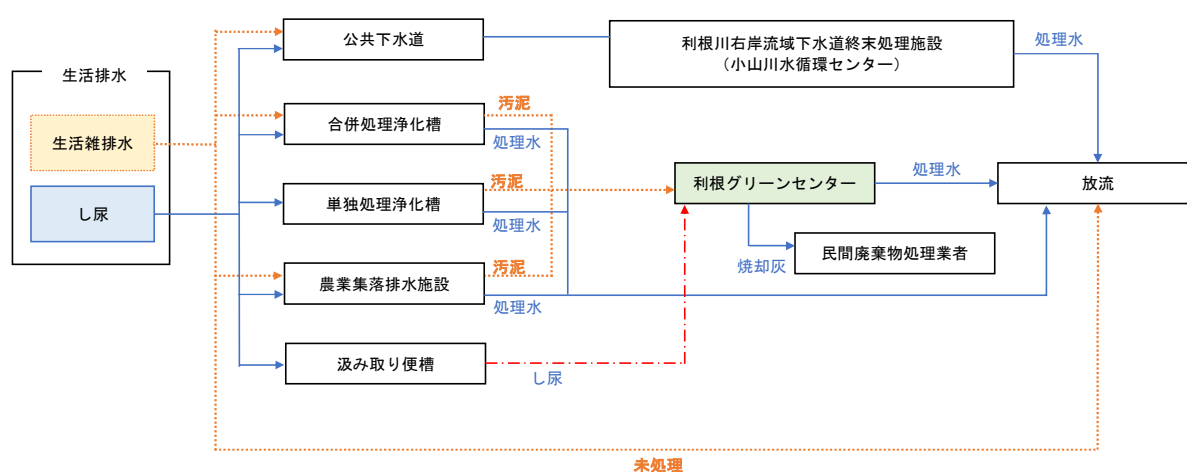


図 2-3-1 生活排水処理フロー

3)生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口の実績は表 2-3-2 及び図 2-3-2 のとおりです。

公共下水道の整備と接続率の向上、合併処理浄化槽への転換等により、生活排水処理人口普及率は向上し、令和 4（2022）年度は 86.1%となっています。

表 2-3-2 生活排水処理形態別人口の実績

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
処理人口等（人）	人口	79,617	79,246	78,989	78,781	78,550	78,082	78,022	77,793	77,552	77,473
	生活排水処理人口	58,284	59,034	59,626	60,661	62,059	63,036	64,028	65,037	66,095	66,698
	公共下水道	36,606	36,994	37,594	38,408	39,276	39,607	40,457	41,178	41,795	42,538
	合併処理浄化槽	19,841	20,304	20,310	20,488	21,036	21,341	21,438	21,728	22,213	22,297
	農業集落排水	1,837	1,736	1,722	1,765	1,747	2,088	2,133	2,131	2,087	1,863
	生活排水未処理人口	21,333	20,212	19,363	18,120	16,491	15,046	13,994	12,756	11,457	10,775
	単独処理浄化槽	16,818	15,933	15,195	14,220	12,847	11,510	10,795	9,867	8,645	7,934
割合（%）	汲み取り便槽	4,515	4,279	4,168	3,900	3,644	3,536	3,199	2,889	2,812	2,841
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	生活排水処理人口	73.2	74.5	75.5	77.0	79.0	80.7	82.1	83.6	85.2	86.1
	公共下水道	46.0	46.7	47.6	48.8	50.0	50.7	51.9	52.9	53.9	54.9
	合併処理浄化槽	24.9	25.6	25.7	26.0	26.8	27.3	27.5	27.9	28.6	28.8
	農業集落排水	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.7	2.7	2.7	2.7	2.4
	生活排水未処理人口	26.8	25.5	24.5	23.0	21.0	19.3	17.9	16.4	14.8	13.9
	単独処理浄化槽	21.1	20.1	19.2	18.1	16.4	14.7	13.8	12.7	11.1	10.2
	汲み取り便槽	5.7	5.4	5.3	5.0	4.6	4.5	4.1	3.7	3.6	3.7

注）平成29年度以降の実績値は「汚水処理人口の普及状況に係る総括表」により整理しています。

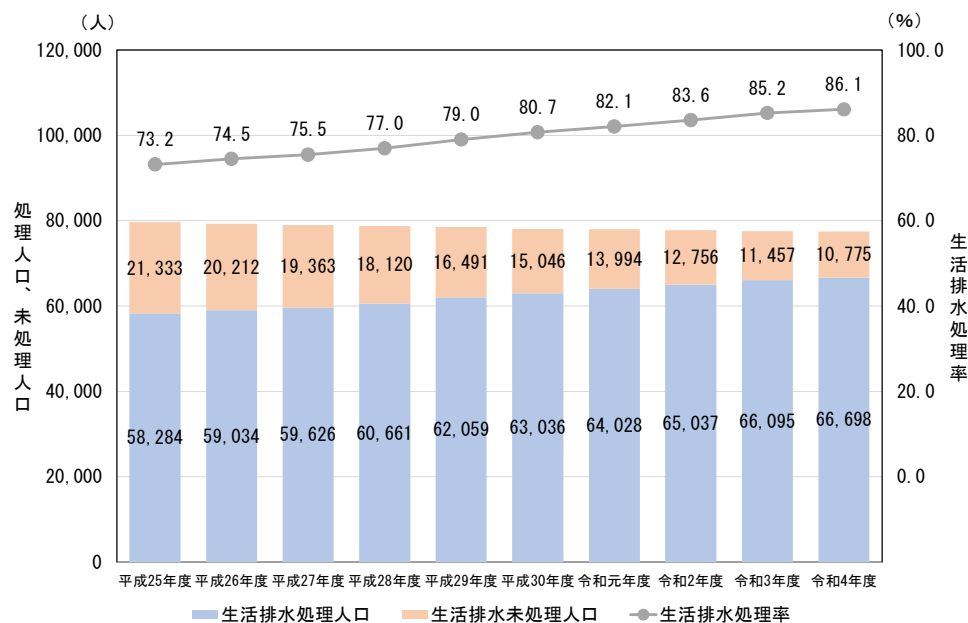


図 2-3-2 生活排水処理形態別人口の推移

4)処理形態別概況

(1)公共下水道

本市における公共下水道の整備状況は、表 2-3-3 のとおりです。令和 4（2022）年度末現在における処理人口は 42,538 人であり、接続率は 89.4%となっています。

表 2-3-3 公共下水道の整備状況（令和 4（2022）年度）

行政面積 (ha)	行政人口 (人)	計画		整備状況			
		処理面積 (ha)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	区域内人口 (人)	処理人口 (人)	接続率 (%)
8,969	77,473	1,336	50,770	1,175	47,571	42,538	89.4

(2)農業集落排水施設

農業集落排水施設の整備状況は表 2-3-4 のとおりです。都島地区農業集落排水施設が公共下水道へ統合されたため、現在 5 つの施設があります。

表 2-3-4 農業集落排水施設の整備状況

項目	地区 田中地区 農業集落排水施設	宮戸地区 農業集落排水施設	牧西地区 農業集落排水施設	滝瀬・堀田地区 農業集落排水施設	仁手・下仁手・ 久々宇地区 農業集落排水施設
供用開始	平成7年4月1日	平成8年4月1日	平成15年4月1日	平成21年4月1日	平成30年4月1日
計画処理人口	590人	500人	1,010人	880人	980人
汚水量	160m ³ /日	135m ³ /日	273m ³ /日	238m ³ /日	265m ³ /日
管路延長	2,531m	3,409m	7,433m	7,044m	10,891m
処理方式	嫌気性濾床及び 接触ばっ気方式	嫌気性濾床及び 接触ばっ気方式	連続流入 間欠ばっ気方式	連続流入 間欠ばっ気方式	連続流入 間欠ばっ気方式
流入水質	BOD 200mg/ℓ SS 200mg/ℓ	BOD 200mg/ℓ SS 200mg/ℓ	BOD 200mg/ℓ SS 200mg/ℓ	BOD 200mg/ℓ SS 200mg/ℓ	BOD 200mg/ℓ SS 200mg/ℓ
放出水質	BOD 20mg/ℓ以下 SS 50mg/ℓ以下	BOD 20mg/ℓ以下 SS 50mg/ℓ以下	BOD 20mg/ℓ以下 SS 50mg/ℓ以下	BOD 10mg/ℓ以下 SS 10mg/ℓ以下	BOD 10mg/ℓ以下 SS 15mg/ℓ以下

(3)合併処理浄化槽

合併処理浄化槽の使用基数は表 2-3-5 のとおりです。令和 4 年度は、合併処理浄化槽の使用基数は 9,234 基、使用人口は 22,297 人となっています。

本市では、合併処理浄化槽の設置整備を図るため、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換した市民に対し、補助金を交付しています。補助制度の概要は表 2-3-6、補助金額は表 2-3-7 のとおりです。

表 2-3-5 合併処理浄化槽使用基数

項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
使用人口	人	19,841	20,304	20,310	20,488	21,036	21,341	21,438	21,728	22,213	22,297
使用基数	基	7,917	8,112	8,267	8,427	8,580	8,713	8,837	8,969	9,106	9,234

表 2-3-6 合併処理浄化槽設置に対する補助制度の概要

項目	内容
対象地域	以下の①及び②を除く区域 ①公共下水道及び農業集落排水整備区域 ②1基の浄化槽を用いて集合処理をしている区域
要件	・ 10人槽以下の浄化槽 ・ 環境省が定める環境配慮型浄化槽適合機種・仕様に該当するもの

表 2-3-7 合併処理浄化槽設置に対する補助制度の補助金額

項目		金額（円）
転換費	5人槽	352,000
	7人槽	434,000
	10人槽	568,000
配管費	10人槽以下	150,000
処分費	10人槽以下	90,000

3-2 し尿及び浄化槽汚泥の排出実態

し尿及び浄化槽汚泥の排出量は表 2-3-8 のとおりです。

汲み取り便槽を利用する人口の減少に伴い、し尿の排出量は減少しています。

浄化槽処理人口の合計値は減少しています。しかし、合併処理浄化槽の処理人口が増加しているため、浄化槽汚泥の総量は近年 15,000～16,000kℓ/年の間で推移しています。

表 2-3-8 し尿及び浄化槽汚泥排出量の実績

項目		単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
処理人口等	合計	人	41,174	40,516	39,673	38,608	37,527	36,387	35,432	34,484	33,670	33,072
	汲み取り便槽	人	4,515	4,279	4,168	3,900	3,644	3,536	3,199	2,889	2,812	2,841
	浄化槽	人	36,659	36,237	35,505	34,708	33,883	32,851	32,233	31,595	30,858	30,231
	単独処理浄化槽	人	16,818	15,933	15,195	14,220	12,847	11,510	10,795	9,867	8,645	7,934
	合併処理浄化槽	人	19,841	20,304	20,310	20,488	21,036	21,341	21,438	21,728	22,213	22,297
年間収集量	合計	kℓ/年	17,118	17,003	16,717	16,733	16,690	16,829	17,101	17,336	16,395	17,055
	汲み取り便槽（し尿）	kℓ/年	2,686	2,391	2,376	2,174	2,031	1,792	1,627	1,342	1,219	1,199
	浄化槽（汚泥）	kℓ/年	14,432	14,612	14,341	14,559	14,659	15,038	15,474	15,993	15,176	15,857
	単独処理浄化槽	kℓ/年	4,306	4,360	4,279	4,344	4,374	4,106	4,017	3,842	3,236	3,149
	合併処理浄化槽	kℓ/年	10,126	10,252	10,062	10,215	10,285	10,932	11,457	12,151	11,940	12,708
日収集量	合計	kℓ/日	46.9	46.6	45.7	45.8	45.7	46.1	46.7	47.5	44.9	46.7
	汲み取り便槽（し尿）	kℓ/日	7.4	6.6	6.5	6.0	5.6	4.9	4.4	3.7	3.3	3.3
	浄化槽（汚泥）	kℓ/日	39.5	40.0	39.2	39.9	40.2	41.2	42.3	43.8	41.6	43.4
	単独処理浄化槽	kℓ/日	11.8	11.9	11.7	11.9	12.0	11.2	11.0	10.5	8.9	8.6
	合併処理浄化槽	kℓ/日	27.7	28.1	27.5	28.0	28.2	30.0	31.3	33.3	32.7	34.8
原単位	汲み取り便槽（し尿）	ℓ/人・日	1.63	1.53	1.56	1.53	1.53	1.39	1.39	1.27	1.19	1.16
	浄化槽（汚泥）	ℓ/人・日	1.08	1.10	1.10	1.15	1.19	1.25	1.31	1.39	1.35	1.44
	単独処理浄化槽	ℓ/人・日	0.70	0.75	0.77	0.84	0.93	0.98	1.02	1.07	1.03	1.09
	合併処理浄化槽	ℓ/人・日	1.40	1.38	1.35	1.37	1.34	1.40	1.46	1.53	1.47	1.56

3-3 中間処理

利根グリーンセンター（し尿処理施設）の概要は、表 2-3-9 のとおりです。本施設は、標準脱窒素処理方式のし尿処理施設です。し尿及び汚泥を処理した際に生じる脱水汚泥及びし渣は、本施設に付帯する焼却施設で焼却処理を行っています。

表 2-3-9 し尿処理施設の概要

施 設 名	児玉郡市広域市町村圏組合立利根グリーンセンター
事 業 主 体	児玉郡市広域市町村圏組合
所 在 地	本庄市新井1029-1
敷 地 面 積	21,107㎡
竣 工	平成2年3月
処 理 能 力	150kℓ/日（し尿109kℓ/日、浄化槽汚泥41kℓ/日）
処 理 方 式	一次・二次処理：標準脱窒素処理（仮希釈法8.7倍）
	高度処理：凝集分離、オゾン、ろ過処理
	汚泥処理：濃縮、脱水、乾燥及び焼却処理
	脱臭処理：高・中低・極低濃度3系統処理
運用管理体制	委託



利根グリーンセンター外観

3-4 最終処分

利根グリーンセンターの焼却施設において、脱水汚泥及びし渣の焼却に伴い発生する焼却灰の搬出量は表 2-3-10 のとおりです。

焼却灰搬出量は、必ずしも処理量に依存するものではなく経年的に減少傾向にありましたが、令和 4（2022）年度は 100t を超えました。処理量当たりの焼却灰搬出量も令和 3（2021）年度までは 0.5%程度でしたが、令和 4（2022）年度は 0.6%を超えました。

表 2-3-10 処理量及び焼却灰搬出量の実績

項目	年度	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
処理量		kℓ/年	17,118	17,003	16,717	16,733	17,265	16,830	17,101	17,336	16,395	17,055
	し尿	kℓ/年	2,686	2,391	2,376	2,174	1,773	1,792	1,627	1,343	1,219	1,199
	浄化槽汚泥	kℓ/年	14,432	14,612	14,341	14,559	15,492	15,038	15,474	15,993	15,176	15,856
焼却灰搬出量		t/年	92	111	109	92	89	90	78	83	82	104
処理量当たりの焼却灰搬出量		%	0.537	0.653	0.652	0.550	0.515	0.535	0.456	0.479	0.500	0.610

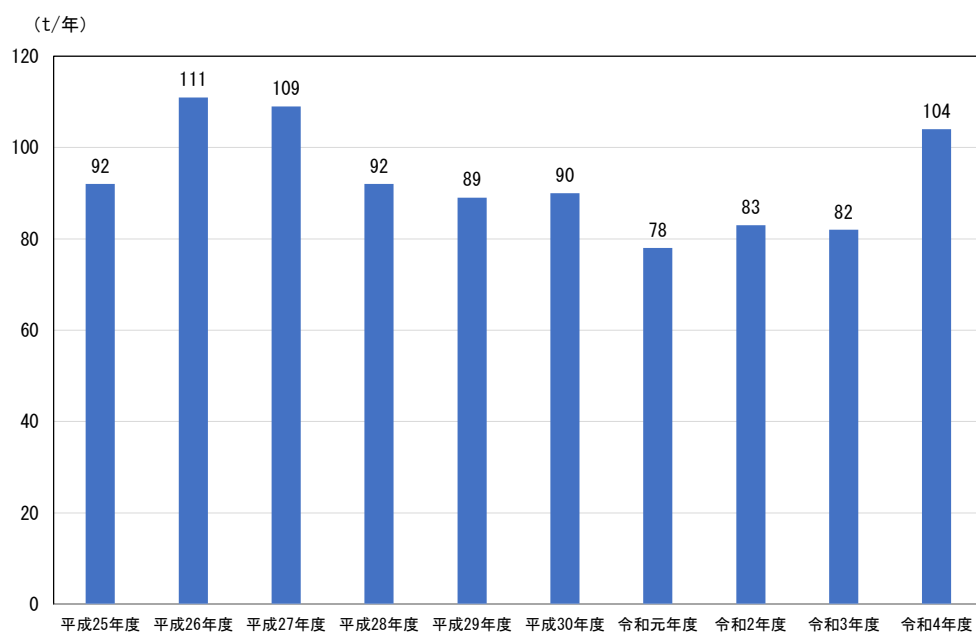


図 2-3-3 焼却灰搬出量の推移

3-5 事業費

事業費は表 2-3-11、図 2-3-4 のとおりです。

平成 28（2016）年度までは、事業費は 100 百万円近くで推移し、人口 1 人当たり事業費は約 1,200 円でした。平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度の間は処理及び維持管理費に係る組合分担金が 30 百万円ほど下がったこともあり、事業費は 69～76 百万円、1 人当たりの事業費は 884 円～973 円の間で推移してきました。

しかし令和 4（2022）年度は処理及び維持管理費に係る組合分担金が前年度よりも 34 百万円増加したこともあり、事業費が 88 百万円、1 人当たりの事業費は 1,131 円となりました。

表 2-3-11 し尿処理に係る事業費の実績

区分	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
建設・改良費	千円	0	0	0	6,885	12,651	8,020	3,236	5,630	26,950	4,873
処理及び維持管理費	千円	94,912	96,569	97,915	90,934	61,478	66,341	65,717	69,936	48,542	82,757
事業費計	千円	94,912	96,569	97,915	97,819	74,129	74,361	68,953	75,566	75,492	87,630
1人当たり事業費	円/人	1,192	1,218	1,240	1,242	944	952	884	971	973	1,131

注）建設・改良費、処理及び維持管理費とも組合分担金のみの金額です。

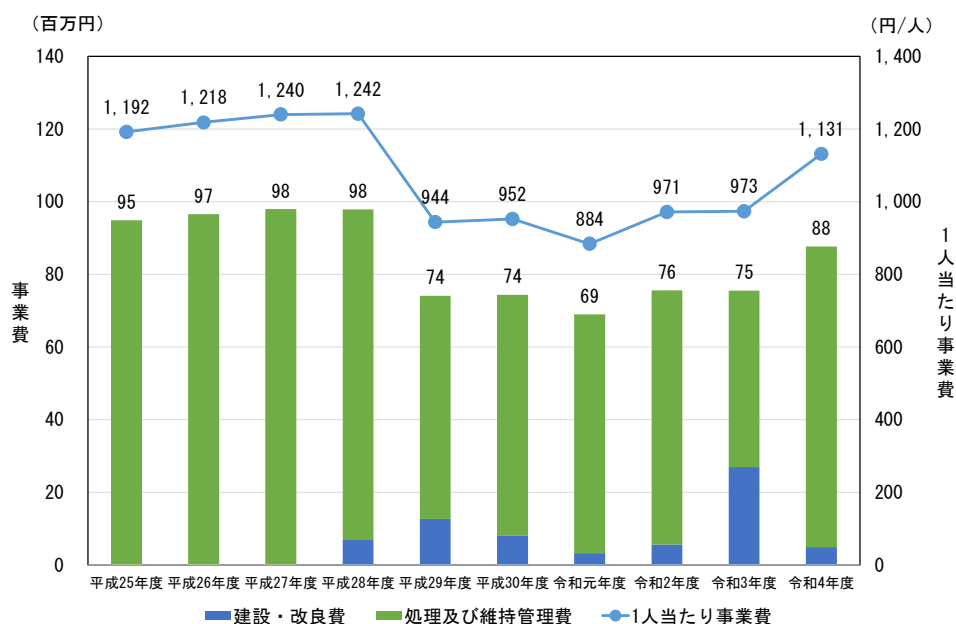


図 2-3-4 し尿処理に係る事業費の推移

第4章 廃棄物処理の課題と施策の方向性

4-1 ごみ処理に係る課題の整理

ごみ処理に係る課題を、次の4つの視点から整理し、その結果を受け、施策の方向性について検討します。

- ①目標値の達成状況
- ②組成分析結果
- ③ごみ処理に係る施策の事後評価
- ④他自治体との比較

1)目標値の達成状況

前基本計画（平成31年3月策定）の目標値は次のとおりとなっています。

表 2-4-1 前基本計画の目標値

項目	実績		目標	
	平成29年度		令和15年度	
	2017年度		2033年度	
家庭系ごみ原単位 （資源除く）	723.34g/人・日	641.12g/人・日	約-11.37%/16年間 （-0.71%/年）	
事業系ごみ排出量	9,616t/年	7,860t/年	約-18.26%/16年間 （-1.14%/年）	
資源化率	17.9%	23.3%	+5.4%/16年間 （+0.34%/年）	
最終処分量	1,061t	現状の施策（焼却灰等の有効利用等）を継続していきます。		

20～30頁でごみの排出実態を整理した際に記したように、近年のごみ排出量は様々な事象により突発的な増減がありました。これらごみ排出量に特異な影響を与えたと考えられるものについてその影響を排除したうえで予測を行いました。その結果を目標値と対比すると表 2-4-2 に示すとおりです。

家庭系ごみ原単位（資源除く）は、令和15（2033）年度で50g/人・日以上と大きな差異が生じており、減量目標の達成率は35%と低く、目標値を達成するにはより一層の取組が必要になります。

事業系ごみ排出量は、令和15（2033）年度で289t/年の差異があり、減量目標の達成率は84%となっています。家庭系ごみ原単位（資源除く）よりは達成率は高いものの、目標値達成のためにはより一層の取組が必要になります。

資源化率は、平成29（2017）年度から向上せず、抜本的な対策が必要と考えられます。

表 2-4-2 予測結果と前基本計画の目標値

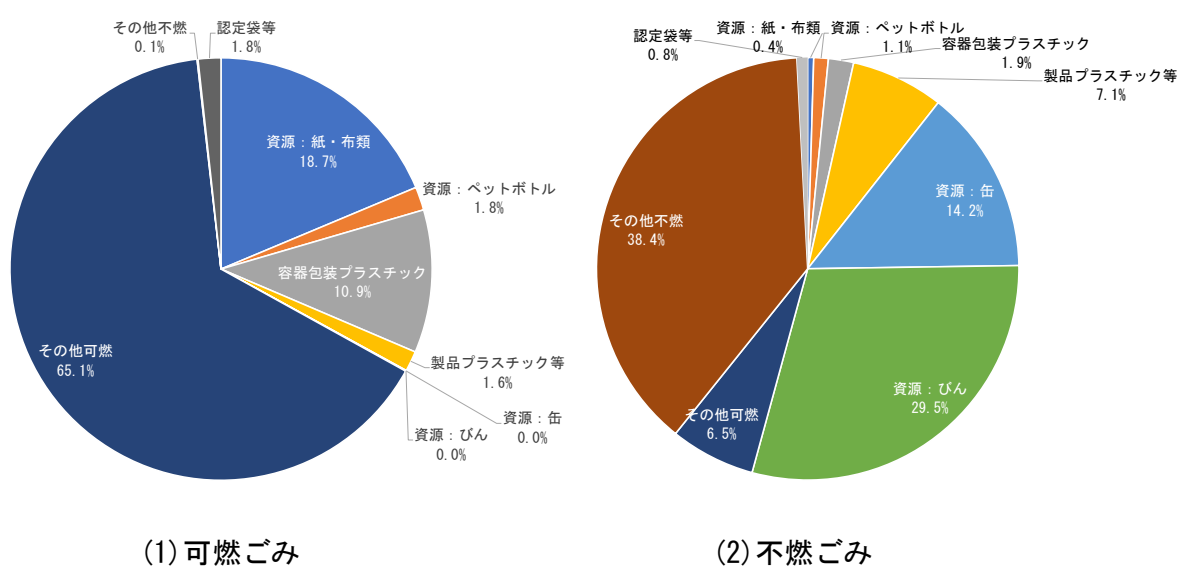
項目	単位	実績	区分	目標値		
		平成29年度		令和5年度	令和10年度	令和15年度
		2017年度		2023年度	2028年度	2033年度
家庭系ごみ原単位 (資源除く)	g/人・日	723.34	目標値	686.36	665.80	641.12
			予測値	705.16	699.58	694.26
事業系ごみ排出量	t/年	9,616	目標値	8,960	8,411	7,860
			予測値	9,107	8,581	8,149
資源化率	%	17.9	目標値	20.8	22.0	23.3
			予測値	16.9	16.9	16.6

2)組成分析結果

本基本計画策定に当たり、家庭ごみの組成分析調査を実施した結果を、資源物に着目して整理し、図 2-4-1 に示します。

資源化可能なものとして雑誌類、ダンボール、紙製容器包装等の紙・布類やびん、缶が挙げられ、可燃ごみの 20.5%、不燃ごみの 45.2%を資源物が占めています。これらを分別・資源化することで、家庭系ごみ原単位（資源除く）の減量と、資源化率の向上を図ることができます。

また今後、プラスチック新法への対応として、容器包装プラスチック及び製品プラスチックを資源化していくことが考えられますが、容器包装プラスチックは可燃ごみの 10.9%、不燃ごみの 1.9%を占め、製品プラスチックは可燃ごみの 1.6%、不燃ごみの 7.1%を占めています。合計すると、可燃ごみの 12.5%、不燃ごみの 9.0%を更に資源化することで、これらによる家庭系ごみ原単位（資源除く）の減量と、資源化率の向上を図ることができます。



※「認定袋」とは「児玉郡市共通認定袋」のことです。

図 2-4-1 家庭系ごみ組成分析結果

組成分析調査の手順



(1) 調査対象の収集所から回収した調査試料（ごみ）を分析作業場所へ降ろします。



(2) 調査対象地区ごとに並べます。



(3) 袋ごとに計量します。



(4) 中身を分類します。



(5) 品目別に並べます。



(6) 品目ごとに計量します。

なお、現在の収集頻度は、可燃ごみが週2回、不燃ごみが月2回であるのに対し、資源ごみは本庄地域が月1回、児玉地域が月2回となっています。また、資源ごみには紙類が含まれておらず、紙類の資源物としての収集は、市役所及びアスピアこだまにおける拠点回収のほか、集団資源回収があります。集団資源回収の特徴としては、実施が不定期である点や、収集の対象範囲が限定的といった点が挙げられます。

資源物は、収集頻度が少ない場合、保管場所がないなどの理由から、他のごみとして排出される可能性が高まります。例えば、びんや缶は、本庄地域では資源ごみとして月1回の収集であるため、溜めておかず、月に2回収集のある不燃ごみとして排出されるというものです。このような状況を回避し、資源物を適正に排出してもらうためには、周知・啓発を行うのに加え、排出機会を増やすなど、収集体制の変更を検討していくことも重要です。



図 2-4-2 不燃ごみに含まれていた飲料用缶とびん類

3)ごみ処理に係る施策の事後評価

前基本計画に示した取組内容について、実施状況、今後の対応等の事後評価を表 2-4-3 のとおりに行いました。

前基本計画の施策のうち、廃止と評価したものは次の2つです。

- ①エコクッキングやマイバッグの利用など、ごみ減量につながる活動の推奨
- ②農業用廃プラスチック等のリサイクルによる環境保全型農業の支援

マイバッグはレジ袋有料化の影響もあって利用が浸透しており、また農業用ビニールはJA 埼玉ひびきのによる定期的な回収が実施されており、現段階ではどちらの施策も新たな取組の展開が想定できないため、廃止とします。

その他の項目は、継続、強化、強化検討、検討継続に区分されます。強化検討の取組は、どのように強化するかを定め、取組を進めていく必要があります。また検討継続の取組は引き続き検討を進めるとともに、早期に取組へと移行していくことが望まれます。

表 2-4-3 ごみ処理に係る施策の事後評価

前計画の施策内容等	実施状況	現状・課題等	今後の方向性
1 ごみの排出抑制			
1) 家庭系ごみ減量のための周知・啓発・支援・指導			
① エコクッキングやマイバッグの利用など、ごみ減量につながる活動の推奨	エコクッキング：未実施。 マイバッグ：レジ袋削減キャンペーンとして市内店舗でマイバッグを配布	一部店舗を除き、マイバッグ持参率は80%前後と考えられる。	廃止
② ごみの発生抑制対策の推進	広報ほんじょう、市ホームページ、ごみ分別アプリ、イベント等を介した啓発や、令和5年度より小学生を対象とした環境学習を実施	市民への周知・啓発は重要なため、現在の取組を継続するとともに、より効果的な方法を検討していく。	強化
③ ごみの適切な排出方法の普及啓発	広報ほんじょう、市ホームページ、ごみ分別アプリ、イベント等を介した啓発を実施	市民への周知・啓発は重要なため、現在の取組を継続するとともに、より効果的な方法を検討していく。	強化
④ 生ごみ水切り運動等を通じ、ごみの減量化に関する情報の積極的発信	生ごみ水切り袋を転入者やイベント参加者へ提供し、水切りの重要性の普及啓発を実施	生ごみは可燃ごみの約30%を占め、減量効果が大きいと、今後も取組を継続していく。	継続
2) 事業系ごみ減量のための周知・啓発・支援・指導			
① 事業者ごみの発生抑制に関する指導	廃棄物の適切な処理を促すため、事業所の立入指導を実施	事業者数が多いため、立入指導の効果が限定的である。	継続
② 農業用廃プラスチック等のリサイクルによる環境保全型農業の支援	JA埼玉ひびきのが農業用ビニールの一括回収を実施	農業用ビニール以外の廃プラスチックのリサイクルの仕組みを設けるのは難しいと考えられる。	廃止
3) 市庁舎・施設等におけるごみ排出抑制等の取組の推進			
① グリーン購入、エコマーク商品の購入の積極的推進	該当商品の購入を職員に促し、期毎に結果を報告（環境記録）	本庄市環境マネジメントシステムに従い、実施状況を進行管理していく。 令和3年度は55.3%。	継続
② 公共施設、公共工事から排出されるごみの削減	本庄市環境マネジメントシステムに従い実施	本庄市環境マネジメントシステムに従い、実施状況を進行管理していく。	継続
③ 公共施設から出る紙類削減の推進と再生紙の利用や再資源化の推進	紙類の分別及び排出方法等について職員に周知	本庄市環境マネジメントシステムに従い、実施状況を進行管理していく。	継続
2 ごみの適正処理			
1) ごみの分別ルールをわかりやすく掲示し、普及啓発を推進	ごみ分別パンフレットの作成の他、自治会の要望に応じ、収集所が抱える課題に適した掲示物を作成	抱えている課題に適した掲示により、収集所の課題の解消を進めている。	継続
2) ごみ処理施設（小山川クリーンセンター）の適正管理	組合と連携した適正管理を実施	安定的な継続利用のため、改修等の老朽化対策の検討が必要である。	継続
3) ごみ収集所の設置及び管理の適切な指導	ごみ収集所の設置基準を順守させるとともに、掲示物の作成やごみ散乱防止ネットを配付	ごみ収集所が適切に設置、管理されるよう自治会等と連携を図っている。	継続
3 リサイクルの推進			
1) 資源ごみ分別収集事業を継続し、再資源化を推進	自治会が資源ごみ収集所において、集めた資源ごみの収集量に応じて、報償金を交付（6円/kg）	1人1日当たりの資源ごみ量はほぼ一定で推移している。 資源ごみ収集量確保のため、報償金交付を継続する。 缶やびんを不燃ごみとして排出する世帯へは、分別徹底を啓発していく。	継続
2) 集団資源回収等のリサイクル活動への支援	資源再利用の推進、ごみの減量及び生活環境の保全を図ることを目的とし、古紙・衣類・金属類を分別・回収しているPTAや子ども会等に報奨金を交付	経年的に、1人1日当たりの回収量は減少している。 集団資源回収量を増加させるための検討を進めていく。 ※報奨金：回収品目が1種類の場合3円/kg、2種類の場合4円/kg、3種類の場合5円/kg	継続、強化検討
3) 資源回収場所等、リサイクル活動に関する普及啓発の実施	広報ほんじょう、市ホームページ、ごみ分別アプリ、イベント等を介した啓発を実施	リサイクルの推進に向け、継続的な情報発信が必要である。	強化
4) 資源回収の回数や場所等、市民の実状に合わせた回収方法の見直し	古紙回収方法の調査研究を実施	公共施設では、古紙排出場所の確保及び維持管理が困難。より多くの民間事業所に回収施設が設置されるのが望ましい。	検討継続

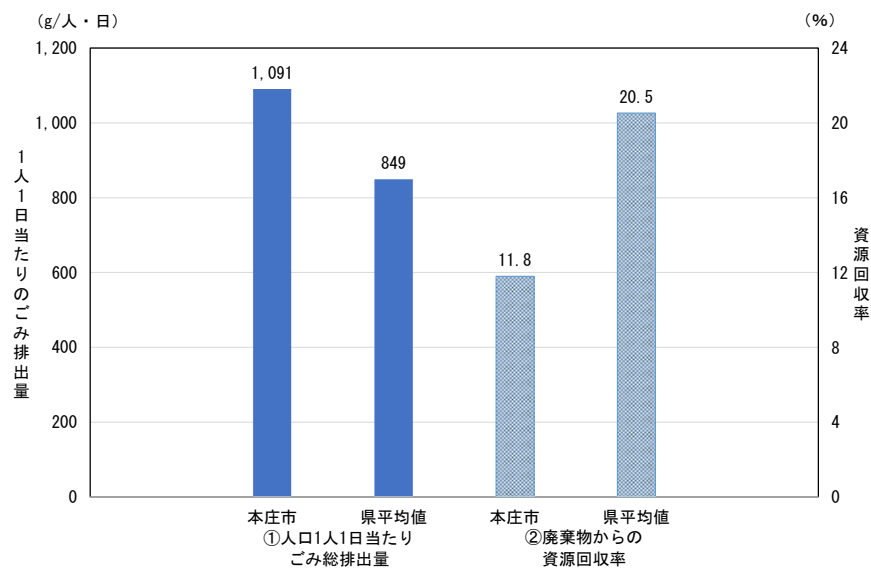
4)他自治体との比較

令和 3（2021）年度の実績値を基に、県平均値と比較した結果は図 2-4-2 に示すとおりです。

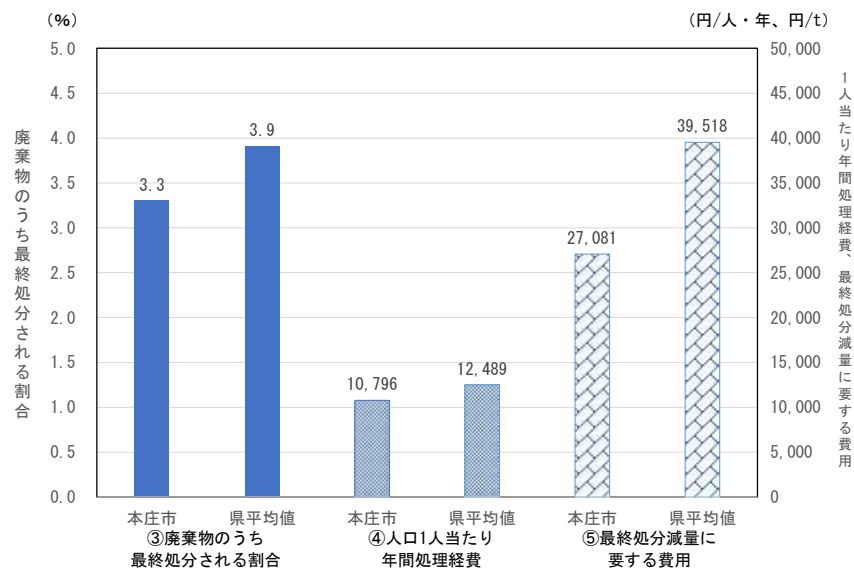
①人口 1 人 1 日当たりごみ総排出量、②廃棄物からの資源回収率は、いずれも前基本計画の目標値と同様の項目ですが、県平均値よりも悪く、改善を図っていくべきであることがわかります。

③廃棄物のうち最終処分される割合、④人口 1 人当たり年間処理経費、⑤最終処分減量に要する費用は、県平均値よりも良い項目となっています。

なお、埼玉県内の 63 市町村を比較した結果は表 2-4-4 に示すとおりです。



(1) 県平均値より悪い項目



(2) 県平均値より良い項目

図 2-4-2 県平均値との比較

表 2-4-4 他自治体との比較

市町村名	人口	①人口1人1日当 りごみ総排出量	②廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント原 料化等除く)	③廃棄物のうち 最終処分される 割合	④人口1人当たり 年間処理経費	⑤最終処分減量 に要する費用
	(人)	(g/人・日)	(%)	(%)	(円/人・年)	(円/t)
さいたま市	1,331,281	845	22.1	3.3	11,007	35,383
川越市	353,635	826	18.4	0.0	14,606	47,996
熊谷市	194,122	1,083	10.4	2.0	10,296	25,395
川口市	606,618	814	22.8	4.0	12,763	41,909
行田市	79,495	978	9.4	1.4	9,431	22,421
秩父市	60,471	1,022	18.4	3.0	9,731	23,371
所沢市	343,867	764	28.1	2.1	14,779	49,119
飯能市	78,987	819	22.2	0.0	12,502	41,296
加須市	112,286	984	37.4	3.2	13,567	37,077
本庄市	77,826	1,091	11.8	3.3	10,796	27,081
東松山市	90,306	929	18.3	6.2	10,746	32,832
春日部市	233,196	920	16.9	4.0	11,786	34,649
狭山市	149,670	800	27.9	0.7	11,940	36,718
羽生市	54,071	965	24.5	3.6	15,195	43,046
鴻巣市	117,578	812	17.1	0.2	11,365	36,869
深谷市	142,435	1,053	12.7	1.9	10,271	26,659
上尾市	230,245	757	16.7	8.6	11,486	41,862
草加市	250,816	796	18.4	6.0	9,392	30,986
越谷市	345,472	823	16.6	8.0	7,542	24,094
蕨市	75,603	770	21.4	8.4	10,636	36,963
戸田市	141,213	873	19.6	5.0	8,614	25,775
入間市	146,419	843	22.7	6.9	10,875	34,493
朝霞市	143,757	735	31.9	2.8	9,353	32,622
志木市	76,712	741	31.8	3.0	11,199	36,087
和光市	83,930	757	24.5	4.4	12,387	45,332
新座市	166,218	762	24.9	3.4	10,561	33,396
桶川市	74,922	708	30.9	4.5	15,945	61,436
久喜市	151,905	818	26.5	2.2	15,134	50,584
北本市	65,817	797	24.8	0.0	11,472	39,266
八潮市	92,180	941	15.6	4.8	10,804	29,387
富士見市	112,382	705	25.7	3.5	10,156	34,480
三郷市	142,807	910	15.6	8.3	9,006	26,431
蓮田市	61,668	769	22.0	2.4	11,995	38,774
坂戸市	100,110	754	20.6	2.1	12,159	40,705
幸手市	49,861	833	21.1	8.7	15,511	54,919
鶴ヶ島市	70,067	794	15.3	8.1	10,465	35,597
日高市	54,978	866	14.7	0.3	16,168	48,192
吉川市	73,043	886	18.8	8.4	9,504	27,777
ふじみ野市	114,380	745	22.2	1.4	13,992	51,689
白岡市	52,665	787	22.2	2.4	12,368	39,059
伊奈町	45,039	828	22.6	10.0	15,113	48,701
三芳町	37,987	868	18.5	1.3	12,102	38,121
毛呂山町	33,020	887	15.5	8.0	12,195	37,097
越生町	11,260	818	18.6	7.9	16,035	52,851
滑川町	19,658	734	21.5	4.7	14,003	53,528
嵐山町	17,693	864	22.7	4.6	15,244	49,455
小川町	28,770	824	23.6	4.6	14,413	48,842
川島町	19,466	954	24.5	0.0	17,330	49,659
吉見町	18,447	821	19.8	0.0	10,811	30,290
鳩山町	13,206	903	20.3	7.8	16,355	48,774
ときがわ町	10,728	801	25.5	4.4	18,640	65,047
横瀬町	8,015	729	20.0	3.5	9,623	32,555
皆野町	9,319	811	17.7	3.1	10,092	30,579
長瀬町	6,778	856	19.3	3.3	11,147	32,060
小鹿野町	10,955	836	18.9	3.1	10,076	29,600
東秩父村	2,612	827	21.9	4.2	34,088	115,220
美里町	11,033	1,063	14.3	3.2	9,098	22,930
神川町	13,218	869	13.0	3.2	11,597	36,106
上里町	30,627	922	11.8	3.3	9,397	27,732
寄居町	32,545	907	12.8	2.1	12,538	37,867
宮代町	33,700	789	33.9	1.2	14,592	50,047
杉戸町	44,253	874	20.2	2.0	14,143	39,884
松伏町	28,582	853	13.7	8.3	10,659	30,945
県平均値	117,300	849	20.5	3.9	12,489	39,518
最大値	1,331,281	1,091	37.4	10.0	34,088	115,220
最小値	2,612	705	9.4	0.0	7,542	22,421
標準偏差	187,883	92	5.7	2.7	3,676	13,768

4-2 ごみ処理に係る課題と施策の方向性

以上整理してきた内容から、ごみ処理に係る課題として、次の項目を上げることができます。

- 家庭系ごみの1人1日当たりの排出量が多い
- 事業系ごみの排出量が多い
- 集団資源回収量、資源ごみ収集量が減少している
- 可燃ごみや不燃ごみへの資源物の混入が多く、資源化率が低い

これらに、前基本計画で削減目標を掲げている事業系ごみの排出量を加え、課題と施策の方向性について整理し、表 2-4-5 に示します。

表 2-4-5 ごみ処理に係る課題と施策の方向性

区分	課題	施策の方向性
家庭系ごみ	●現状の推移では、前計画の家庭系ごみ原単位（資源除く）の目標値達成は困難である。	●市民のごみ減量意識向上のため、より効果的な啓発方法について検討します。
	●1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、令和3（2021）年度の実績で県内7位であり、排出量が多い。	
事業系ごみ	●現状の推移では、事業系ごみの目標値達成は困難である。	●公共施設や公共工事から排出されるごみの削減を図ります。 ●事業者のごみ減量に対する意識を向上させる方法について検討します。 ●事業系ごみの排出実態の把握と、適正処理の指導を徹底します。
	●1人1日当たりの事業系ごみ排出量は、令和3（2021）年度の実績で県内2位であり、排出量が多い。	
資源化率	●現状の推移では、資源化率の目標値達成は見込めない。	●集団資源回収量や資源ごみ収集量を増加させるための方法について検討します。 ●古紙類を中心に、資源回収の回数や拠点回収の場所等について、より市民が排出しやすい方法を検討します。 ●プラスチック新法の施行を受け、プラスチック類の資源物としての収集を検討します。
	●集団資源回収量や資源ごみ収集量が減少傾向にある。	
	●組成分析結果から、家庭系可燃ごみには20.5%、家庭系不燃ごみには45.2%の資源物が含まれている。	

4-3 生活排水処理に係る課題の整理

生活排水処理に係る課題を、次の3つの視点から整理し、その結果を受け、施策の方向性について検討します。

- ①目標値の達成状況
- ②施策の実施状況
- ③他自治体との比較

1)目標値の達成状況

前基本計画の目標値は次のとおりです。

表 2-4-6 生活排水処理に係る前基本計画の目標値

区分		実績値		目標値		
		平成29年度	令和4年度	令和5年度	令和10年度	令和15年度
処理人口等（人）	人口	78,550	77,473	76,399	73,666	71,065
	生活排水処理人口	62,059	66,698	71,975	73,666	71,065
	公共下水道	39,276	42,538	49,386	51,541	49,745
	合併処理浄化槽	21,036	22,297	19,894	19,175	18,477
	農業集落排水	1,747	1,863	2,695	2,950	2,843
	生活排水未処理人口	16,491	10,775	4,424	0	0
	単独処理浄化槽	12,847	7,934	3,530	0	0
	汲み取り便槽	3,644	2,841	894	0	0
割合（％）	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	生活排水処理人口	79.0	86.1	94.2	100.0	100.0
	公共下水道	50.0	54.9	64.6	70.0	70.0
	合併処理浄化槽	26.8	28.8	26.0	26.0	26.0
	農業集落排水	2.2	2.4	3.5	4.0	4.0
	生活排水未処理人口	21.0	13.9	5.8	0.0	0.0
	単独処理浄化槽	16.4	10.2	4.6	0.0	0.0
	汲み取り便槽	4.6	3.7	1.2	0.0	0.0

注）表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

「本庄市生活排水処理施設整備構想」（令和2（2020）年度）において、令和7（2025）年度までの下水道整備が可能な範囲を公共下水道区域とし、この公共下水道区域と農業集落排水区域以外を合併処理浄化槽により整備する区域として、令和7（2025）年度までに生活排水処理率を100%とする目標を掲げています。

令和4（2022）年度末時点までの整備の進捗は表2-4-6に示すとおりです。令和5（2023）年度の目標値と対比すると、公共下水道が目標値64.6%に対して54.9%、合併処理浄化槽が目標値26.0%に対して28.8%、農業集落排水が目標値3.5%に対して2.4%となっており、生活排水処理率としては目標値94.2%に対して86.1%となっています。

平成 29（2017）年度から令和 4（2022）年度の 5 年間で生活排水処理率は 79.0%から 86.1%まで 7.1%向上しており、このペースで生活排水処理率が上がると、今後 10 年で 100%に達することになります。しかし、近年の区域別処理形態別人口の変化を基に見込値を算出すると、表 2-4-7 に示すとおり生活排水処理率は令和 10（2028）年度で 89.5%、令和 15（2033）年度で 92.3%と見込まれます。今後は、次の理由により、生活排水処理率の向上は鈍化していくと考えられます。

- ①単独処理浄化槽を設置している世帯においては、水洗化は終了しており、生活雑排水を河川や側溝へ排水していても日常生活に不便となることは少なく、費用を負担してまで合併処理浄化槽へ転換する人は多くないのが現状です。
- ②下水道整備区域においても同様で、単独処理浄化槽を設定している世帯は、下水道への接続がなかなか進捗しない状況があります。
- ③特に高齢者単独世帯や高齢者二人世帯でその傾向が顕著です。

表 2-4-7 処理形態別人口見込値と前基本計画の目標値の対比

区分		実績値		令和10年度		令和15年度	
		平成29年度	令和4年度	目標値	見込値	目標値	見込値
処理人口等（人）	人口	78,550	77,473	73,666	73,666	71,065	70,768
	生活排水処理人口	62,059	66,698	73,666	65,930	71,065	65,305
	公共下水道	39,276	42,538	51,541	41,677	49,745	40,746
	合併処理浄化槽	21,036	22,297	19,175	22,642	18,477	23,011
	農業集落排水	1,747	1,863	2,950	1,611	2,843	1,548
	生活排水未処理人口	16,491	10,775	0	7,736	0	5,463
	単独処理浄化槽	12,847	7,934	0	5,553	0	3,720
	汲み取り便槽	3,644	2,841	0	2,183	0	1,743
割合（%）	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	生活排水処理人口	79.0	86.1	100.0	89.5	100.0	92.3
	公共下水道	50.0	54.9	70.0	56.6	70.0	57.6
	合併処理浄化槽	26.8	28.8	26.0	30.7	26.0	32.5
	農業集落排水	2.2	2.4	4.0	2.2	4.0	2.2
	生活排水未処理人口	21.0	13.9	0.0	10.5	0.0	7.7
	単独処理浄化槽	16.4	10.2	0.0	7.5	0.0	5.3
	汲み取り便槽	4.6	3.7	0.0	3.0	0.0	2.5

注）表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

注）近年の区域別処理形態別人口の変化を基に推計したものであり、整備の加速化等は考慮していません。

2)生活排水処理に係る施策の事後評価

前基本計画で取り上げた取組内容について、実施状況、現状・課題等及び今後の方向性について、表 2-4-8 に整理しました。

合併処理浄化槽への転換促進、維持管理実施のための啓発が中心であり、生活排水処理率の向上及び公共用水域の水質保全のため、引き続き実施していくことが望めます。

表 2-4-8 生活排水処理に係る施策の事後評価

前計画の施策内容等	実施状況	現状・課題等	今後の方向性
1 合併処理浄化槽の整備			
1) 合併処理浄化槽への転換促進	合併処理浄化槽への転換促進のための補助金制度を周知	継続的な周知が必要である。	継続
2) 維持管理意識の向上	維持管理意識の向上を図るため、イベントや啓発活動を実施	イベントや啓発活動の継続的な実施が必要である。	継続
2 水質保全計画			
1) 市民・事業者に対する広報・啓発活動			
① アンケートや意識調査による要望等の把握	生活排水対策に関する行政への要望を把握するためのアンケート調査や意識調査を実施	行政への要望を把握するためには、継続的に調査することが必要である。	継続
② 環境教育の実施	教育委員会と連携し、施設見学、水の循環や水質浄化に関する授業や野外学習など、環境教育を実施	継続的な実施が必要である。	継続
③ 生活排水に対する市民意識の高揚	広報・パンフレット・ホームページ・各種イベント及び講習会を通して、家庭でできる浄化対策の普及・啓発を実施	継続的な普及・啓発が必要である。	継続
2) 事業所への指導			
① 下水道への接続誘導や合併処理浄化槽の整備の推進	広報やパンフレット等の配布のほか、商工会等と連携し、下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を指導	継続的な実施が必要である。	継続
② 発生源対策の普及・啓発	県と連携した事業所に対する指導方法の検討を継続し、調理くずや廃油の処理など事業所における発生源対策の普及・啓発を実施	継続的な普及・啓発が必要である。	継続
3) 浄化槽の維持管理に関する啓発			
① 定期的な点検・清掃の実施を啓発	広報やパンフレット等のほか、収集・運搬業者や浄化槽設置業者など関係団体と連携し、浄化槽の使い方や維持管理方法、法定検査・清掃の必要性等をPRし、定期的な点検・清掃の実施を啓発	継続的な啓発が必要である。	継続
② 合併処理浄化槽への転換あるいは下水道への接続推進	汲み取り便槽及び単独処理浄化槽では生活排水が処理できないため、合併処理浄化槽への転換あるいは下水道への接続を推進するために啓発・指導を実施	継続的な啓発・指導が必要である。	継続

3)他自治体との比較

令和3年度の県内市町村の汚水処理人口普及率を整理し、表2-4-9及び図2-4-3に示します。

汚水処理人口普及率は、例えば下水道であれば、事業計画区域内は接続していない世帯も全て処理人口として集計しますので、生活排水処理率よりも高い値になりますが、どれくらい整備が進んでいるのか、凡そ把握することができます。

本市の汚水処理人口普及率は90.98%であり、県平均の93.72%を下回った値となっています。

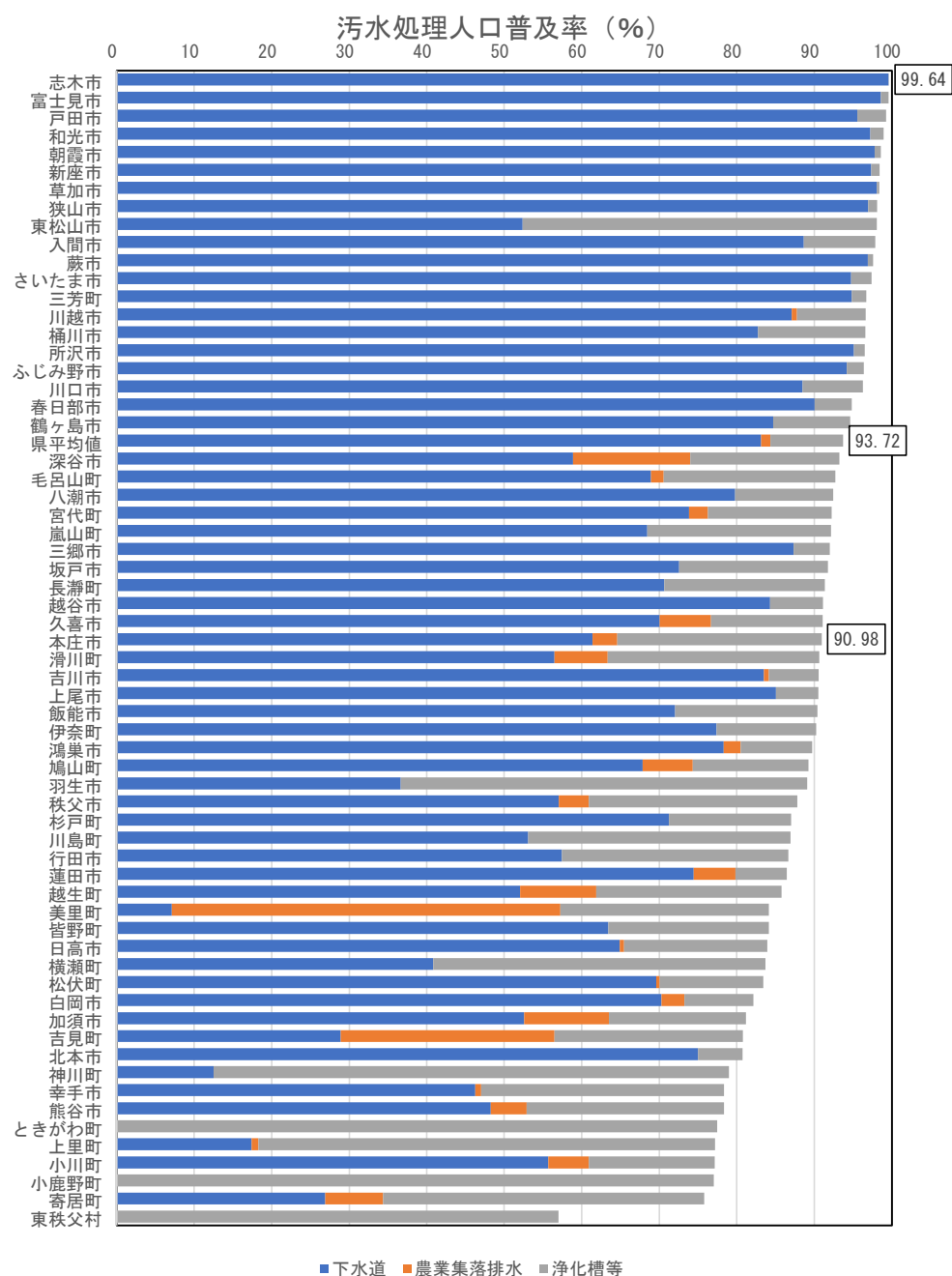


図2-4-3 市町村別汚水処理人口普及率（令和3（2021）年度）

表 2-4-9 市町村別汚水処理人口普及率（令和 3（2021）年度）

市町村	令和3年度末 汚水処理 人口普及率 (%)	下 水 道	農業集落排水	合併処理浄化槽	コミプラ※
		下水道整備率 (%)	農業集落排水 施設整備率 (%)	浄化槽 人口普及率 (%)	処理人口 普及率 (%)
さいたま市	97.41	94.77	0.00	2.58	0.06
川越市	96.62	87.11	0.66	8.84	0.00
熊谷市	78.33	48.24	4.66	25.44	0.00
川口市	96.28	88.49	0.00	7.79	0.00
行田市	86.65	57.41	0.00	29.23	0.00
秩父市	87.83	57.04	3.87	26.92	0.00
所沢市	96.54	95.11	0.00	1.43	0.00
飯能市	90.39	72.07	0.00	18.32	0.00
加須市	81.20	52.56	10.95	17.69	0.00
本庄市	90.98	61.40	3.19	26.39	0.00
東松山市	98.09	52.38	0.00	45.71	0.00
春日部市	94.82	90.06	0.00	4.76	0.00
狭山市	98.11	96.93	0.00	1.18	0.00
羽生市	89.09	36.67	0.00	52.42	0.00
鴻巣市	89.72	78.32	2.19	9.21	0.00
深谷市	93.24	58.89	15.09	19.26	0.00
上尾市	90.53	85.05	0.00	5.48	0.00
草加市	98.40	98.07	0.00	0.33	0.00
越谷市	91.13	84.30	0.00	6.83	0.00
蕨市	97.60	96.90	0.00	0.70	0.00
戸田市	99.27	95.55	0.00	3.72	0.00
入間市	97.86	88.62	0.00	9.24	0.00
朝霞市	98.58	97.80	0.00	0.78	0.00
志木市	99.64	99.57	0.00	0.07	0.00
和光氏	98.96	97.22	0.00	1.73	0.00
新座市	98.44	97.33	0.00	1.11	0.00
桶川市	96.60	82.77	0.00	13.83	0.00
久喜市	91.07	70.06	6.61	14.41	0.00
北本市	80.73	75.00	0.00	5.73	0.00
八潮市	92.44	79.79	0.00	12.66	0.00
富士見市	99.58	98.59	0.00	0.99	0.00
三郷市	92.00	87.34	0.00	4.66	0.00
蓮田市	86.47	74.47	5.37	6.62	0.00
坂戸市	91.77	72.56	0.00	19.21	0.00
幸手市	78.35	46.26	0.77	31.32	0.00
鶴ヶ島市	94.63	84.72	0.00	9.91	0.00
日高市	83.92	64.93	0.53	18.47	0.00
吉川市	90.55	83.50	0.63	6.42	0.00
ふじみ野市	96.41	94.20	0.00	2.21	0.00
白岡市	82.14	70.28	2.96	8.90	0.00
伊奈町	90.25	77.42	0.00	12.83	0.00
三芳町	96.72	94.86	0.00	1.86	0.00
毛呂山町	92.72	68.94	1.64	22.15	0.00
越生町	85.77	52.05	9.81	23.91	0.00
滑川町	90.66	56.48	6.89	27.29	0.00
嵐山町	92.16	68.46	0.00	23.71	0.00
小川町	77.17	55.69	5.22	16.26	0.00
川島町	86.93	53.09	0.00	33.84	0.00
吉見町	80.81	28.91	27.59	24.30	0.00
鳩山町	89.24	67.87	6.47	14.90	0.00
ときがわ町	77.47	0.00	0.00	77.47	0.00
横瀬町	83.67	40.84	0.00	42.84	0.00
皆野町	84.14	63.41	0.00	20.74	0.00
長瀬町	91.38	70.66	0.00	20.71	0.00
小鹿野町	77.03	0.00	0.00	77.03	0.00
東秩父村	57.02	0.00	0.00	57.02	0.00
美里町	84.17	7.13	50.11	26.93	0.00
神川町	79.00	12.52	0.00	66.48	0.00
上里町	77.20	17.41	0.87	58.92	0.00
寄居町	75.81	26.92	7.43	41.45	0.00
宮代町	92.23	73.85	2.42	15.96	0.00
杉戸町	87.04	71.26	0.00	15.77	0.00
松伏町	83.44	69.60	0.46	13.38	0.00
県平均値	93.72	83.16	1.19	9.36	0.01

※コミュニティ・プラント：市町村が定める一般廃棄物処理計画に沿って設置する小規模の集合処理施設。

4-4 生活排水処理に係る課題と施策の方向性

以上整理してきた内容から、生活排水処理に係る課題として、次の項目を上げることができます。

- 生活排水処理率が、計画どおり向上していない
- 浄化槽の適正な維持管理を継続する必要がある
- 事業所に対しても、生活排水の処理がなされていない場合には、公共下水道への接続あるいは合併処理浄化槽の設置を指導する必要がある
- 事業所に対しては、調理くずや廃油の処理などの発生源対策を指導する必要がある

これらと前基本計画で掲げている取組等を基にし、生活排水処理に係る課題等と施策の方向性について整理し、表 2-4-10 に示します。

最も大きな課題は、生活排水処理率が計画的に向上しない点であり、単独処理浄化槽あるいは汲み取り便槽から、公共下水道区域や農業集落排水区域では公共下水道や農業集落排水への接続、それら以外の区域では合併処理浄化槽への転換を促進することが必要です。

施策の方向性として、下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を促すことや、浄化槽（合併、単独とも）設置世帯に対する維持管理の重要性に関する啓発などがあります。

表 2-4-10 生活排水処理に係る課題と施策の方向性

区分	課題	施策の方向性
家庭系	●生活排水処理率が計画どおり向上していない。	より一層の周知・啓発を行います。
	●浄化槽の適正な維持管理を継続していく必要がある。	イベントや啓発活動を通してこれら浄化槽の維持管理意識の向上を図ります。
事業系	●生活雑排水の処理がなされていない場合には、公共下水道への接続あるいは合併処理浄化槽の設置を指導していく必要がある。	商工会等と連携により、公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を指導します。
	●調理くずや廃油の処理などの発生源対策を指導していく必要がある。	県と連携した事業所に対する指導方法の検討を継続し、発生源対策を普及・啓発します。

第5章 一般廃棄物処理行政等の動向

5-1 国における法制度の調査・分析・整理

近年、改定、公表等が行われた廃棄物・リサイクルに関連する国の計画、方針等は以下のとおりです。

1)第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30(2018)年6月閣議決定)

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。本計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、以下の3項目を挙げています。

- ①地域循環共生圏形成による地域活性化
- ②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③適正処理の更なる推進と環境再生

2)廃棄物処理法の基本方針(令和5(2023)年6月変更)

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(以下、「廃棄物処理基本方針」という。)は、廃棄物処理法第5条の2第1項に基づき環境大臣が定めるもので、平成13(2001)年5月の告示以降、平成17(2005)年5月、平成22(2010)年12月、平成28(2016)年1月、令和5(2023)年6月と変更されています。

最新の基本方針の目標は次のとおりです。

- 一般廃棄物については、令和7(2025)年度に平成24(2012)年度比で排出量を約16%削減し、最終処分量を約31%削減する。また、令和9(2027)年度において出口側の循環利用率を約28%に増加させる。
- 令和7(2025)年度において、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を約440gとする。
- 産業廃棄物については、令和7(2025)年度に平成24(2012)年度比で排出量の増加を約3%に抑制し、出口側の循環利用率を約38%に増加させるとともに、最終処分量を約24%削減する。
- 家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数について、200以上に増大させる。
- 家電リサイクル法対象の一般廃棄物のうち、小売業者が同法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合を100%まで増大させる。
- 使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合を80%以上に増大させる。

3)廃棄物処理施設整備計画(令和5(2023)年6月閣議決定)

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第5条の3第1項の規定に基づき、廃棄物処理施設整備事業を計画的に実施するため、廃棄物処理基本方針に即して定められるものです。計画のポイントは次のとおりです。

【計画のポイント】

- 気候変動への対応について、「2050年カーボンニュートラルの実現に向けた脱炭素化」の視点を新たに記載し、対策内容を強化。
- 「3R・適正処理の推進」については、災害時含めその方向性を堅持するとともに、「循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」の視点を追加。
- 「地域循環共生圏の構築に向けた取組」の視点を、上記の脱炭素化や廃棄物処理施設の創出する価値の多面性に着目しつつ深化。

4)食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元(2019)年10月施行)

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とします。

基本方針では次の事項について定めています。

【基本方針等(第11条)】

- 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向に関する事項
- 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項
- その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

なお、第12条及び第13条において、都道府県及び市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定することが定められています。

5)プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和4(2022)年4月施行)

プラスチックの資源循環を進めることを目的とし、プラスチック使用製品の設計・製造から、販売・提供、排出・回収・リサイクルするまでの各段階において、必要な措置を定めたものです。

市区町村の分別収集・再商品化については次のように記されています。

【市区町村の分別収集・再商品化】

- プラスチック資源の分別収集を促進するため、容器包装リサイクル法ルートを活用した再商品化を可能にする。
- 市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成する。

第3編 一般廃棄物処理基本計画

第1章 ごみ処理基本計画

1-1 計画フレーム

1) 予測手法

将来のごみ排出量、処理量及び処分量等の予測手法は図3-1-1のとおりです。

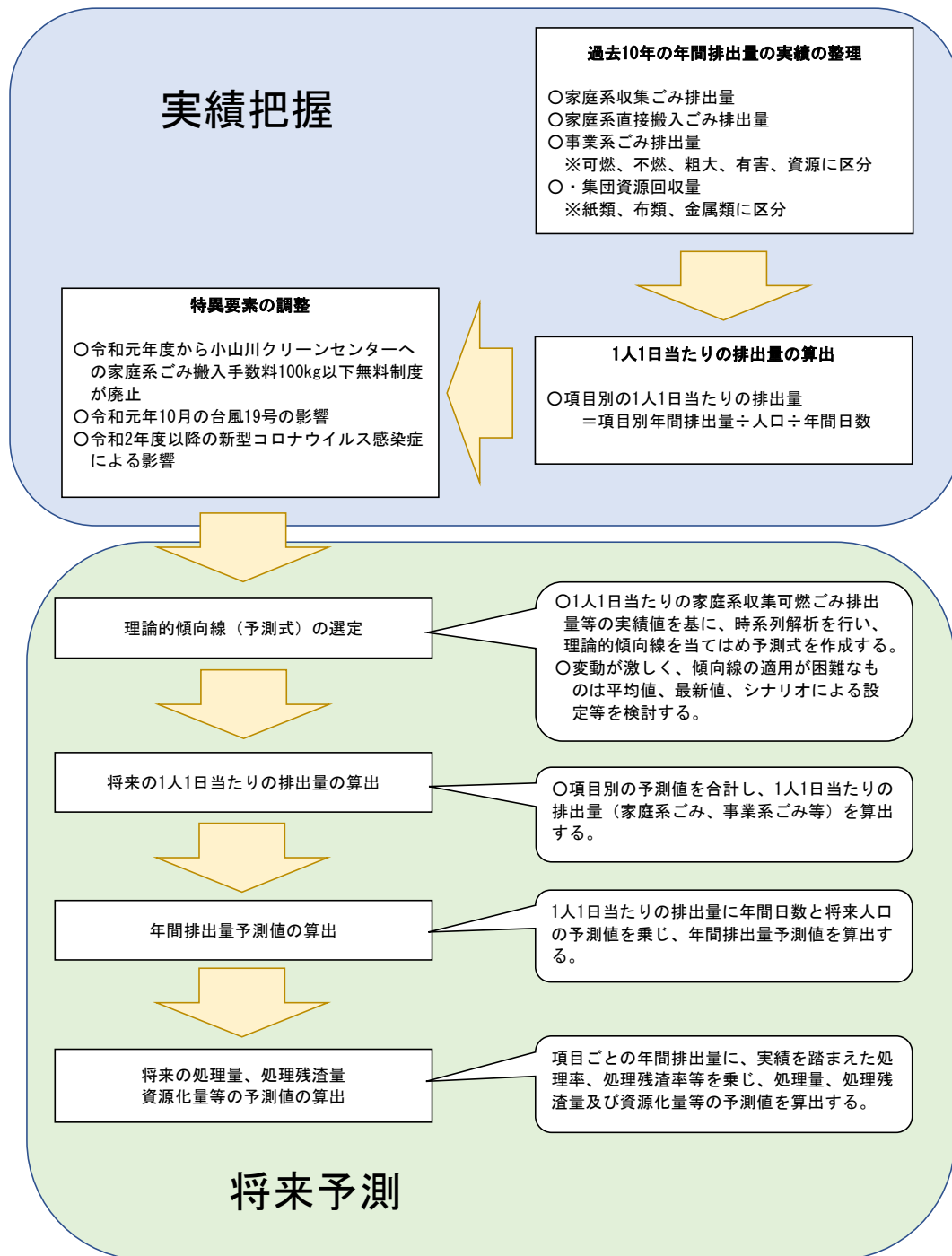


図3-1-1 予測手法

2)将来人口の見込み

ごみの排出量は人口に依存します。家庭ごみは、家庭を構成する個人の生活様式に依存しますので、当然、その地域の人口に依存することになります。事業系ごみは、大規模な観光地で、人口と観光客数に関連がないような場合は別ですが、多くの都市では一般廃棄物を排出する事業活動は、その都市に居住する人口に依存します。そのため、本計画でも本市に居住する人口を予測の基本としています。

このように、将来人口の設定はごみ量の予測にも大きな影響を与えることになりますが、本基本計画では「本庄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和5（2023）年3月策定）に掲載の予測値を利用することとしました。なお上記資料では、人口予測値が5年毎に掲載されていることから、その間の人口に関しては、前後の予測値あるいは実績値と予測値の間を直線的に補間し、設定しました。

将来人口の設定値は表3-1-1、図3-1-2のとおりです。

なお、人口予測値は10月1日現在のものですので、本基本計画では実績値、予測値とも10月1日現在の値にて整理を行っています。

表3-1-1 将来人口の予測結果

実績値										
平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
79,989	79,502	79,018	78,965	78,769	78,442	78,173	77,893	77,826	77,624	
予測値										
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
76,871	76,118	75,365	74,799	74,232	73,666	73,099	72,533	71,945	71,357	70,768

注）令和7年度、令和12年度、令和17年度（69,592人）が資料に掲載されている値。

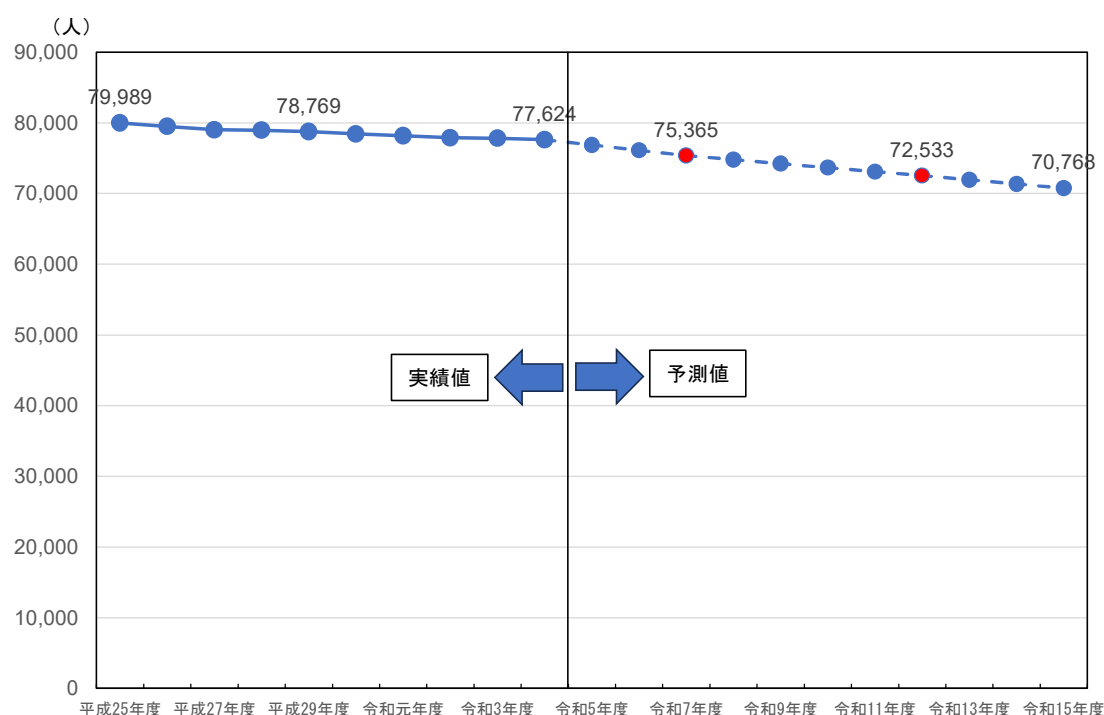


図3-1-2 将来人口の予測結果

3) 趨勢による将来ごみ排出量予測値

現状の施策の強化や新たな施策を実施せず、現状の傾向が続くと想定した場合の将来のごみ排出量を予測しました。

1人1日当たりのごみ排出量の予測結果を表3-1-2に示します。また、人口と年間日数(365日)を乗じた年間ごみ排出量の予測結果を表3-1-3に示します。

趨勢による1人1日当たりのごみ排出量の予測では、家庭系ごみ排出量と集団資源回収量は減少傾向を示すと予測され、事業系ごみ排出量は現状を推移すると予測されます。

年間ごみ排出量は、人口減少の影響を受け、全ての項目で減少傾向となると予測されます。

表3-1-2 1人1日当たりのごみ排出量予測結果

項目	単位	実績値	予測値	
		令和4年度	令和10年度	令和15年度
計画収集人口	人	77,624	73,666	70,768
ごみ総排出量	g/人・日	1,085	1,073	1,065
家庭系ごみ	g/人・日	720.5	711.9	706.5
可燃ごみ	g/人・日	645.0	638.7	634.6
不燃ごみ	g/人・日	44.3	43.7	42.4
粗大ごみ	g/人・日	17.8	16.4	16.4
有害ごみ	g/人・日	0.6	0.6	0.6
資源ごみ	g/人・日	12.7	12.5	12.5
家庭系収集ごみ	g/人・日	640.1	635.1	631.4
可燃ごみ	g/人・日	590.3	585.8	583.4
不燃ごみ	g/人・日	33.6	33.4	32.1
粗大ごみ	g/人・日	2.9	2.9	2.9
有害ごみ	g/人・日	0.6	0.6	0.6
資源ごみ	g/人・日	12.7	12.5	12.5
家庭系直接搬入ごみ	g/人・日	80.4	76.8	75.1
可燃ごみ	g/人・日	54.7	52.9	51.2
不燃ごみ	g/人・日	10.8	10.3	10.3
粗大ごみ	g/人・日	14.9	13.6	13.6
有害ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0
資源ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0
事業系ごみ	g/人・日	324.4	324.8	324.8
可燃ごみ	g/人・日	319.4	320.5	320.5
不燃ごみ	g/人・日	3.7	3.1	3.1
粗大ごみ	g/人・日	1.2	1.3	1.3
有害ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0
資源ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0
集団資源回収	g/人・日	39.8	36.2	33.2
紙類	g/人・日	38.8	35.2	32.2
布類	g/人・日	0.6	0.6	0.6
金属類	g/人・日	0.5	0.5	0.5

注) 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

表 3-1-3 年間ごみ排出量予測結果

項目	単位	実績値	予測値	
		令和4年度	令和10年度	令和15年度
計画収集人口	人	77,624	73,666	70,768
ごみ総排出量	t/年	30,733	28,849	27,498
家庭系ごみ	t/年	20,413	19,141	18,250
可燃ごみ	t/年	18,276	17,173	16,393
不燃ごみ	t/年	1,256	1,176	1,095
粗大ごみ	t/年	504	442	424
有害ごみ	t/年	17	15	15
資源ごみ	t/年	360	336	323
家庭系収集ごみ	t/年	18,135	17,077	16,310
可燃ごみ	t/年	16,726	15,750	15,070
不燃ごみ	t/年	951	898	828
粗大ごみ	t/年	81	77	74
有害ごみ	t/年	17	15	15
資源ごみ	t/年	360	336	323
家庭系直接搬入ごみ	t/年	2,278	2,065	1,940
可燃ごみ	t/年	1,550	1,423	1,324
不燃ごみ	t/年	305	277	266
粗大ごみ	t/年	423	365	350
有害ごみ	t/年	0	0	0
資源ごみ	t/年	0	0	0
事業系ごみ	t/年	9,191	8,734	8,391
可燃ごみ	t/年	9,050	8,617	8,278
不燃ごみ	t/年	106	83	80
粗大ごみ	t/年	35	34	32
有害ごみ	t/年	0	0	0
資源ごみ	t/年	0	0	0
集団資源回収	t/年	1,129	974	858
紙類	t/年	1,098	946	832
布類	t/年	16	15	14
金属類	t/年	15	12	12

注) 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

1-2 ごみ量に関する目標値

1)国、県及び組合の目標値

国は、廃棄物処理基本方針において、廃棄物の減量化・資源化目標を定めています。

県は、「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」において、目指すべき将来像として『県、市町村、県民及び事業者など全てのステークホルダーのパートナーシップによる「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現』を目指し、廃棄物の現状分析と将来予測等を踏まえた上で、目標値を定めています。

組合は、「児玉郡市広域市町村圏組合一般廃棄物処理基本計画」において、組合の目標値を定めています。

国、県及び組合の一般廃棄物に関する目標値は、表3-1-4のとおりです。

表3-1-4 国、県及び組合の目標値

区分		国	埼玉県	組合
名称		廃棄物処理基本方針 (令和5(2023)年6月)	第9次 埼玉県廃棄物処理基本計画 (令和3(2021)年3月)	児玉郡市広域市町村圏組合 一般廃棄物処理基本計画 (令和4(2022)年3月)
対象年度		基準年度：平成24年度 目標年度：令和7年度	基準年度：平成30年度 目標年度：令和7年度	基準年度：令和2年度 目標年度：令和18年度
目標	ごみ総排出量	約16%削減	-	-
	最終処分量	約31%削減	18%削減	-
	資源化率	約28%※1	33.6%	22%
	家庭系ごみ 原単位※2	440g/人・日	440g/人・日 (16%削減)	-
	事業系ごみ排出量	-	16%削減	-

※1：出口側の循環利用率で令和9年度の目標値です。

※2：資源ごみを除いた値です。

趨勢の予測値による国及び県の目標値の達成見込みは表 3-1-5 及び表 3-1-6 に示すとおりとなります。

現在の状況では、国、県の目標値とも、全て未達成と見込まれます。

表 3-1-5 国目標値の達成見込み

指標	国の目標値	市の予測値	達成見込み
ごみ総排出量	令和7（2025）年度に平成24（2012）年度比で排出量を約16%削減	平成24（2012）年度排出量32,855t、令和7（2025）年度排出量29,678t、削減率9.7%	×
最終処分量	令和7（2025）年度に平成24（2012）年度比で排出量を約31%削減	平成24（2012）年度最終処分量1,017t、令和7（2025）年度最終処分量987t、削減率2.9%	×
資源化率	令和9（2027）年度の出口側の循環利用率を約28%	令和9（2027）年度の資源化率17.2%	×
家庭ごみ原単位（資源除く）	令和7（2025）年度の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源除く）を約440gとする	令和7（2025）年度の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源除く）は704g	×

表 3-1-6 県目標値の達成見込み

指標	県の目標値	市の予測値	達成見込み
家庭ごみ原単位（資源除く）	令和7（2025）年度の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源除く）を約440gとする	令和7（2025）年度の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源除く）は704g	×
事業系ごみ排出量	令和7（2025）年度に平成30（2018）年度比で排出量を約16%削減	平成30（2018）年度排出量9,683t、令和7（2025）年度排出量8,936t、削減率7.7%	×
最終処分量	令和7（2025）年度に平成30（2018）年度比で排出量を約18%削減	平成30（2018）年度最終処分量1,142t、令和7（2025）年度最終処分量987t、削減率13.6%	×
資源化率	令和7（2025）年度の再生利用率を33.6%	令和7（2025）年度の資源化率17.2%	×

2)目標値の設定

令和 15（2033）年度の目標値については、次の考え方で設定します。

家庭系ごみ原単位（資源除く）、事業系ごみ排出量及び資源化率のいずれの目標も、現状のままでは達成が困難と見込まれますが、今後、より一層取組を強化していくこととして前計画の目標値を踏襲し、この達成を目指していきます。

表 3-1-7 に目標値を示します。なお、総合振興計画では家庭系ごみ原単位（資源除く）と事業系ごみ排出量について、令和 9（2027）年度の目標値を設定していますので、これを参考として掲載します。

表 3-1-7 本計画の目標値

項目	実績	参考	目標	
	令和4年度 (2022年度)	令和9年度 (2027年度)	令和15年度 (2033年度)	
家庭系ごみ原単位 (資源除く)	708g/人・日	668g/人・日	641g/人・日	約-9.46%/11年間 (-0.86%/年)
事業系ごみ排出量	9,191t/年	8,521t/年	7,860t/年	約-14.48%/11年間 (-1.32%/年)
資源化率	17.3%	-	23.3%	+6.0%/11年間 (+0.55%/年)
最終処分量	1,020t	-	現状の施策（焼却灰等の有効利用等）を継続していきます。	

3)将来ごみ量の目標値

目標値達成へ向けて、可燃ごみの減量化及び紙・布類をはじめとした可燃ごみに混入している資源物の分別・資源化を進めていくことが必要となります。

目標値達成時のごみ排出量の予測を行った結果を表 3-1-8 及び表 3-1-9 に示します。

表 3-1-8 1人1日当たりのごみ排出量予測結果（目標値達成時）

項目	単位	基準値	実績値	参考値	中間目標値	目標値
		平成29年度	令和4年度	令和9年度	令和10年度	令和15年度
計画収集人口	人	78,769	77,624	74,232	73,666	70,768
ごみ総排出量	g/人・日	1,114.9	1,084.7	1,077.7	1,076.8	1,073.1
家庭系ごみ	g/人・日	733.8	720.5	713.2	711.9	706.5
可燃ごみ	g/人・日	653.5	645.0	611.6	608.1	591.4
不燃ごみ	g/人・日	50.8	44.3	39.4	38.3	32.8
粗大ごみ	g/人・日	16.6	17.8	16.4	16.4	16.4
有害ごみ	g/人・日	0.4	0.6	0.6	0.6	0.6
資源ごみ	g/人・日	12.4	12.7	45.1	48.5	65.4
家庭系収集ごみ	g/人・日	645.7	640.1	636.0	635.1	631.4
可燃ごみ	g/人・日	591.0	590.3	558.3	555.2	540.1
不燃ごみ	g/人・日	39.7	33.6	29.1	27.9	22.5
粗大ごみ	g/人・日	2.1	2.9	2.9	2.9	2.9
有害ごみ	g/人・日	0.4	0.6	0.6	0.6	0.6
資源ごみ	g/人・日	12.4	12.7	45.1	48.5	65.4
家庭系直接搬入ごみ	g/人・日	88.1	80.4	77.2	76.8	75.1
可燃ごみ	g/人・日	62.5	54.7	53.3	52.9	51.2
不燃ごみ	g/人・日	11.1	10.8	10.3	10.3	10.3
粗大ごみ	g/人・日	14.5	14.9	13.6	13.6	13.6
有害ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
資源ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
事業系ごみ	g/人・日	334.5	324.4	314.5	312.8	304.3
可燃ごみ	g/人・日	330.5	319.4	310.1	308.4	299.9
不燃ごみ	g/人・日	2.3	3.7	3.1	3.1	3.1
粗大ごみ	g/人・日	1.4	1.2	1.3	1.3	1.3
有害ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
資源ごみ	g/人・日	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0
集団資源回収	g/人・日	46.6	39.8	50.0	52.1	62.3
家庭系ごみ（資源除く）	g/人・日	721.3	707.8	668.0	663.4	641.1
事業系ごみ	g/人・日	334.5	324.4	314.5	312.8	304.3
資源化率	%	17.9	17.3	20.7	21.1	23.3

注）表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

表 3-1-9 年間ごみ排出量予測結果（目標値達成時）

項目	単位	基準値	実績値	参考値	中間目標値	目標値
		平成29年度	令和4年度	令和9年度	令和10年度	令和15年度
計画収集人口	人	78,769	77,624	74,232	73,666	70,768
ごみ総排出量	t/年	32,053	30,733	29,199	28,952	27,719
家庭系ごみ	t/年	21,096	20,413	19,323	19,141	18,250
可燃ごみ	t/年	18,789	18,276	16,572	16,351	15,275
不燃ごみ	t/年	1,460	1,256	1,069	1,029	846
粗大ごみ	t/年	478	504	445	442	424
有害ごみ	t/年	12	17	16	15	15
資源ごみ	t/年	357	360	1,223	1,305	1,689
家庭系収集ごみ	t/年	18,563	18,135	17,232	17,077	16,310
可燃ごみ	t/年	16,993	16,726	15,127	14,928	13,952
不燃ごみ	t/年	1,140	951	789	751	580
粗大ごみ	t/年	61	81	77	77	74
有害ごみ	t/年	12	17	16	15	15
資源ごみ	t/年	357	360	1,223	1,305	1,689
家庭系直接搬入ごみ	t/年	2,533	2,278	2,092	2,065	1,940
可燃ごみ	t/年	1,796	1,550	1,445	1,423	1,324
不燃ごみ	t/年	320	305	279	277	266
粗大ごみ	t/年	417	423	368	365	350
有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0
資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0
事業系ごみ	t/年	9,616	9,191	8,521	8,410	7,860
可燃ごみ	t/年	9,502	9,050	8,403	8,294	7,748
不燃ごみ	t/年	65	106	84	83	80
粗大ごみ	t/年	40	35	34	34	32
有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0
資源ごみ	t/年	9	0	0	0	0
集団資源回収	t/年	1,341	1,129	1,355	1,400	1,610
資源化量	t/年	5,722	5,327	6,039	6,113	6,445
直接資源化量（集団資源回収含む）	t/年	1,690	1,463	2,533	2,658	3,242
焼却施設からの資源物	t/年	82	76	69	69	64
粗大ごみ処理施設からの資源物	t/年	526	454	390	379	330
焼却灰（有効利用）	t/年	3,424	3,334	3,047	3,007	2,809
家庭系ごみ（資源除く）	t/年	20,739	20,053	18,101	17,836	16,560
事業系ごみ	t/年	9,616	9,191	8,521	8,410	7,860
資源化率	%	17.9	17.3	20.7	21.1	23.3

注）表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

1-3 ごみ処理基本方針

「ごみ処理に係る課題と施策の方向性」の内容を踏まえ、以下の基本方針を定めることとします。

【基本方針 1】 廃棄物の減量化の推進

ごみの発生抑制について、市民や事業者に対する啓発活動の充実を図ります。また、事業系ごみの適正排出に向けた取組などを実施することで、ごみの減量化を推進します。

【基本方針 2】 廃棄物の資源化の推進

自治会の協力により資源ごみの分別回収を実施するとともに、子ども会や PTA 等の集団資源回収を実施する団体を支援するなど、地域と協力しながら廃棄物のリサイクルを推進します。また、市民の利便性を考慮し、市民負担の軽減を図りつつ、循環型社会の形成を目指して、分別排出しやすい環境整備を進めます。

【基本方針 3】 適切な収集・回収体制の構築

収集・回収体制の見直しや分別情報の発信など、ごみの適正排出に向けた取組を推進します。

本基本計画の施策体系（組合分を除く）を図 3-1-3 に示し、各取組の SDGs ゴールとの対応を表 3-1-10 に整理します。

資源を大切にし、持続的に発展するまちづくり

【環境基本計画 (2)循環型社会の基本方針より】

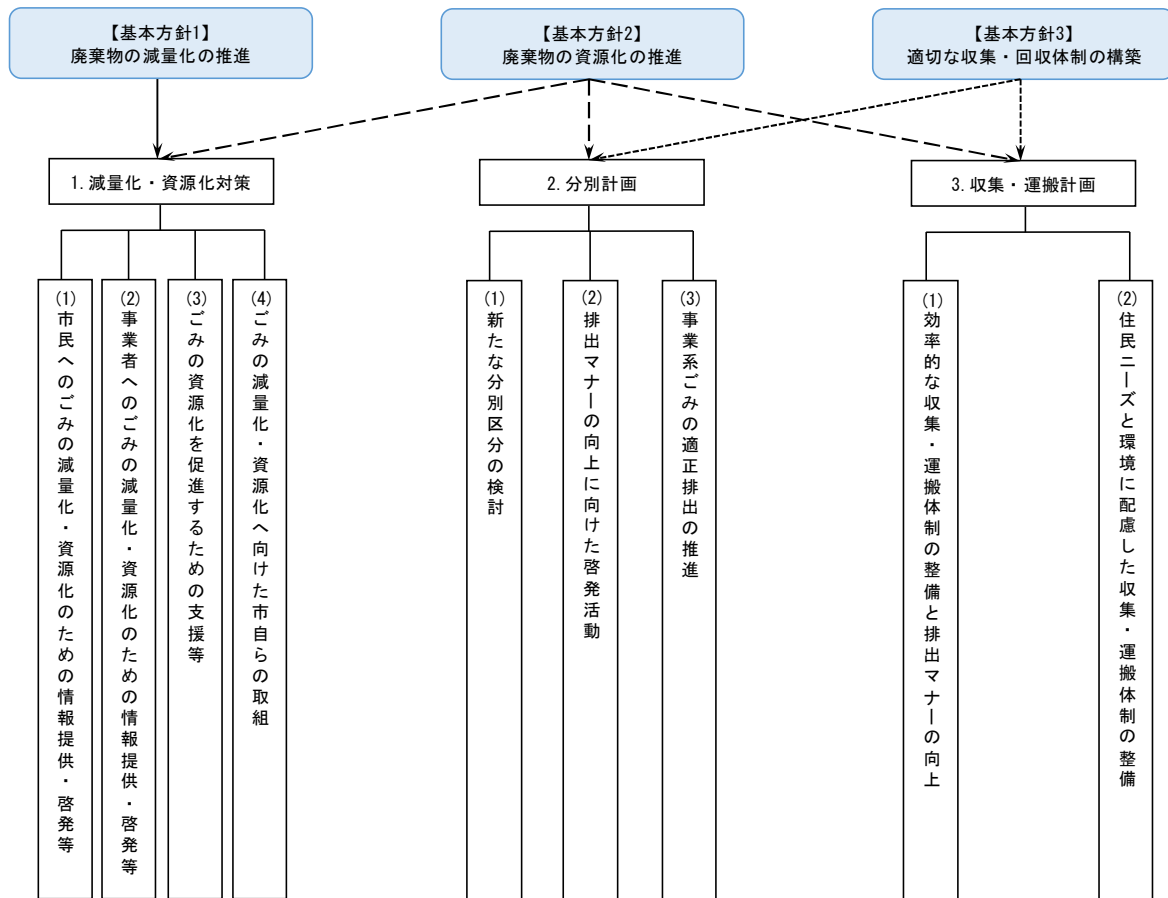


図 3-1-3 施策体系

表 3-1-10 各取組と SDGs ゴールの対応表

取組	SDGs ゴール															
	2	3	4	7	9	10	11	12	13	14	15	17				
1. 減量化・資源化計画	●		●				●	●				●				
(1) 市民へのごみの減量化・資源化のための情報提供・啓発等			●				●	●				●				
① ごみの発生・排出抑制方法の周知啓発			●				●	●				●				
② 資源ごみ分別収集事業及び集団資源回収事業等の周知啓発			●				●	●				●				
③ 学校や地域を対象にした環境教育の検討			●				●	●				●				
(2) 事業者へのごみの減量化・資源化のための情報提供・啓発等	●		●				●	●				●				
① 「ごみ減量・リサイクル協力店」の拡大と市民へのPR			●				●	●				●				
② 「事業系ごみの処理ガイドブック」を活用した周知啓発			●				●	●				●				
③ 「事業系古紙協力店」の周知と利用促進			●				●	●				●				
④ 食品関連事業者に対する食品ロスの削減等の周知啓発	●		●				●	●				●				
⑤ 環境配慮商品の購入を啓発			●				●	●				●				
⑥ 大規模小売店舗等に対する減量計画書の検討			●				●	●				●				
(3) ごみの資源化を促進するための支援等	●						●	●				●				
① 資源ごみ分別収集事業の継続と種類拡大、回収方法等の検討							●	●				●				
② 集団資源回収事業の継続と種類拡大の検討							●	●				●				
③ 生ごみ処理容器等の購入助成の継続	●						●	●				●				
④ 資源ごみ等の拠点回収の拡大と対象とする種類の拡大の検討							●	●				●				
(4) ごみの減量化・資源化へ向けた市自らの取組							●	●								
① 環境配慮商品の購入							●	●								
② ごみの徹底した分別と減量、資源化							●	●								
③ 公共工事から排出されるごみの削減							●	●								
2. 分別計画			●		●		●	●		●		●				
(1) 新たな分別区分の検討					●		●	●		●						
(2) 排出マナーの向上に向けた啓発活動			●				●	●				●				
(3) 事業系ごみの適正排出の推進							●	●								
① 事業系ごみの適正排出							●	●								
② 小山川クリーンセンター搬入ごみの展開検査の実施							●	●								
3. 収集・運搬計画		●	●			●	●	●	●	●	●	●				
(1) 効率的な収集・運搬体制の整備と排出マナーの向上			●				●	●				●				
① 資源化対象物の拡大に対応できる収集・運搬体制の確立			●				●	●				●				
② 粗大ごみ収集方法の見直し			●				●	●				●				
(2) 住民ニーズと環境に配慮した収集・運搬体制の整備		●				●	●		●	●	●	●				
① 生活介助を要する市民への収集支援		●				●	●					●				
② 低公害車両の導入							●		●	●	●	●				
4. 中間処理計画				●			●	●	●	●	●	●				
(1) 小山川クリーンセンターの長寿命化				●			●	●	●			●				
(2) 焼却灰等の有効利用ルートの確立							●	●								
(3) 廃棄物エネルギーの継続利用				●			●	●	●			●				
(4) 安全対策の徹底							●	●				●				
5. 最終処分計画							●	●				●				
(1) 新たな最終処分場のあり方の検討							●	●				●				
(2) 一般廃棄物最終処分場跡地の管理と利用の検討							●	●								
6. ごみ処理施設の整備に関する事項				●			●	●	●			●				
7. 行財政計画						●	●	●				●				
(1) 組織体制の整備						●	●					●				
(2) 廃棄物会計の導入検討							●	●								
(3) 計画の進行管理と施策の事後評価							●	●								

SDGs のゴールとは？

表 3-1-10 に、本計画での取組と SDGs のゴールとの対応を整理しています。SDGs のゴールと本計画での取組との対応は次のとおりです。

目標	ゴール	本計画での対応
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する	食品ロスの削減や生ごみの資源化等により、食品廃棄物の削減を進めていきます。
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	超高齢化社会への対応を見据え、ごみの排出が困難な方への支援について検討していきます。
	すべての人に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	ごみの分別・排出方法や、ごみを減らすことの効果をみんなが理解し、取り組んでもらえるよう周知・啓発を行っていきます。
	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	ごみの焼却によって発生する熱を利用して発電を行って施設内の電力を賄うとともに、隣接する「湯かっこ」へ熱を供給していきます。
	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	プラスチック類の分別回収など、新たな資源化方法の導入について検討していきます。
	国内及び各国家間の不平等を是正する	すべての人のごみの排出が可能となるような支援について検討していきます。
	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	住み続けられるよう、安全で適切なごみ処理を行っていきます。
	持続可能な消費生産形態を確保する	私たちの暮らしの中で出てくるごみは、それぞれの責任の下、適切な処理、処分を行っていきます。
	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	ごみを焼却する際に出てくる熱の有効利用や、燃費効率の良い収集車の導入等により、温室効果ガスの排出をできるだけ減らしていきます。
	持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	プラスチック類をはじめとする汚染物質が海洋へ流出しないよう、適切な処理、処分を行っていきます。
	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	ごみの排出により大気、地下水、土壌等が汚染されることのないよう、適切な処理、処分を行っていきます。
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	市民・事業者・市の協働により、適切なごみ処理を進めていきます。

出典：外務省 持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組

1-4 減量化・資源化計画

目標値の達成へ向け、市・市民・事業者の全員でごみの減量化・資源化に取り組んでいくことが重要です。これまで実施してきた様々な取組に加えて、新たな取組も進めます。

1)減量化・資源化の目標

【目標】

市・市民・事業者それぞれの立場から、ごみの減量化・資源化に取り組めます。

ごみの減量化・資源化は、市だけの取組で推進できるものではありません。市・市民・事業者によるパートナーシップと協働の仕組みを構築し、全員で実行することで、より大きな効果を上げることができます。

2)目標達成にむけた具体的施策の展開

市民・事業者への情報提供や啓発、指導等以外に、市も一事業者として、率先して減量化に取り組んでいきます。具体的には、次の取組等を進めます。

(1)市民へのごみの減量化・資源化のための情報提供・啓発等

施策・事業名	施策内容・事業内容
① ごみの発生・排出抑制方法の周知啓発	●ごみの発生抑制や適切な排出方法について、普及啓発に努めます。 ●生ごみの水切り運動や堆肥化など、ごみの減量に繋がる情報を提供するとともに、実行へ向けた啓発を行います。 ●グリーン購入の実施や、エコマーク商品の購入を啓発します。
② 資源ごみ分別収集事業及び集団資源回収事業等の周知啓発	●缶、びん、ペットボトル等の資源ごみ分別収集事業の利用や、集団資源回収等のリサイクル活動への参加を啓発します。
③ 学校や地域を対象にした環境教育の検討	●学校や市民を対象に、ごみの分別や適正な排出方法、処理の仕組みなどの情報を提供する環境教育の実施へ向け、検討します。



(2)事業者へのごみの減量化・資源化のための情報提供・啓発等

施策・事業名	施策内容・事業内容
① 「ごみ減量・リサイクル協力店」の拡大と市民へのPR	●「ごみ減量・リサイクル協力店」について、市内のスーパー、小売店に対し、参加を呼びかけます。 ●「ごみ減量・リサイクル協力店」に関する情報を、広く市民へPRします。
② 「事業系ごみの処理ガイドブック」を活用した周知啓発	●事業者に対し、「事業系ごみの処理ガイドブック」を活用し、適正な分別・排出方法を周知します。 ●分別方法の変更などがあつた場合には、「事業系ごみの処理ガイドブック」の内容を変更するとともに、変更した内容を事業者へ周知します。
③ 「事業系古紙協力店」の周知と利用促進	●「事業系古紙協力店」において、様々な種類の紙のリサイクルが可能なことを周知するとともに、その利用を促進します。
④ 食品関連事業者に対する食品ロス削減等の周知啓発	●食料品の販売店や飲食店などに対し、食品ロス削減のための様々な仕組みや方法を周知します。
⑤ 環境配慮商品の購入を啓発	●グリーン購入の実施や、エコマーク商品の購入を啓発します。
⑥ 大規模小売店舗等に対する減量計画書の検討	●大規模小売店舗等のごみを多量に排出する多量排出事業者に対し、ごみの減量化・資源化を推進するための減量計画書の提出を求める仕組みの構築を検討します。



(3)ごみの資源化を促進するための支援等

施策・事業名	施策内容・事業内容
① 資源ごみ分別収集事業の継続と種類拡大、回収方法等の検討	●資源ごみ分別収集事業は、びん類、缶類及びプラスチック類を対象に、収集量1kgにつき6円の報償金を支給します。 ●この事業を継続していくとともに、対象とする資源ごみの種類の拡大や、それに合わせた回収方法等について検討します。
② 集団資源回収事業の継続と種類拡大の検討	●集団資源回収事業は、紙類、布類及び金属類を対象に、収集量1kgにつき3～5円（種類数に応じる）の報奨金を交付します。 ●この事業を継続していくとともに、対象とする資源ごみの種類の拡大等について検討します。
③ 生ごみ処理容器等の購入助成の継続	●生ごみ処理容器等（生ごみ処理容器、電動式生ごみ処理機及び剪定枝等破砕機）の購入に対して補助金を交付します。
④ 資源ごみ等の拠点回収の拡大と対象とする種類の拡大の検討	●公共施設における拠点回収について、拠点数の拡大、対象とする資源ごみの種類の拡大などを検討します。



(4)ごみの減量化・資源化へ向けた市自らの取組

施策・事業名	施策内容・事業内容
① 環境配慮商品の購入	●グリーン購入やエコマーク商品の購入を率先して実施します。
② ごみの徹底した分別と減量、資源化	●ごみの徹底した分別により、ごみの減量に取り組みます。 ●ペーパーレス化の推進等により、紙類の削減を図るとともに、再生紙の利用や再資源化に努めます。
③ 公共工事から排出されるごみの削減	●公共工事から排出されるごみの削減に努めます。



3)市民・事業者の取組

ごみの減量化、資源化を推進していくにあたり、市民及び事業者は次の取組を行います。

(1)ごみの減量化

【市民】

- ・ごみを出さない生活スタイルへの転換に努めます。
- ・生ごみの水切りを行うなど、ごみの減量に取り組めます。
- ・グリーン購入の実施や、エコマーク商品の購入を積極的に進めます。
- ・ごみの削減やリサイクルについて、自治会やボランティア団体に協力します。

【事業者】

- ・ごみの徹底した分別により、ごみの減量に取り組めます。
- ・古紙のリサイクルに取り組めます。
- ・グリーン購入の実施や、エコマーク商品の購入を積極的に進めます。

(2)ごみの資源化

【市民】

- ・不用品等のリサイクルに努めます。
- ・リサイクル等を徹底し、資源となるものは分別してごみを正しく出します。
- ・缶、びん、ペットボトル等の資源ごみ分別収集に協力します。
- ・集団資源回収等のリサイクル活動へ参加します。
- ・資源化に関する情報等を積極的に利用します。

【事業者】

- ・不用品等のリサイクルに努めます。
- ・缶、びん、ペットボトル等のリサイクルが可能なものの再資源化に努めます。
- ・資源化に関する情報等を積極的に利用します。

1-5 分別計画

分別方法に関しては、現状の体制を維持していくものとしますが、今後の排出状況や社会状況の変化に応じ、分別区分等を見直していきます。

1)分別の目標

【目標】

新たな分別区分の導入について検討していくとともに、排出マナーの向上に努めていきます。

現在は表 3-1-11 に示すように 8 分別を実施しています。当面は現状の分別区分を継続していきますが、今後、組合全体で「プラスチック製容器包装」、「紙類」及び「剪定枝」の分別について検討を行っていく予定です。

表 3-1-11 現在の分別区分

分別数	区分			
1	可燃ごみ			
2	不燃ごみ			
3	有害ごみ（乾電池等含む）			
4	スプレー缶			
5	粗大ごみ			
6	資源ごみ	ペットボトル		
		缶 類	飲料用	
			その他	
			びん 類	生きびん
			その他	
7	集団資源 回収	資源 ご み	紙類	
			布類	
			金属類	
8	小型家電			

2)目標達成に向けた具体的施策の展開

施策・事業名	施策内容・事業内容
(1) 新たな分別区分の検討	●今後、「プラスチック製容器包装」、「紙類」及び「剪定枝」は、組合全体にて分別実施の是非を検討していく予定です。現在は、集団資源回収の品目の中に紙類が含まれるだけで、基本は可燃ごみとして収集しています。 ●令和4（2022）年4月のプラスチック新法の施行を受けて製品プラスチックのイベント回収を実施しており、この結果を踏まえ、今後の分別区分の追加について検討します。
(2) 排出マナーの向上に向けた啓発活動	●一部で、ごみ分別に対する認識が不十分で適切な分別が行われず、また資源となるものを可燃ごみや不燃ごみとして排出することで資源化率も向上しないことから、広報やホームページ等を利用した啓発に加え、自治会と連携して分別の徹底や排出マナーの向上に向けた啓発活動を行います。
(3) 事業系ごみの適正排出の推進	【①事業系ごみの適正排出】 ●少量排出事業者に対する特例として、1 収集日あたり 2 袋（1 袋 8kg 以下）まで収集所への排出を可能としています。しかしながら、事業系指定ごみ袋利用の不徹底が見られるため、ごみ収集所での排出状況の確認などにより指導を強化し、事業系ごみの適正排出の推進について、自己搬入や許可業者への委託も検討するよう指導します。 【②小山川クリーンセンター搬入ごみの展開検査の実施】 ●不定期で、小山川クリーンセンターへの許可業者の搬入ごみの検査を行っています。不適正廃棄物が混入している場合には、分別を徹底するよう排出事業者へ指導を行っています。今後も許可業者の搬入ごみの検査を実施し、許可業者及び排出事業者への指導を行います。



3)市民・事業者の取組

ごみの適切な分別を推進していくにあたり、市民及び事業者は次の取組を行っていきます。

【市民】

- ・家庭ごみの分け方、出し方のルールを守ります。
- ・ごみ収集所の適切な維持管理に努めます。
- ・排出方法がわからない場合などは、「家庭ごみの分け方・出し方」や「児玉郡市ごみ分別アプリ」、市のホームページなどで確認します。

【事業者】

- ・事業ごみの出し方とルールを守ります。
- ・排出方法がわからない場合などは、「事業系ごみの処理ガイドブック」や市のホームページなどで確認します。

1-6 収集・運搬計画

収集・運搬に関しては、当面は現状の体制を維持していくものとしますが、今後の排出状況や社会状況の変化に応じ、収集方式、収集頻度等を見直します。

1)収集・運搬の目標

【目標】

市民のニーズと環境に配慮した収集・運搬体制を構築します。

今後の高齢化社会へも対応した、市民のニーズに対応できる収集・運搬体制の構築が求められます。

また、温室効果ガス排出量を低減する車両の導入を推進するなど、人と地球にやさしい収集・運搬体制を構築することが重要です。

2)目標達成に向けた具体的施策の展開

施策・事業名	施策内容・事業内容
(1) 効率的な収集・運搬体制の整備と排出マナーの向上	【①資源化対象物の拡大に対応できる収集・運搬体制の確立】 ●資源化対象物を拡大する場合には、収集・運搬を円滑に行うため、排出場所、排出方法及び収集頻度を検討し、市民の協力が得られる効率的な収集・運搬体制を導入します。 【②粗大ごみ収集方法の見直し】 ●粗大ごみのリクエスト収集について、市民のニーズを踏まえ、収集日や収集回数を見直しを検討します。 ●粗大ごみによって手数料が異なるため、申請者が適切な選択を行うことができるよう対応方法を検討します。
(2) 住民ニーズと環境に配慮した収集・運搬体制の整備	【①生活介助を要する市民への収集支援】 ●生活介助を要する一人暮らしの高齢者や身体障害者等、ごみ収集所にごみを排出することが困難な方への対応について、福祉関係者等と連携を図りながら、本市に適した収集方法を検討します。 【②低公害車両の導入】 ●収集・運搬時の排気ガスによる環境負荷を低減するため、委託業者及び許可業者に対して温室効果ガス排出量を低減する車両（電気自動車、燃料電池車等）の導入の検討を要請します。



1-7 中間処理計画

中間処理は組合の所管ですので、本基本計画では組合の計画を以下のとおり掲載します。

1) 中間処理の目標

【目標】

小山川クリーンセンターの適正な運転・維持管理を行い、施設の長寿命化を行っていくとともに、焼却灰等の有効利用ルートを確立し、資源化体制を構築します。

ごみの適正処理は日常の快適な生活を保つために欠くことのできない役割を担っています。小山川クリーンセンターの機能維持は重要な責務であり、施設の長寿命化を計画します。

また、焼却灰等については、民間のセメント工場等の活用により有効利用を図っているところですが、将来における長期的・安定的な有効利用ルートを確立し、資源化体制を構築します。

2) 目標達成に向けた具体的施策の展開

施策・事業名	施策内容・事業内容
(1) 小山川クリーンセンターの長寿命化	●ごみ焼却施設は、他の都市施設と比較すると耐用年数が短く、約20～24年で更新時期を迎える例が多くなっています。小山川クリーンセンターも竣工から既に21年が経過しており、施設の性能を維持していくために、長期的視野に立って改修・更新計画を継続的に見直します。
(2) 焼却灰等の有効利用ルートの確立	●焼却灰等については、民間のセメント工場等の活用により有効利用を図っているところですが。 ●今後も、セメント化や人工砂化等により建設資材としての有効利用を図るため、民間委託を主として取り組んでいきます。ただし、安定的・長期的な資源化体制を確保するため、有効利用ルートについては継続して調査・研究を行います。
(3) 廃棄物エネルギーの継続利用	●効率的な発電及び熱回収を図り、継続的に余熱利用施設「湯かっこ」への焼却余熱の供給を行います。 ●構成市町の住民に対して、小山川クリーンセンターでの熱エネルギー有効利用に関する情報発信を継続し、身近な施設での取り組みを知ってもらうことで、住民の資源循環への意識を醸成します。
(4) 安全対策の徹底	●施設の適正な維持管理及び運転に関する安全教育を継続して実施し、事故のない運転に努めます。 ●今後もダイオキシン類の暴露防止など職員の安全対策を徹底していくとともに、新型コロナウイルス感染症のような感染症蔓延時には、排出者及び収集作業者の双方に対して安全対策を呼び掛けます。



1-8 最終処分計画

最終処分は組合の所管ですので、本基本計画では組合の計画を以下のとおり掲載します。

1)最終処分の目標

【目標】

焼却灰等の有効利用を促進するとともに、資源化と最終処分のコスト比較を進め、長期的に経済的で安定した最終処分方法を確立します。

資源循環型社会の構築のためには、焼却灰等の有効利用を図り、全国的に残余容量の逼迫する最終処分場への埋立を極力回避できるよう検討します。ただし、灰固化物（飛灰）については埋立処分せざるを得ないことから、長期的に経済的で安定した最終処分方法を確立します。

なお、美里一般廃棄物最終処分場、栗崎一般廃棄物最終処分場、神泉一般廃棄物最終処分場とも埋立を完了しており、引き続き地下水質等の検査・観測を継続するとともに、跡地の利用方法を検討します。

2)目標達成に向けた具体的施策の展開

施策・事業名	施策内容・事業内容
(1) 新たな最終処分場のあり方の検討	●現在は県外の民間最終処分場にて最終処分を行っています。最終処分場のあり方について、焼却灰等の資源化状況及び灰固化物（飛灰）の排出量に応じて、費用対効果を勘案しながら検討を継続します。
(2) 一般廃棄物最終処理場跡地の管理と利用の検討	●一般廃棄物最終処分場については、埋立終了以後も維持管理や跡地利用について調査・検討を継続します。



1-9 ごみ処理施設の整備に関する事項

現在使用している小山川クリーンセンターを継続使用し、適正処理、資源化の促進、最終処分量の減量化に努めます。



1-10 行財政計画

1)組織体制の整備

児玉都市清掃行政研究会の活動を通じ、組合を構成する他町との連携を強化します。



2)廃棄物会計の導入検討

環境省では「(改訂)一般廃棄物会計基準」(令和3(2021)年5月改定)に基づき、全国統一的なコスト分析を行うことにより、ごみ処理事業の運営のあり方の検討や処理施策に関する費用対効果の検証を行い、ごみ処理事業の3R化を目指しています。組合においてもごみ処理システムの効率化を推進するために、廃棄物会計の導入を検討します。



3)計画の進行管理と施策の事後評価

本基本計画は、廃棄物処理法に基づき、概ね5年毎に計画の実施状況を把握して評価・改善を図っていきます。また、取組や施策について、ごみの減量効果や環境への負荷低減効果、費用対効果などについて事後評価を行い、継続的に改善します。



第2章 生活排水処理基本計画

2-1 計画フレーム

1) 予測手法

将来のし尿及び浄化槽汚泥量の予測手法は図3-2-1のとおりです。

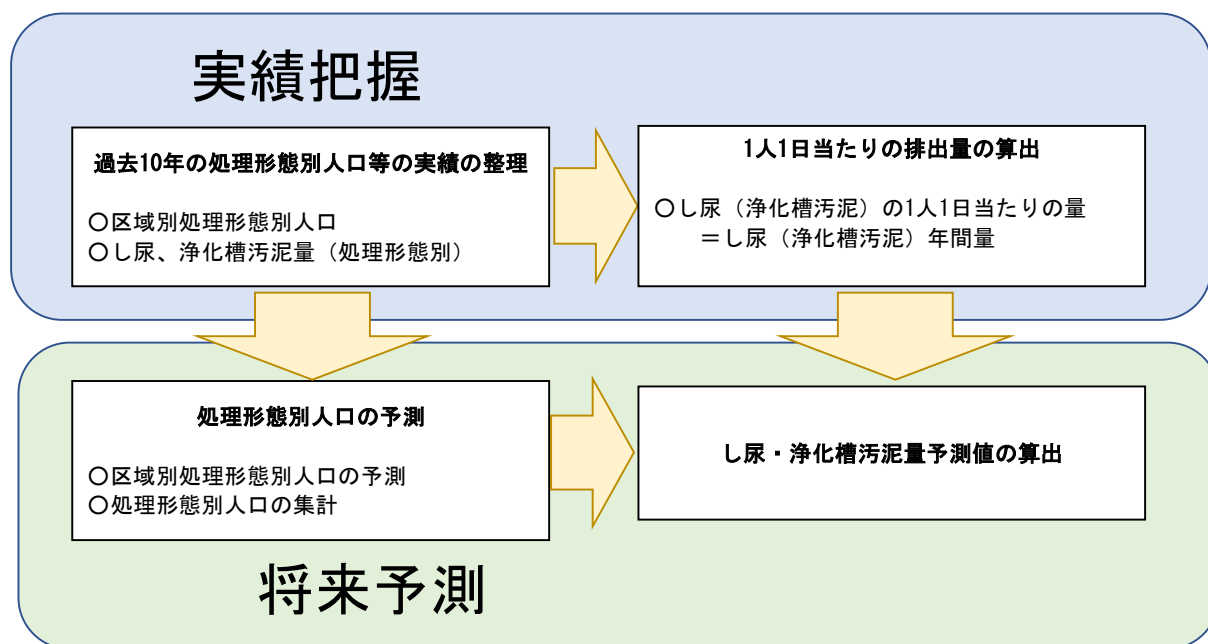


図3-2-1 予測手法

なお、それぞれの値は次のように予測しました。

○1人1日当たりのし尿（浄化槽汚泥）量

- ・最新の実績値である令和4（2022）年度の値で将来一定としました。

○区域別処理形態別人口

- ・市域を、公共下水道供用開始公示済区域、公共下水道事業計画区域、農業集落排水区域及び浄化槽整備区域に区分し、人口の変化、下水道整備の進捗、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換などを考慮し、予測しました。
- ・「本庄市生活排水処理施設整備構想」（令和2（2020）年度）において、令和7（2025）年度には公共下水道区域は全て供用開始公示済区域となる予定となっていますので、令和7（2025）年度の事業計画区域分を公共下水道供用開始公示済区域に加えています。
- ・令和8（2026）年度以降は、公共下水道供用開始公示済区域にて区域別処理形態別人口の予測を行っています。

2)生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口の予測結果は表 3-2-1 に示すとおりです。「本庄市生活排水処理施設整備構想」では令和 7（2025）年度以降の生活排水処理率を 100%としています、近年の処理形態別人口の変化を基に設定しました。

表 3-2-1 生活排水処理形態別人口予測結果

区分		実績値		見込値	
		平成29年度	令和4年度	令和10年度	令和15年度
処理人口等（人）	人口	78,550	77,473	73,666	70,768
	生活排水処理人口	62,059	66,698	65,930	65,305
	公共下水道	39,276	42,538	41,677	40,746
	合併処理浄化槽	21,036	22,297	22,642	23,011
	農業集落排水	1,747	1,863	1,611	1,548
	生活排水未処理人口	16,491	10,775	7,736	5,463
	単独処理浄化槽	12,847	7,934	5,553	3,720
	汲み取り便槽	3,644	2,841	2,183	1,743
割合（%）	合計	100.0	100.0	100.0	100.0
	生活排水処理人口	79.0	86.1	89.5	92.3
	公共下水道	50.0	54.9	56.6	57.6
	合併処理浄化槽	26.8	28.8	30.7	32.5
	農業集落排水	2.2	2.4	2.2	2.2
	生活排水未処理人口	21.0	13.9	10.5	7.7
	単独処理浄化槽	16.4	10.2	7.5	5.3
	汲み取り便槽	4.6	3.7	3.0	2.5

注）表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

注）近年の区域別処理形態別人口の変化を基に推計したものであり、整備の加速化等は考慮していません。

3)し尿及び浄化槽汚泥量の見込み

生活排水処理形態別人口にし尿及び浄化槽汚泥の排出量原単位を乗じ、将来の収集量を予測した結果を表 3-2-2 に示します。なお、し尿及び浄化槽汚泥の排出量原単位は、最新の実績値である令和 4 年度の値を利用しています。

し尿・浄化槽汚泥収集量は、令和 15（2033）年度には 15,300kℓ/年まで減少することが予測されます。

表 3-2-2 し尿・浄化槽汚泥収集量の予測

項目		単位	実績値		見込値	
			平成29年度	令和4年度	令和10年度	令和15年度
処理人口等	合計	人	37,527	33,072	30,378	28,474
	汲み取り便槽	人	3,644	2,841	2,183	1,743
	浄化槽	人	33,883	30,231	28,195	26,731
	単独処理浄化槽	人	12,847	7,934	5,553	3,720
	合併処理浄化槽	人	21,036	22,297	22,642	23,011
年間収集量	合計	kℓ/年	16,690	17,055	16,029	15,327
	汲み取り便槽（し尿）	kℓ/年	2,031	1,199	921	736
	浄化槽（汚泥）	kℓ/年	14,659	15,857	15,108	14,591
	単独処理浄化槽	kℓ/年	4,374	3,149	2,204	1,476
	合併処理浄化槽	kℓ/年	10,285	12,708	12,904	13,115
日収集量	合計	kℓ/日	45.7	46.7	43.9	42.0
	汲み取り便槽（し尿）	kℓ/日	5.6	3.3	2.5	2.0
	浄化槽（汚泥）	kℓ/日	40.2	43.4	41.4	40.0
	単独処理浄化槽	kℓ/日	12.0	8.6	6.0	4.0
	合併処理浄化槽	kℓ/日	28.2	34.8	35.4	35.9
原単位	汲み取り便槽（し尿）	ℓ/人・日	1.53	1.16	1.16	1.16
	浄化槽（汚泥）	ℓ/人・日	1.19	1.44	1.47	1.50
	単独処理浄化槽	ℓ/人・日	0.93	1.09	1.09	1.09
	合併処理浄化槽	ℓ/人・日	1.34	1.56	1.56	1.56

2-2 生活排水処理基本方針

「生活排水に係る課題と施策の方向性」の内容を踏まえ、以下の基本方針を定めることとします。

【基本方針 1】 生活排水処理率の向上

公共下水道及び農業集落排水施設への接続や、合併処理浄化槽への転換を呼び掛け、生活排水処理率の向上に取り組めます。

【基本方針 2】 公共用水域の水質保全の推進

生活排水処理率の向上による公共用水域の水質保全に取り組めます。

2-3 生活排水処理施設整備の推進

1)生活排水処理施設整備の目標

【目標】

公共下水道及び農業集落排水の整備対象外地域において、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。

公共下水道及び農業集落排水については、各々の計画に基づいて面的整備及び接続推進を図り、水洗化率の向上に向けて取り組めます。

公共下水道及び農業集落排水の整備対象外地域では、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進し、生活雑排水の処理を進め、公共用水域の水質保全に取り組めます。

2)目標達成に向けた具体的施策の展開

合併処理浄化槽への転換は、生活排水処理を進めるうえで重要であり、補助金制度の周知などを通して、転換への促進を図ります。

また、浄化槽の維持管理には、保守点検・清掃・法定検査が必要であり、イベントや啓発活動を通して、維持管理の意識を高めます。これらの具体的施策を展開することによって、生活排水処理の適正化に努め、公共用水域の保全に取り組めます。



2-4 し尿及び浄化槽汚泥の収集計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集は、市が市内業者に許可し、汲み取りを行っています。将来的にも現状の体制を維持していくものとしていますが、今後の排出状況や社会状況等の変化に応じ、必要に応じて見直します。

1)し尿及び浄化槽汚泥収集の目標

【目標】

許可業者と連携し、安定的な収集体制を維持します。

2)目標達成に向けた具体的施策の展開

(1)安定した収集体制の構築

し尿及び浄化槽汚泥の収集は、許可業者により行われており、今後もこの体制を維持します。し尿及び浄化槽汚泥の発生量は、将来的に減少していくことが見込まれ、特にし尿の発生量は大幅に減少することが予測されますので、収集業者との連携を強化し、安定した収集体制を検討します。



(2)収集料金の検討

し尿及び浄化槽汚泥の発生量の変化に対応し、適正な収集料金を検討します。



2-5 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理は組合の所管ですので、本基本計画では組合の計画を以下のとおり掲載します。

1)し尿及び浄化槽汚泥処理の目標

【目標】

利根グリーンセンターの適正処理体制を検討します。

将来的な処理量減少や浄化槽汚泥混入率の増加に対応できるよう、施設の適正処理体制を検討し、長期的・安定的な維持管理を推進します。

2)目標達成に向けた具体的施策の展開

(1)利根グリーンセンターの適正処理体制の維持

①運転方法の検討

利根グリーンセンターにおいては今後し尿及び浄化槽汚泥処理量全体が減少していくものと見込まれることから、こうした変動に対応できるよう、運転方法の検討及び中長期的な施設のあり方の検討を継続します。

②長期的視野に立った改修・補修計画の継続的見直し

利根グリーンセンターは竣工してから 30 年以上が経過し、施設の性能を維持していくために、長期的視野に立って改修・補修計画を継続的に見直します。

また、今後も長期にわたってし尿及び浄化槽汚泥処理が必須であることから、将来的な施設の長寿命化や更新を視野に入れた計画立案を行います。

③使用手数料の検討

近隣自治体の動向や構成市町等との協議を踏まえ、コスト計算を行った上で、適宜、使用手数料の見直しを検討します。

④安全対策の徹底

施設の適正な維持管理及び運転に関する安全教育を継続して実施し、事故のない運転に努めます。

また、今後もダイオキシン類の暴露防止など職員の安全対策を徹底します。

(2)焼却灰の再利用及び適正処理方法の検討

利根グリーンセンターの焼却灰は、平成 24（2012）年度から彩の国資源循環工場の民間工場において、焼却灰を原料として土木資材（人工砂）を製造し、有効利用の推進を行っています。また、独自の再生利用についても検討を継続していきます。

2-6 水質保全計画

1)市民・事業者に対する広報・啓発活動

生活排水対策には住民・事業者の理解と協力が欠かせないことから、適宜アンケートや意識調査によって行政への要望等を把握し、実行可能な施策を立案します。

また、施設見学、水の循環や水質浄化に関する授業や野外学習など、教育委員会と連携した環境教育を実施します。

家庭に向けては、広報・パンフレット・ホームページ・各種イベント及び講習会などを通して、家庭でできる浄化対策を普及・啓発し、生活排水に対する住民意識の高揚を図ります。



2)事業所への指導

広報やパンフレット等のほか、商工会等と連携して、下水道への接続の誘導や合併処理浄化槽の整備などを進めます。また、調理くずや廃油の処理など事業所における発生源対策を普及・啓発するとともに、県と連携した事業所に対する指導方法の検討を継続します。



3)浄化槽の維持管理に関する啓発

広報やパンフレット等のほか、収集・運搬業者や浄化槽設置業者など関係団体と連携して、浄化槽の使い方や維持管理方法、法定点検・清掃の必要性、維持管理に対する補助制度等についてPRし、定期的な点検・清掃を行うよう指導します。



2-7 行財政計画

1)組織体制の整備

児玉都市清掃行政研究会の活動を通じ、組合を構成する他町との連携を強化します。



2)長期的な財政計画の研究

ごみと同様、廃棄物会計の導入を検討していくとともに、将来におけるし尿及び浄化槽汚泥処理量の減少を考慮しつつ、利根グリーンセンターの維持管理費及び施設の更新または延命化、流域下水道整備・農業集落排水施設整備・合併処理浄化槽設置への補助金などについて、長期的な財政見通しを継続的に検討します。

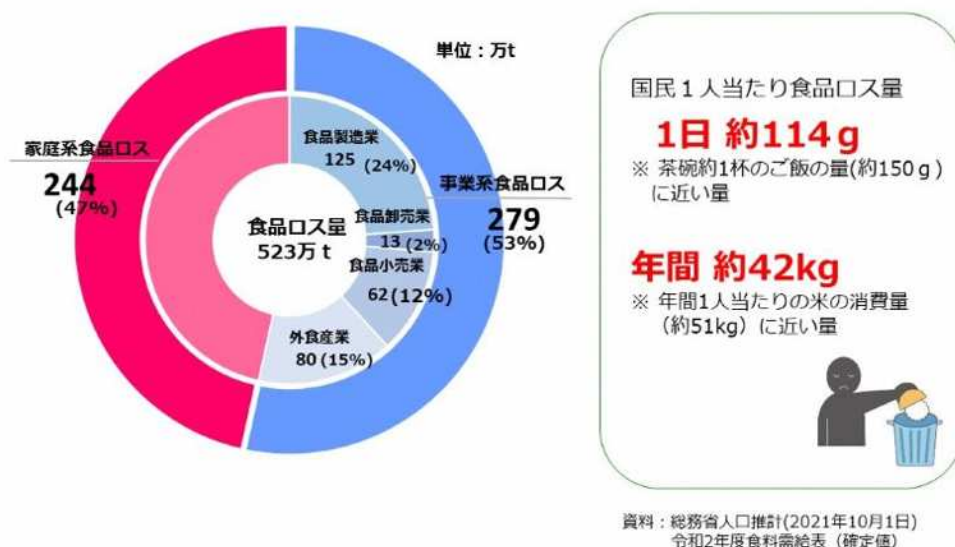


第4編 本庄市食品ロス削減推進計画

1 食品ロスとは

「食品ロス」とは、本来食べられるのにごみとして捨てられてしまう食品のことをいいます。単に食べ物を捨てるという資源の浪費に加えて、ごみ処理コストや焼却処理によるCO₂排出量の増加などが環境負荷の要因となっています。

国内における「食品ロス」の量は、図4-1-1に示すとおり令和3（2021）年度で年間523万tと推計され、国民1人当たりの食品ロス量は年間約42kgとなります。この量は、国民一人一人が毎日茶碗1杯分のご飯を捨てているのに近い量になります。



出典：農林水産省 食品ロスとは

図4-1-1 令和3（2021）年度の食品ロス量



図4-1-2 食品ロス量の推移

2 食品ロスを取り巻く状況

2-1 食品ロスの発生状況と派生する問題

全国の食品ロス量は、平成 27（2015）年度には年間 646 万 t と推計されていました。令和 3（2021）年度には年間 523 万 t まで減少してきていますが、総量ではいまだ 500 万 t を超えており、国民 1 人 1 日当たり 100g 以上の食品ロスが発生しています。

カロリーベース総合食料自給率※38%の我が国においては、食品ロスは貴重な食料資源の喪失であると言えます。また、食品ロスの発生は、食品の生産、輸送、調理、処分等の過程で使用されるエネルギー資源が無駄に消費されるばかりでなく、排出される温室効果ガスが地球温暖化を加速させる要因にもなっているため、解決を図るべき重要な問題となっています。

※ カロリーベース総合食料自給率：国内で供給された食料全体の中で、国内で生産されたものの占める割合を指す指標で、供給される熱量（カロリー）を単位として算出するものです。

2-2 世界の動向

世界的には、平成 27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」における持続可能な開発目標（SDGs）として、食料の損失、廃棄の削減に関し、次の目標が掲げられています。

ターゲット 12.3

2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の 1 人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

ターゲット 12.5

2030 年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。



出典：消費者庁 食品ロス削減関係参考資料（令和 5 年 6 月 9 日版）

図 4-1-3 食品ロス削減と SDGs ターゲットの関連

また、食品ロスの削減、食品リサイクルの推進、環境と関わりの深いゴールの達成を通じて、経済・社会の諸課題の同時解決につなげることが重要であり、目標達成には事業者・自治体・NPO 法人等、様々な立場の方の協力が不可欠とされています。

2-3 国内の動向

食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程において生じた残渣等の食品廃棄物等について、減量化と再生利用の基本方針を定め、食品関連事業者による取組の促進を目的とする「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」、通称「食品リサイクル法」が平成 12（2000）年に制定され、令和元（2019）年 7 月に示された基本方針では SDGs の目標を踏まえ、事業系食品ロスを平成 12（2000）年度比で令和 12（2030）年度までに半減させる目標を設定しました。

令和元（2019）年 10 月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」、通称「食品ロス削減推進法」が施行されました。この法律は食品ロスの削減に関して国や地方自治体などの責務などを明らかにしつつ、基本方針の策定や食品ロス削減に関する施策の基本事項を定めるもので、単に食品関連事業者だけではなく国や地方公共団体の責務についても言及し、消費者を含めた食品ロスを削減するための行動の総合的な推進を目的としています。

2-4 埼玉県の状況

1)食品ロス発生量

「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」（令和 3（2021）年 3 月策定）において、県内の食品ロスの発生状況、削減目標、削減に向けた取組が示されています。

県内の家庭系と事業系を合わせた食品ロス発生量は平成 30（2018）年度で 26.6 万 t と推計されています。その内訳は家庭系が 13.5 万 t（50.8%）、事業系が 13.1 万 t（49.2%）となり、全国に比べて家庭系の割合が大きくなっています。

また県民 1 人 1 日当たりの食品ロス発生量は 99g で、全国値約 130g（平成 30（2018）年度）の約 0.8 倍で、1 人当たりで見ると全国に比べて食品ロス発生量が少なくなっています。

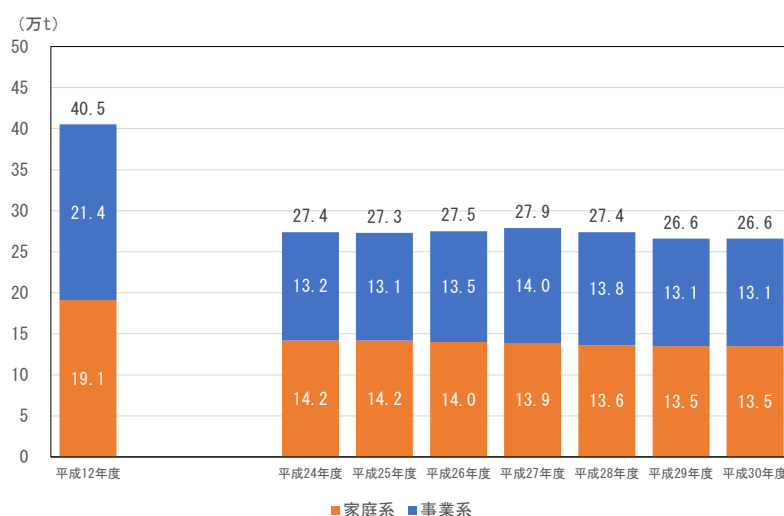


図 4-1-4 埼玉県の食品ロス発生量の推移

2)食品ロス削減の目標

県の食品ロスの削減目標は、国の目標（令和 12（2030）年度までに平成 12（2000）年度比で家庭系及び事業系食品ロス量とともに半減すること）に準ずることとし、令和 12（2030）年度の食品ロス排出量を、家庭系は 9.5 万 t、事業系は 10.7 万 t、計 20.2 万 t を目標としています。

平成 30 年度の排出量からは、家庭系が 4.0 万 t（約 30%）、事業系が 2.4 万 t（約 18%）を削減することになります。

3)食品ロス削減の取組

家庭系については、県民一人一人が食品ロスの削減の必要性について理解できるよう啓発を行うとともに、県民が食品ロスの削減に取り組める事例を発信し、食品ロスの削減につながる消費行動の定着を目指すこととしています。

事業系については、食品ロスの削減にむけて先進的に取り組む食品関連事業者等の事例について、製造業、卸売業、小売業、外食産業ごとに発信し、事業者の一層の取組促進を図るとともに、災害備蓄食品の特色を活かした有効活用を行うこととしています。

【家庭から発生する食品ロス削減の取組】

- ①消費スタイルの転換に向けた啓発の実施
- ②県内大学等と連携した消費行動の参考となる事例の発信
- ③市町村の特色ある取組の発信
- ④広域連携による取組の推進
- ⑤民間との連携による取組の推進

【事業活動に伴い発生する食品ロス削減の取組】

- ①事業系食品ロスの削減に向けた事例の発信
- ②「彩の国エコぐるめ協力店」の登録促進
- ③災害用備蓄食品の有効活用

【食品の有効活用の推進による削減の取組】

- ①地産地消型食品ロス削減の推進
- ②フードドライブの実施
- ③未利用食品を提供するための活動への支援
- ④食品廃棄物の適正な再生利用の推進

3 本市の食品ロス量の推計と課題

1)可燃ごみの組成分析結果

本計画の策定に際し、排出されているごみの中に食品ロスがどれだけ含まれているかなどを把握するために組成分析調査を実施しました。

その結果、図 4-1-5 に示すとおり可燃ごみには 29.4%のちゅう芥類が含まれており、この中に食品ロスに該当する手つかず食品が 5.2%、食べ残しが 5.2%、計 10.4%が食品ロスとして排出されていると推察されました。

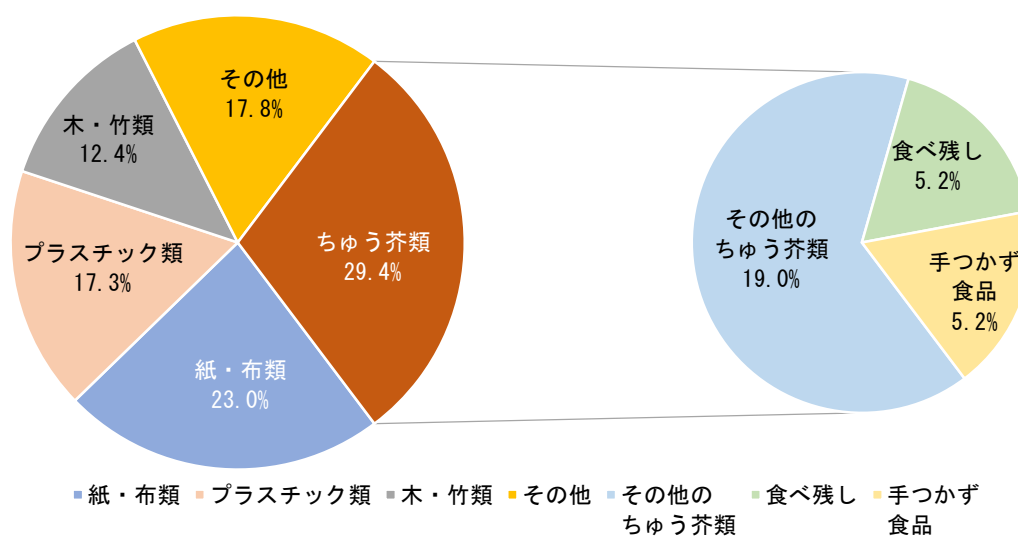


図 4-1-5 家庭系可燃ごみの組成分析結果



図 4-1-6 排出された手つかず食品（夏季調査）

2)食品ロス量の推計と課題

令和 3（2021）年度の家庭系可燃ごみの排出量は 18,366t/年です。この値に組成分析調査で得られた 10.4%を乗じ、家庭から年間 1,906t、1人1日当たりでは 67g の食品ロスが

発生していると推計されます。

事業系は産業廃棄物も含まれ、また業種別の組成分析調査等の実施が困難なため、県の推計値に活動量を乗じて本庄市分の排出量を推計します。表 4-1-1 に示すように、令和 3（2021）年度の事業系食品ロス量は年間 1,871t、1 人 1 日当たりでは 66g の食品ロスが発生していると推計されます。

なお、これらの値の算出方法は次のとおりです。

- ①埼玉県の実業系食品ロス排出量は「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」で、平成 30(2018) 年度 13.1 万 t と推計されています。
- ②事業系食品ロスを排出する業種割合は、製造業 15.6%、卸売業 10.6%、小売業、26.9%、外食産業 46.9%となっていますので、これにより業種別の排出量を推計します。
- ③事業系食品ロス量について、日本全体の排出量の推計値は、平成 30（2018）年度の 324 万 t から、309 万 t、275 万 t、279 万 t と変化しています。
- ④平成 30 年度の排出量に、この変化率（279/324）を乗じて、令和 3（2021）年度の埼玉県の排出量を推計し、製造業 17,598t、卸売業を 11,957t、小売業 30,345t、外食産業 52,906t、合計 112,806t と推計します。
- ⑤各業種の活動量（製造業は製造品出荷額等、卸売業と小売業は商品販売額、外食産業は宿泊業、飲食サービス業の売上金額）により、埼玉県全体に対する本庄市の割合を算出しています。

表 4-1-1 事業系食品ロス発生量推計値

区分	埼玉県推計量（t）		本庄市（令和3年度）	
	平成30年度	令和3年度	割合（％）	推計値（t）
製造業	20,436	17,598	3.55	625
卸売業	13,886	11,957	0.42	50
小売業	35,239	30,345	1.10	334
外食産業	61,439	52,906	1.63	862
合計	131,000	112,806	-	1,871

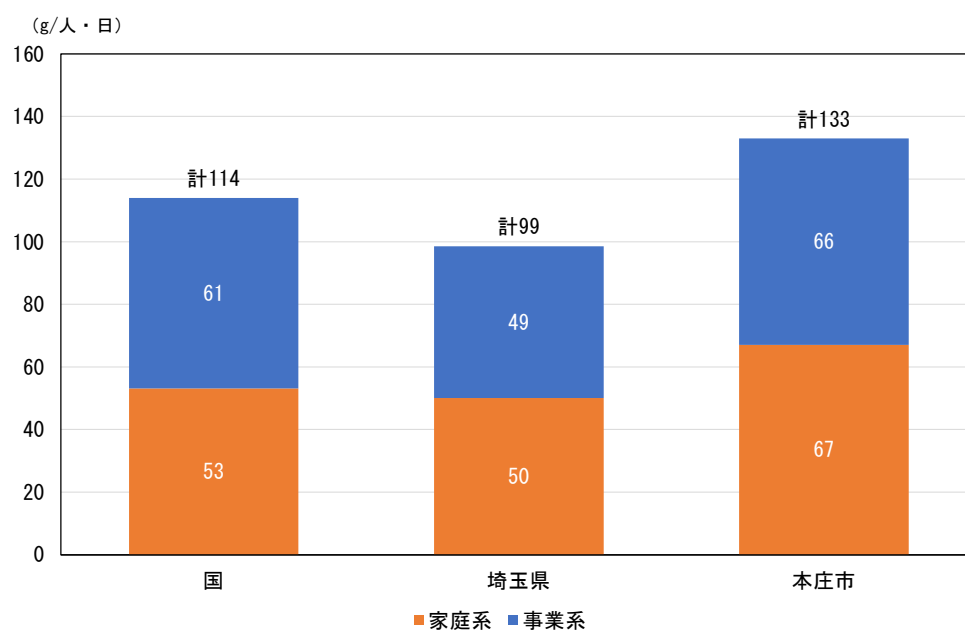
家庭系と事業系を合算すると、本市の令和 3(2021)年度の年間食品ロス発生量は 3,778t、1 人 1 日当たりでは 133g の食品ロスが発生していると推計されます。

この量は、国の平均値の 114g（令和 3（2021）年度）、埼玉県平均の 99g（平成 30（2018）年度の値）のいずれも上回っており、家庭系、事業系とも上回っています。家庭系に関しては、県内市町村の中でも家庭系ごみ原単位が比較的大きく、また家庭系ごみ中の食品ロス量の割合も、県平均が 6.18%※に対して 10.4%と大きいことが影響していると考えられます。

※ 第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画によると、県内自治体の可燃ごみに占める食品ロスの割合は、さいたま市 3.7%、飯能市 4.4%、熊谷市 6.3%、加須市 4.8%、草加市 7.3%、川越市 8.3%、越谷市 8.5%であり、平均 6.18%と推計しています。

事業系に関しては、県全体に対する人口の割合が 1.06%であるのに対し、製造業の指標とした食料品製造業の製造品出荷額等の割合が 3.55%、外食産業の指標とした宿泊業、飲食サービス業の売上金額の割合が 1.63%と大きく、これらにより、事業系の食品ロス量が多くなっていると判断されます。

このように、本市では家庭系、事業系とも食品ロス量が多くなっていますので、この削減を積極的に推進する必要があります。



注) 国、本庄市は令和 3 (2021) 年度、埼玉県は平成 30 (2018) 年度推計値

図 4-1-7 食品ロス発生量の比較

4 基本的な方向と目標

1)基本的な方向

食品ロスを削減するためには、多くの市民・食品関連事業者等が食品ロスの現状と問題点、削減の意義について理解するとともに、削減に向けた行動を実践することが必要です。

具体的には、食べ物を無駄にしない意識を持ち、生産、販売の各段階や買い物、保存、調理、消費の各場面において、食品ロスが発生していることや、市民、食品関連事業者等、それぞれに期待される役割と行動を理解し、可能なものから具体的な行動に移すことが求められています。

また、食品廃棄物が発生した場合には、これを有効に活用することが重要です。まだ食べられるものであれば食品として、食べられないものであれば他の用途として、可能な限り有効に活用する取組を推進していかなければなりません。

こうした理解と行動の変革が広がるよう、市、市民、食品関連事業者及び市民団体等の多様な主体が連携・協働し、食品ロスの削減を推進していくものとします。

2)目標

国は、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」（環境省、平成30（2018）年6月）、事業系食品ロスについては「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元（2019）年7月）において、ともに令和12（2030）年度までに平成12（2000）年度比で半減させるという削減目標を設定しています。

また、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、これらに加え、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%以上とする目標が設定されています。

本市では、国の目標と同様、家庭系可燃ごみとして廃棄される食品ロスの削減や、食品関連事業者による食品ロス削減の取組等により、家庭系、事業系を合わせ、令和12（2030）年度までに平成12（2000）年度の食品ロス量を半減（令和3（2021）年度を基準とすると6.3%削減）することを目標として考えています。

表 4-1-2 食品ロス発生量推計値

区分	項目	平成12年度 （基準年度）	令和3年度 （最新実績）	令和12年度 （目標年度）
家庭系	食品ロス量（万t/年）	433	244	216.5
	削減率（平成12年度基準）（%）	-	43.6	50.0
	削減率（令和3年度基準）（%）	-	-	11.3
事業系	食品ロス量（万t/年）	547	279	273.5
	削減率（平成12年度基準）（%）	-	49.0	50.0
	削減率（令和3年度基準）（%）	-	-	2.0
合計	食品ロス量（万t/年）	980	523	490
	削減率（平成12年度基準）（%）	-	46.6	50.0
	削減率（令和3年度基準）（%）	-	-	6.3

5 食品ロス削減に関する取組

1)求められる行動と役割

食品ロスは市民と食品関連事業者の双方から発生することから、卸売・小売から消費に至るまでの全ての段階で取り組むべき課題です。

市民や食品関連事業者が以下に示す「役割と行動」を理解し、実践すると同時に、食品関連事業者は食品ロス削減のための課題と自らの取組を市民に伝え、市民はそれを受けて、食品ロス削減に積極的に取り組む事業者の商品、店舗等を積極的に利用するといった双方のコミュニケーションが活性化していくことが重要です。

(1)市民

市民は消費者として、食品ロスの現状と削減の必要性に理解を深めるとともに、自ら排出している食品ロスについて適切に理解・把握する必要があります。その上で、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人一人が考え、行動に移すことが必要です。

また自分の消費行動が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロス削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者を応援する役割も求められます。

買い物の際

- 事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用時期を考慮し（手前取り、見切り品等の活用）、使い切れる分だけ購入する。
- 商品が欠品となっていることを許容する意識を持つ。

食品の保存の際

- 食材（特に野菜や果物）に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使い切る。
- 賞味期限を過ぎた商品であっても、すぐに食べられなくなるわけではないことを理解し、それぞれの食品が食べられるかどうかを個別に判断する。

調理の際

- 家にある食材を計画的に使いきるほか、食材の食べられる部分はできる限り無駄にしない。
- 料理は食べきれる量を作り、食べ残しを減らすとともに、食べきれなかったものもリメイク等の工夫をして食べきる。

外食の際

- 食べきれない量を注文し、提供された料理は食べきる。
- 宴会時には、料理を楽しむ時間を設ける「3010運動」等を実践する。
- やむを得ず料理を残してしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自らの責任の範囲で持ち帰る。

生ごみを排出する際

- 水きりを徹底し、ごみを軽くして出す意識を持つ。
- 生ごみ処理容器等を活用した堆肥化など、生ごみ排出を減らす意識を持つ。

(2)食品関連事業者

食品の卸売・小売、外食事業者などの食品関連事業者においては、食品ロスの状況とその削減の必要性について理解を深め、消費者である市民に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施するほか、食品廃棄等を継続的に計量する等により、自らの事業活動から発生している食品ロスを把握し、関係事業者や市民とのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることで、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努めることが求められます。

更にこうした活動を行った上でもなお発生する食品ロスについて適切に再生利用するとともに、本市が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力することが期待されます。

食品卸売・小売業者

- 流通過程全体での食品ロス削減に向けた、納品期限（3分の1ルール）等の緩和や適正発注の推進等の商習慣の見直しに取り組む。
- 天候や日取り（曜日）等を考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫のほか、季節商品は予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫を行う。
- 賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売りきるための値引きやポイント付与等の取組を行うほか、小分け販売や少量販売など消費者が使いきりやすい工夫を行う。
- フランチャイズ店における食品ロスについては、本部と加盟店とが協力して削減に努める。

外食事業者（レストランや宴会場のあるホテル等を含む。）等

- 天候や日取り（曜日）、消費者の特性等を考慮した仕入れ、提供等の工夫を行う。
- 小盛りや小分けメニュー、要望に応じた量の調整ができるようにする等、消費者が食べきれる量を選択できる仕組みを導入する。
- 料理を楽しむ時間を設ける「3010運動」等を推進する。
- 消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り容器による料理の持ち帰りをできるようにし、その旨を消費者にわかりやすく情報提供する。
- やむを得ず生ごみとして排出しなければならない場合でも、業務用生ごみ処理機の導入や生ごみリサイクル事業者と提携するなど、生ごみの排出抑制に努める。
- 外食事業者以外であっても食事の提供等を行う事業者は、食品ロス削減のために可能な取組を行う。

食品関連事業者共通事項

- ダンボール等の包装資材に傷や汚れがあった場合でも、中身の商品が毀損していなければ、輸送、保管等に支障があるときを除き、そのままの荷姿で販売することを許容する。
- フードシェアリング（そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング）の活用等による売りきりの工夫を行う。
- フードバンク活動とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行う。
- 食品ロス削減に向けた組織体制を整備するとともに、取組の内容や進捗状況等について、積極的に開示する。

(3)市民団体等

市民と食品関連事業者が適切な役割と行動を実践するよう積極的な普及啓発活動を行うほか、市と協働し、食品ロス削減に向けた取組（フードバンク活動等）を行うなど、市民や事業者、市等の多様な主体をつなぐ役割を担うことが期待されます。

(4)市

市民、食品関連事業者、市民団体等がそれぞれの役割と行動を実践していけるよう、国や県が実施する施策に加えて、本市としての食品ロス削減に関する施策を推進します。

2)推進施策

(1)家庭系食品ロスの削減

①消費スタイルの転換に向けた啓発の実施
次のような食品ロスに関する理解や、食品ロスを減らすことになる行動についての啓発資料の作成・配布、イベント時の周知・啓発などにより、食品ロスについての理解を深め、削減行動の実施へと繋がります。 ○食品ロスが発生していること ○食品ロスの発生がどのような影響を及ぼしているか ○賞味期限と消費期限の違い ○すぐに調理・飲食する場合は手前のものから購入 ○買い物前に食品の在庫確認
②特色ある取組の発信
他市町村で実施され、効果を上げていると考えられる取組は、その方法、メリットなどを整理して積極的に市民へ情報を発信し、市内での行動へと繋がります。
③民間との連携による取組の推進
スーパーや飲食店など、食品ロスの削減に取り組む事業者と連携した講座やイベントを実施することで、より多くの市民へ食品ロスの削減についてPRします。

(2)事業系食品ロスの削減

①フードシェアリング
廃棄の危機にある食事を抱える飲食店と購入希望者をマッチングさせるフードシェアリングについて、事業者とも協議して導入を検討します。 納品期限切れや包装に汚れがあった食品を流通させる事業者等との連携についても検討します。
②「彩の国エコぐるめ協力店」の登録促進
県が実施している、消費者が、必要とする量を購入できる商店や、食べ残しを持ち帰ることのできる飲食店等を「彩の国エコぐるめ協力店」として登録する制度を、市内の商店や飲食店へ広め、市でもその取組を支援することで、外食等による食品ロスの発生抑制を促進します。
③事業系食品ロス削減事例の発信
賞味期限の延長やフードシェアリングサービスの活用など、事業者の食品ロスの削減に繋がる取組事例を発信し、事業者へ更なる取組を働きかけます。
④災害用備蓄食品の有効活用
事業者の業務継続に必要となる災害用備蓄食品について、更新時期が明確であることや調理が簡単であることなどの特性を活かし、その有効活用を図ります。

(3)食品の有効活用の推進

①地産地消型食品ロス削減の推進
地域で発生する未利用食品をその地域で活用する「地産地消型食品ロス削減モデル」を推進し、事業者から発生する余剰在庫や販売期限切れ食品のほか、フードバンクが取り扱えなかった生鮮食品の活用を図ります。
②フードドライブの実施
フードバンク団体、フードパントリー活動及び子ども食堂活動を行う団体と連携し、家庭で余っている食品を提供するフードドライブを実施し、未利用食品の活用を推進します。
③未利用食品を提供するための活動への支援
フードバンク活動等は、食品ロスの削減に直結するものであるほか、生活困窮者への食糧支援という社会福祉的側面などを併せ持つ意義のある取組であり、市民に対してこうした活動への理解の促進などの支援を行います。
④食品廃棄物の適正な再生利用の推進
やむを得ず発生した食品廃棄物については、堆肥化、飼料化及びメタン発酵などの再生利用を行うよう、指導・啓発していきます。

第 5 編 災害時の廃棄物処理に関する対応

1 災害廃棄物処理計画の策定

平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、大規模地震に加え、津波の発生により、これまでの災害を遥かに超えた災害が広範囲に発生しました。

これを受けて、国では、東日本大震災をはじめ、近年全国各地で発生した大雨、台風等の被害への対応から得た知見や知識を踏まえた上で、平成 26（2014）年 3 月、「災害廃棄物対策指針」（環境省）を策定し、平成 30（2018）年 3 月に改訂されました。

また、埼玉県においても、県内市町村が災害廃棄物処理計画を策定する際の指針となる「埼玉県災害廃棄物処理指針」を平成 29（2017）年 3 月に策定しています。

「本庄市災害廃棄物処理計画」は、これらの背景を踏まえ、「本庄市地域防災計画」と整合を図りながら、大規模災害発生時における市民の健康への配慮、衛生や環境面での安全・安心の確保を図るため、現実的かつ確実な災害廃棄物対策を進めることを目的に、「災害廃棄物対策指針（平成 30（2018）年 3 月改定 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」に基づき策定しました。

2 災害廃棄物に係る指針

1)国

国は、昭和 36（1961）年に、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的に「災害対策基本法（法律第 223 号）」を制定し、昭和 53（1978）年には、「大規模地震対策特別措置法（法律第 73 号）」を定め、地震防災対策の強化を図っています。

災害廃棄物に関しては、平成 17（2005）年 6 月に「水害廃棄物対策指針（環境省）」、平成 26（2014）年 3 月に「災害廃棄物対策指針」を策定し、その後、平成 30（2018）年 3 月に「災害廃棄物対策指針」を改定し、廃棄物処理に係る防災体制の整備、災害発生時の対応、復旧・復興対策等について定めています。

2)埼玉県

埼玉県では、国の法令に基づき、昭和 38（1963）年に「埼玉県地域防災計画」を作成し、修正を加えながら現在に至っています。また、平成 29（2017）年には、「埼玉県災害廃棄物処理指針」を策定し、市町村災害廃棄物処理計画の策定を促進しています。

3 本庄市災害廃棄物処理計画

平成 30（2018）年 3 月に改定された「災害廃棄物対策指針」、平成 29（2017）年 3 月に策定された「埼玉県災害廃棄物処理指針」を受け、大規模災害時における市民の健康への配慮、衛生や環境面での安全・安心の確保を図りつつ、適正に混乱のないよう災害廃棄物対策を進めることを目的として「本庄市災害廃棄物処理計画」を平成 31（2019）年 3 月に策定しました。

この計画の概要は以下のとおりです。

1)目的

「本庄市地域防災計画」と整合を図りながら、大規模災害発生時における市民の健康への配慮、衛生や環境面での安全・安心の確保を図るため、現実的かつ確実な災害廃棄物対策を進めることを目的に、「災害廃棄物対策指針」に基づいて策定されました。

2)位置づけ

「災害廃棄物対策指針」に基づき、本市の地域防災計画等の関連計画等と整合を図り、平時及び災害時における本市の災害廃棄物対策について整理したものです。

今後、国、県等から示される指針や計画、本市の地域防災計画等、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行うこととしています。

3)対象とする廃棄物

災害時には、通常の生活ごみ以外に、避難所から出るごみや被災後の片付けで出るごみを処理する必要があります。また、仮設トイレ等のし尿も処理する必要があります。

表 5-1-1 対象とする廃棄物

No.	区分	内容
1	生活ごみ	家庭から排出される生活系のごみ
2	避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多く、事業系一般廃棄物として管理者が処理するごみ
3	し尿※	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市区町村・関係業界等から提供された汲み取り式トイレの総称）等からの汲み取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水
4	災害廃棄物	住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物 【例】 可燃物・可燃性混合物、木くず、畳・布団、不燃物・不燃性混合物、コンクリートがら等、金属くず、廃家電（4品目）、小型家電・その他家電、有害廃棄物・危険物、廃自動車等、その他、適正処理が困難な廃棄物

※汲み取り便槽及び浄化槽からのし尿・浄化槽汚泥の収集も必要です。

4)対象とする災害及び被害の概要

この計画では、関東平野北西縁断層帯地震による被害想定を行っています。想定した被害の概要が表 5-1-2 に示すとおりです。

ただし、地震に限らず頻発が予想される水害についても対策の必要性があることから、水害により発生する災害時の廃棄物の特徴等をもとに、処理にあたっての留意点も記載します。

また、本市では平成 26（2014）年の大雪で特にビニールハウス等の被害があったことから、雪害による廃棄物の留意点も記載しています。

表 5-1-2 想定被害の概要

被害想定項目		地震被害	
最大震度		7	
建物被害	全壊	(揺れ) (急傾斜地崩壊)	5,517棟 3棟
	半壊	(揺れ) (急傾斜地崩壊)	4,882棟 6棟
	焼失		617棟
生活支障	避難所避難者	(1日後)	8,982人
		(1週間後)	9,031人
		(1か月後)	6,624人

発災時における廃棄物に関する被害の概要は以下のとおりです。

埼玉県災害廃棄物処理指針より、関東平野北西縁断層帯地震による本市での災害廃棄物発生量は表 5-1-3 に示すとおり 1,088,210t と見込まれています。また、利根川氾濫による洪水における本市での災害廃棄物発生量は表 5-1-4 に示すとおり 7,714t と見込まれています。

災害廃棄物処理計画は、災害廃棄物発生量がより多い、関東平野北西縁断層帯地震を想定しています。なお 1,088,210t という量は、令和 4（2022）年度のごみ総排出量 30,733t の 35 年分に相当します。

表 5-1-3 関東平野北西縁断層帯地震における種類別災害廃棄物発生量推計結果
(t)

被害区分	1	揺れ	1,044,461
	2	液状化	2,765
	3	急傾斜地崩壊	675
	4	火災	40,309
廃棄物種類	1	可燃物	83,872
	2	不燃物	314,550
	3	コンクリートがら	625,303
	4	金属	33,048
	5	柱角材	31,437
総量			1,088,210

表 5-1-4 利根川氾濫による洪水における種類別災害廃棄物発生量推計結果

			(t)
被害区分	1	床上浸水	6,872
	2	床下浸水	841
廃棄物種類	1	可燃物	2,978
	2	不燃物	702
	3	コンクリートがら	332
	4	金属	201
	5	柱角材	1,296
	6	危険物・有害物	39
	7	思い出の品・貴重品	8
	8	廃家電類	147
	9	土砂	2,013
総量			7,714

注) 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

5)構成等

以上の想定の下、次の内容について取りまとめています。

第2章 体制確立・情報共有に関する事項

1. 組織体制の確立（組織体制・指揮命令系統、情報収集・連絡）
2. 関係主体との連絡（各種協定、協力・支援体制等）

第3章 災害廃棄物等の処理に関する事項

1. 基本的な考え方（処理方針、処理フロー、処理スケジュール）
2. 地震等の災害によって発生する廃棄物の処理（片付けごみの収集・運搬、損壊家屋等の撤去等、仮置場、特別な対応・配慮が必要な廃棄物等、環境対策）
3. 広域処理施設における処理（処理施設の概要、処理・処分可能量）

第4章 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物の処理

1. 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物の処理（災害時の対応、避難所ごみ、し尿）

第5章 その他事項

1. 水害における災害廃棄物の処理（処理方式、水害における災害ごみの留意点）
2. 雪害における災害ごみの留意点（廃プラスチック（ビニールハウス）の処理対策）
3. その他事項（教育訓練、処理事業費の管理等）

資料編

資料 1 本庄市一般廃棄物処理基本計画（本庄市食品ロス削減推進計画）の検討経過

令和 5 年度

月 日	項 目	主な内容
5 月 17 日、18 日	家庭ごみ組成分析調査	ごみの分類調査（春期）
6 月 28 日	第 1 回廃棄物減量等推進審議会	計画の策定に係る諮問
7 月 5 日、6 日	家庭ごみ組成分析調査	ごみの分類調査（夏期）
9 月 28 日	第 2 回廃棄物減量等推進審議会	計画の素案について
10 月 4 日、5 日	家庭ごみ組成分析調査	ごみの分類調査（秋期）
11 月 9 日	第 3 回廃棄物減量等推進審議会	計画の素案について
12 月 6 日、7 日	家庭ごみ組成分析調査	ごみの分類調査（冬期）
1 月 9 日～2 月 8 日	パブリックコメント	計画の素案に対する市民からの意見を募集
2 月 15 日	第 4 回廃棄物減量等推進審議会	パブリックコメントの結果報告、計画の策定に係る答申

資料2 本庄市廃棄物減量等推進審議会

1) 本庄市廃棄物減量等推進審議会条例

令和3年12月28日

条例第28号

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、本庄市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、市長に答申するものとする。

- (1) 一般廃棄物の減量、再生利用、再資源化等に関すること。
- (2) その他一般廃棄物の減量等の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種関係団体の推薦する者
- (3) 商業、工業及び農業関係者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、経済環境部において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以下略

2) 本庄市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

氏 名 (敬称略・順不同)		選 出 区 分 (本庄市廃棄物減量等推進審議会条例 第3条第2項)		任 期	
会 長	早野 清	第1号 委 員	本庄市議会	令和4年4月1日 ～令和6年3月31日	
委 員	佐鳥 敏彦		本庄市環境衛生推進員	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日	
委 員	松澤 孝江				
委 員	小林 優		埼玉県北部環境管理事務所	令和4年4月1日 ～令和5年9月16日 令和5年9月28日 ～令和6年3月31日	
委 員	田中 龍男		児玉郡市広域市町村圏組合		
委 員	前川 英寿				
副会長	三ツ間 正信	第2号 委 員	本庄市自治会連合会	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日	
委 員	櫻庭 豊		本庄市コミュニティ協議会	令和4年4月1日 ～令和6年3月31日	
委 員	池田 芳子		サラ本庄		
委 員	三澤 美美	第3号 委 員	本庄商工会議所		令和5年6月14日 ～令和6年3月31日
委 員	伊藤 美枝		児玉商工会		
委 員	岩田 義雪			埼玉ひびきの農業協同組合	
委 員	境野 淳子	第4号 委 員	公募による市民	令和4年4月1日 ～令和6年3月31日	
委 員	松井 重則				
委 員	浅見 龍一				
委 員	渡部 良一				
委 員	木原 美代子				
委 員	木村 文男	第5号 委 員	本庄市塵芥業者協会		
委 員	木村 博之		本庄リサイクル事業協同組合		

3) 諮問

本環発第81号
令和5年6月28日

本庄市廃棄物減量等推進審議会
会長 早野 清 様

本庄市長 吉田 信解

諮 問 書

本庄市廃棄物減量等推進審議会条例第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

本庄市一般廃棄物処理基本計画及び本庄市食品ロス削減推進計画の策定について

2 諮問趣旨

本市では平成31年3月に、持続可能な循環型社会の構築に向けて、排出者である市民及び事業者、一般廃棄物処理を行う市が一体となって環境を守るために、一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画を策定し、一般廃棄物の減量を推進してきました。この度、現行計画の策定から概ね5年が経過し、変化した社会情勢に対応した施策を推進するため、令和6年度から20年度までの15年間の次期計画を策定するものです。

また、令和元年10月に施行された『食品ロスの削減の推進に関する法律』により、市町村には、区域内の食品ロス削減の推進に関する計画を定めるよう努めることが求められ、埼玉県においては令和3年3月に、市町村がこの計画を策定する際の指針となる都道府県食品ロス削減推進計画が含まれる『第9次埼玉県廃棄物処理基本計画』を策定しました。これらの状況の下、本市では、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図ることで、以てごみの削減を進めるよう、食品ロス削減推進計画を取りまとめることが必要となっています。

つきましては、次期本庄市一般廃棄物処理基本計画及び本庄市食品ロス削減推進計画の策定について、幅広い観点から調査、審議をいただきたく、貴審議会に諮問いたします。

4) 答申

令和 6 年 2 月 1 5 日

本庄市長 吉田 信解 様

本庄市廃棄物減量等推進審議会
会 長 早 野 清

本庄市一般廃棄物処理基本計画及び本庄市食品ロス削減推進計画
の策定について（答申）

令和 5 年 6 月 2 8 日付け本環発第 8 1 号により本審議会に諮問がありました本庄市一般廃棄物処理基本計画及び本庄市食品ロス削減推進計画の策定について慎重に審議を重ねた結果、適切であると認め、別添のとおり答申いたします。

なお、計画の推進にあたっては、当審議会の審議過程やパブリックコメントなどで寄せられた市民からの意見や要望を十分尊重するとともに、持続可能な循環型社会の構築や、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を目指し、市・市民・事業者が一体となって取り組みを推進する協働による市政運営に最善の努力をされますよう要望いたします。

資料3 ごみ排出量予測結果（目標達成時）

項目	単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
計画収集人口	人	76,871	76,118	75,365	74,799	74,232	73,666	73,099	72,533	71,945	71,357	70,768
ごみ総排出量	t/年	30,389	30,048	29,713	29,455	29,199	28,952	28,706	28,463	28,214	27,966	27,719
家庭系ごみ	t/年	20,183	19,937	19,696	19,508	19,323	19,141	18,962	18,785	18,605	18,427	18,250
可燃ごみ	t/年	17,920	17,552	17,191	16,879	16,572	16,351	16,133	15,918	15,701	15,487	15,275
不燃ごみ	t/年	1,251	1,201	1,153	1,110	1,069	1,029	990	952	916	881	846
粗大ごみ	t/年	461	456	452	448	445	442	438	435	431	428	424
有害ごみ	t/年	16	16	16	16	16	15	15	15	15	15	15
資源ごみ	t/年	536	713	885	1,055	1,223	1,305	1,386	1,465	1,541	1,616	1,689
家庭系収集ごみ	t/年	17,962	17,753	17,548	17,389	17,232	17,077	16,923	16,772	16,616	16,462	16,310
可燃ごみ	t/年	16,368	16,031	15,699	15,411	15,127	14,928	14,731	14,536	14,340	14,145	13,952
不燃ごみ	t/年	962	915	870	829	789	751	715	680	645	612	580
粗大ごみ	t/年	80	79	79	78	77	77	76	76	75	74	74
有害ごみ	t/年	16	16	16	16	16	15	15	15	15	15	15
資源ごみ	t/年	536	713	885	1,055	1,223	1,305	1,386	1,465	1,541	1,616	1,689
家庭系直接搬入ごみ	t/年	2,221	2,184	2,148	2,119	2,092	2,065	2,039	2,014	1,989	1,964	1,940
可燃ごみ	t/年	1,551	1,521	1,492	1,468	1,445	1,423	1,402	1,382	1,362	1,342	1,324
不燃ごみ	t/年	289	286	284	281	279	277	275	273	271	268	266
粗大ごみ	t/年	381	377	373	370	368	365	362	359	356	353	350
有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業系ごみ	t/年	9,032	8,892	8,753	8,637	8,521	8,410	8,300	8,191	8,080	7,970	7,860
可燃ごみ	t/年	8,910	8,771	8,634	8,518	8,403	8,294	8,184	8,076	7,966	7,857	7,748
不燃ごみ	t/年	87	86	85	84	84	83	82	82	81	80	80
粗大ごみ	t/年	35	35	35	34	34	34	34	33	33	33	32
有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集団資源回収	t/年	1,173	1,219	1,263	1,310	1,355	1,400	1,444	1,487	1,529	1,570	1,610
紙類	t/年	1,145	1,191	1,235	1,282	1,328	1,373	1,417	1,460	1,502	1,543	1,583
布類	t/年	16	15	15	15	15	15	15	15	15	14	14
金属類	t/年	13	13	13	13	12	12	12	12	12	12	12
資源化量	t/年	5,466	5,607	5,745	5,894	6,039	6,113	6,184	6,254	6,319	6,383	6,445
直接資源化量	t/年	1,680	1,898	2,111	2,324	2,533	2,658	2,781	2,901	3,017	3,131	3,242
焼却施設	t/年	75	73	72	71	69	69	68	67	66	65	64
粗大ごみ処理施設	t/年	438	425	412	400	390	379	369	359	349	339	330
焼却灰有効利用	t/年	3,273	3,212	3,151	3,099	3,047	3,007	2,967	2,927	2,888	2,848	2,809
家庭系ごみ（資源除）	t/年	19,648	19,225	18,811	18,453	18,101	17,836	17,576	17,321	17,064	16,810	16,560
事業系ごみ	t/年	9,032	8,892	8,753	8,637	8,521	8,410	8,300	8,191	8,080	7,970	7,860
資源化率	%	18.0	18.7	19.3	20.0	20.7	21.1	21.5	22.0	22.4	22.8	23.3
1人1日当たりごみ総排出量	g/人・日	1,083.1	1,081.5	1,080.1	1,078.9	1,077.7	1,076.8	1,075.9	1,075.1	1,074.4	1,073.7	1,073.1
家庭系ごみ	g/人・日	719.3	717.6	716.0	714.5	713.2	711.9	710.7	709.6	708.5	707.5	706.5
可燃ごみ	g/人・日	638.7	631.7	624.9	618.2	611.6	608.1	604.7	601.3	597.9	594.6	591.4
不燃ごみ	g/人・日	44.6	43.2	41.9	40.7	39.4	38.3	37.1	36.0	34.9	33.8	32.8
粗大ごみ	g/人・日	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4
有害ごみ	g/人・日	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
資源ごみ	g/人・日	19.1	25.6	32.2	38.7	45.1	48.5	51.9	55.3	58.7	62.1	65.4
家庭系収集ごみ	g/人・日	640.2	639.0	637.9	636.9	636.0	635.1	634.3	633.5	632.8	632.1	631.4
可燃ごみ	g/人・日	583.4	577.0	570.7	564.5	558.3	555.2	552.1	549.1	546.1	543.1	540.1
不燃ごみ	g/人・日	34.3	32.9	31.6	30.4	29.1	27.9	26.8	25.7	24.6	23.5	22.5
粗大ごみ	g/人・日	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9
有害ごみ	g/人・日	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
資源ごみ	g/人・日	19.1	25.6	32.2	38.7	45.1	48.5	51.9	55.3	58.7	62.1	65.4
家庭系直接搬入ごみ	g/人・日	79.2	78.6	78.1	77.6	77.2	76.8	76.4	76.1	75.7	75.4	75.1
可燃ごみ	g/人・日	55.3	54.7	54.2	53.8	53.3	52.9	52.5	52.2	51.9	51.5	51.2
不燃ごみ	g/人・日	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3
粗大ごみ	g/人・日	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6	13.6
有害ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
資源ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
事業系ごみ	g/人・日	321.9	320.1	318.2	316.3	314.5	312.8	311.1	309.4	307.7	306.0	304.3
可燃ごみ	g/人・日	317.6	315.7	313.9	312.0	310.1	308.4	306.7	305.0	303.3	301.6	299.9
不燃ごみ	g/人・日	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1
粗大ごみ	g/人・日	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
有害ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
資源ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
集団資源回収	g/人・日	41.8	43.9	45.9	48.0	50.0	52.1	54.1	56.2	58.2	60.3	62.3
紙類	g/人・日	40.8	42.9	44.9	47.0	49.0	51.1	53.1	55.2	57.2	59.3	61.3
布類	g/人・日	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
金属類	g/人・日	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
資源化量	g/人・日	194.8	201.8	208.9	215.9	222.9	227.3	231.8	236.2	240.6	245.1	249.5
直接資源化量	g/人・日	59.9	68.3	76.7	85.1	93.5	98.9	104.2	109.6	114.9	120.2	125.5
焼却施設	g/人・日	2.7	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
粗大ごみ処理施設	g/人・日	15.6	15.3	15.0	14.7	14.4	14.1	13.8	13.6	13.3	13.0	12.8
焼却灰有効利用	g/人・日	116.7	115.6	114.5	113.5	112.5	111.8	111.2	110.6	110.0	109.4	108.7
家庭系ごみ（資源除）	g/人・日	700.3	692.0	683.8	675.9	668.0	663.4	658.8	654.2	649.8	645.4	641.1
事業系ごみ	g/人・日	321.9	320.1	318.2	316.3	314.5	312.8	311.1	309.4	307.7	306.0	304.3

注）表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

資料 4 組成調査結果

1. 調査目的

- 本市の一般家庭より排出された廃棄物をサンプル調査分析することによって、家庭ごみの特色、分別状況などの排出実態を把握するとともに、他自治体と比べて本市のごみ排出量が多い原因を究明し、より効果的な廃棄物処理施策を進めるための基礎的なデータを得ることを目的とします。

2. 実施時期

- 春夏秋冬の各季とし、調査日は次のとおり。

季節	春（5月）	夏（7月）	秋（10月）	冬（12月）
調査日	17日、18日	5日、6日	4日、5日	6日、7日

注）いずれも初日不燃ごみ、2日目可燃ごみを調査

3. 分析作業実施場所

- 小山川クリーンセンター

4. ごみ質分析方法

- 厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知（昭和52年11月4日付け環整第95号）のうち、「収集・運搬車からの採取」の方法を基準として採用

5. 分類項目

- 29分類で実施

6. 試料の収集

- 市職員がごみ収集所から平ボディ車で収集し、分析作業実施場所へ搬入
- 対象としたごみ収集所は次のとおり
 - 【本庄地域】A自治会（市街地、3収集所）、B自治会（農村部、2収集所）
 - 【児玉地域】C自治会（市街地、2収集所）、D自治会（農村部、1収集所）
- 人口規模を基に、A(45袋)、B(15袋)、C(10袋)、D(10袋)を基準とし、重量により係数を調整

7. 調査結果

項目		春季調査		夏季調査		秋季調査		冬季調査		平均値	
		可燃	不燃	可燃	不燃	可燃	不燃	可燃	不燃	可燃	不燃
紙・布類		23.0	0.6	19.2	0.5	26.6	0.5	23.3	0.2	23.0	0.4
新聞紙	1	0.4	－	1.2	－	0.5	－	1.1	－	0.8	－
雑誌類	2	1.5	0.2	3.6	0.0	4.6	0.0	6.3	－	4.0	0.1
ダンボール	3	1.9	－	2.3	0.2	2.3	0.2	2.2	－	2.2	0.1
紙パック	4	0.3	－	0.4	－	0.1	－	0.1	－	0.2	－
コピー用紙等事務系用紙	5	0.1	－	0.0	－	0.1	－	0.1	－	0.1	－
紙製容器包装	6	4.1	0.4	3.3	0.3	2.2	0.3	5.2	0.0	3.7	0.3
紙おむつ	7	9.8	－	1.7	－	2.3	－	3.6	－	4.3	－
布類	8	4.9	0.0	6.9	－	14.5	－	4.8	0.2	7.8	0.0
プラスチック類		23.3	6.7	16.3	13.4	14.4	13.4	15.4	11.1	17.3	11.1
ペットボトル	9	2.2	0.7	1.8	1.7	1.7	1.7	1.4	0.4	1.8	1.1
プラスチック製容器包装①	10	13.1	1.9	12.0	2.4	9.2	2.4	9.5	1.0	10.9	1.9
プラスチック製容器包装②	11	3.4	－	1.1	0.9	0.7	0.9	2.1	0.9	1.8	0.7
製品プラスチック	12	1.3	3.9	1.0	8.4	1.9	8.4	2.0	7.8	1.6	7.1
ゴム・皮革類	13	3.3	0.1	0.4	0.0	0.9	0.0	0.4	1.1	1.3	0.3
木等		5.9	0.2	18.0	0.0	16.1	0.0	9.7	0.7	12.4	0.2
木・竹・ワラ類	14	5.9	0.2	18.0	－	16.1	－	9.7	0.7	12.4	0.2
ちゅう芥類		31.8	0.6	29.2	0.2	28.9	0.2	27.6	5.4	29.4	1.6
調理くず	15	18.5	0.1	21.1	－	15.3	－	18.9	0.0	18.4	0.0
食べ残し	16	7.9	0.5	3.1	－	5.1	－	4.6	0.7	5.2	0.3
手つかず食品	17	4.3	0.1	4.7	0.2	8.5	0.2	3.3	4.6	5.2	1.3
その他厨芥類	18	1.2	0.0	0.3	－	0.0	－	0.8	－	0.6	0.0
その他可燃物		14.6	0.1	16.3	7.2	9.9	7.2	22.9	0.1	15.9	3.6
その他可燃物	19	14.6	0.1	16.3	7.2	9.9	7.2	22.9	0.1	15.9	3.6
不燃物類		0.1	90.9	0.1	77.8	0.2	77.8	0.1	81.8	0.1	82.1
びん	20	－	34.4	－	23.4	0.1	23.4	0.1	36.8	0.0	29.5
飲料用缶	21	0.1	14.6	0.1	15.3	－	15.3	0.0	11.5	0.0	14.2
スプレー缶	22	－	1.2	－	2.9	－	2.9	－	0.5	－	1.9
使用済小型電子機器	23	0.0	11.1	－	14.1	－	14.1	－	12.1	0.0	12.8
小型充電式電池	24	－	0.0	－	－	－	－	－	0.0	－	0.0
有害ごみ	25	－	0.3	0.0	0.1	－	0.1	0.0	0.4	0.0	0.2
その他不燃物	26	0.0	29.5	－	22.0	0.2	22.0	0.0	20.5	0.0	23.5
その他		0.1	－	－	－	3.1	－	－	0.0	0.8	0.0
その他複合品等	27	－	－	－	－	－	－	－	0.0	－	0.0
その他	28	0.1	－	－	－	3.1	－	－	－	0.8	－
ごみ袋		1.1	0.9	0.9	0.9	0.8	0.9	1.0	0.6	1.0	0.8
排出容器	29	1.1	0.9	0.9	0.9	0.8	0.9	1.0	0.6	1.0	0.8
可燃ごみ		98.7	8.2	99.0	21.3	95.8	21.3	98.9	17.5	98.1	17.1
不燃ごみ		0.1	90.9	0.1	77.8	0.2	77.8	0.1	81.8	0.1	82.1
その他		1.2	0.9	0.9	0.9	3.9	0.9	1.0	0.7	1.8	0.8
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注）表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

注）プラスチック製容器包装①：汚れが付着しておらず、再資源化可能なもの。

プラスチック製容器包装②：汚れが付着しているもの。

資料 5 用語の解説

	用語	説明
あ 行	一般廃棄物	廃棄物処理法において定義されている廃棄物の区分で、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分けられます。一般廃棄物には、一般家庭から排出される家庭系ごみや、事業所等から排出される産業廃棄物に該当しない事業系ごみが含まれます。また、し尿や浄化槽汚泥等も一般廃棄物に含まれます。一般廃棄物の処理は市町村に責任があるとされています。
	一般廃棄物処理基本計画	地方公共団体が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものです。ごみの排出の抑制及びごみの発生から処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めます。
	一般廃棄物処理実施計画	一般廃棄物処理基本計画に基づき、一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を定めた計画のことです。
	エコマーク	様々な製品やサービスの中で、生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルのことです。このマークにより、消費者は環境を意識した製品を選択し、企業は製品に関する環境改善の努力を進めることで、持続可能な社会の形成を図っていくことを目的としています。製品を対象とするだけでなく、飲食店やホテル・旅館、小売店舗、電力プランなど様々なサービスにも拡大しています。
	汚泥	下水や廃液等の処理を行う際に発生する泥状の物質の総称です。 本市では、浄化槽や農業集落排水施設で汚水処理後に排出される汚泥を、利根グリーンセンターにて処理しています。
か 行	合併処理浄化槽	水洗トイレのし尿と、台所や浴室などから出る生活雑排水を併せて処理する浄化槽のことです。
	家庭系ごみ	一般家庭から、日常生活に伴って発生するごみのことです。
	カロリーベース総合食料自給率	国内で供給された食料全体の中で、国内で生産されたものの占める割合を指す指標で、供給される熱量（カロリー）を単位として算出するものです。 総合食料自給率は、供給される熱量（カロリー）を単位として算出する「カロリーベース」と、生産される金額を単位として算出する「生産額ベース」の2種類に分けられます。

	用語	説明
か 行	環境基本計画	環境基本法の規定に基づき、環境保全に関する政策を総合的、長期的に推進することを目的とする計画のことです。 本市では、平成 30 年 3 月の策定以降、環境行政を取り巻く状況が大きく変化していることを受け、令和 5 年 3 月に中間見直しを実施しました。市、市民及び事業者が行う取組により地域の環境の快適さや豊かさを向上させ、市民の地元への誇りや愛着を形成し、地域の活性化を図ることとしています。
	環境基本法	日本の環境保全についての基本理念、施策の基本事項を定める等、環境政策の基本的な枠組を示した法律です。
	感染性一般廃棄物	医療関係機関等から生じ、人が感染し、または感染するおそれのある病原体（感染性病原体）が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物が感染性廃棄物であり、排出される廃棄物の種類によって、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物に分類されます。 血液や血清、注射器やメス、手術用手袋は感染性産業廃棄物として扱われ、臓器や組織、実験などに使用した動物の死体、血液等が付着した紙くずやガーゼなどは、感染性一般廃棄物となります。
	許可業者	市の許可を得て一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥を含む）の収集運搬を行う業者のことです。
	拠点回収	市役所や公民館等の公共施設に設置した専用の回収容器を用いた資源物の収集方法です。
	グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。
	公共下水道	市街地における下水を排除又は処理するための地方公共団体が管理する下水道のことです。終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものがあり、汚水を排除する排水施設の相当部分は地下に埋設した構造となります。
	公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域等の公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路等のことです。
	児玉郡市広域市町村圏組合	本庄市、美里町、神川町及び上里町により構成されている一部事務組合のことです。 市町村単独では実施できない、あるいは広域で取り組んだ方が効率的な市町村の事務の一部である消防・救急、ごみ処理、し尿処理、火葬などの行政事務を共同で実施しています。

	用語	説明
さ 行	災害廃棄物	地震や台風などの自然災害によって発生する瓦礫などの廃棄物のことで、災害により使えなくなった家具や家電製品等、避難所から出る生活系ごみ、仮設トイレに溜まるし尿なども含まれます。 災害廃棄物は一般廃棄物として扱われます。
	最終処分	法律では「埋立処分、海洋投入処分又は再生をいう」とされていますが、一般的には資源化できないものを最終処分場に埋立処分することです。
	サプライチェーン	製品の原材料や部品の調達から販売に至るまでの一連の流れのことです。 特徴的な点として、自社だけでなく、他社（協力会社など）をまたいで物の流れを捉えることが挙げられ、物が製造される前の原料調達の段階から販売されるまでのフロー全体を捉えます。
	3010（さんまるいちまる）運動	宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、「乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しむこと」、「お開き 10 分前に自席に戻って、再度料理を楽しむこと」を実行し、食べ残しの削減を推奨する運動のことです。 食べ残しの削減は、ごみの減量化、ごみ処理費用の削減にも繋がります。
	残余容量	最終処分場が満杯になるまでの受け入れ能力のことで、容積や年数で表します。
	事業系ごみ	事業活動に伴って生じる廃棄物のことで、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられます。本計画では、事業系一般廃棄物のことを「事業系ごみ」としています。
	し 渣（しさ）	汚水や収集し尿に混入しているごみのことです。主にティッシュペーパー等の繊維類や髪の毛、ビニール類、食料残渣などが挙げられます。
	し 尿	人の排泄物及びトイレ洗浄水等の混合物です。
	集団資源回収	資源（紙類・布類・金属類）を PTA や子ども会等が回収し、有価物取扱登録業者へ売却し、再資源化を行う取組です。
	循環型社会	廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分などを確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会のことです。

	用語	説明
さ 行	循環型社会形成推進基本計画	「循環型社会形成推進基本法」に基づいて国が策定する計画のことです。循環型社会形成に向けた数値目標や国、国民、事業者等の取組について定めています。
	循環型社会形成推進基本法	リサイクル等の循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、それらの施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律です。
	浄化槽汚泥	浄化槽において、微生物が汚水を浄化する際に発生する老廃物や分解されない浮遊物質などの総称です。汚泥が溜まりすぎると浄化槽の機能に支障をきたすので、定期的な引き抜きや、付属装置や機械類の洗浄・清掃が必要です。
	焼却灰	ごみを焼却処理した後に残る燃え殻のことです。焼却時に発生する排ガスに含まれるばいじんである飛灰と区別して主灰とも言います。
	趨勢（すうせい）	ある特定の方向へと進行する傾向や流れのことです。本計画では、新たな取組や取組の拡大を行わないで、既存の取組だけを継続する場合を指します。
	3R（すりーあーる）	リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の総称です。 リデュースは物を大切に使うことでごみを減らすこと、リユースは使える物は繰り返し使うこと、リサイクルはごみを資源として再び利用することです。
	生活排水処理人口	公共下水道、農業集落排水への接続、または合併処理浄化槽を利用し、生活排水を適正に処理している人口です。
	生活排水処理率	行政人口のうち、生活排水を適正に処理している人口の割合です。
	ゼロカーボンシティ	2050年までにゼロカーボン（二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする）を目指すことを表明した地方公共団体のことです。
	剪定枝（せんていし）	公園の樹木や街路樹、庭木などの生育や樹形の管理を目的に剪定された枝（切りくず）のことです。
	組成調査	ごみの分別状況の把握等を目的として、ごみに何が含まれているかを分析する調査のことです。

	用語	説明
た 行	ダイオキシン類	塩素含有物質等のごみの焼却の過程などで生成されるポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称で、強い発がん性を有しています。
	脱水汚泥	汚泥を脱水した状態のものです。含水率の高いものは、泥状や液体状です。
	脱炭素化	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制し、排出量を実質的にゼロにすることです。 温室効果ガスの排出をゼロにするのではなく、吸収量も考慮することで、排出量と吸収量を均衡させて結果的にゼロにするという考え方を表します。
	単独処理浄化槽	水洗トイレのし尿のみを処理し、生活雑排水を処理しない浄化槽のことです。浄化槽法の改正により、平成 13 年 4 月より単独処理浄化槽の設置は禁止されていますが、未だ多くの単独処理浄化槽が残っていることが、公共用水域の水質保全の課題の 1 つとなっています。
	地域防災計画	災害対策基本法に基づいて、災害時の応急対策及び復旧に関する事項別の計画等を定めている計画です。
	ちゅう芥類	台所から出る野菜のくずや食べ残しなどで一般的には生ごみと呼ばれます。 本計画では、手つかず食品もちゅう芥類と区分します。
	中間処理	ごみを減量化、減容化するための焼却や破碎、資源物として収集したものから異物を除去するための選別等の処理の総称です。
	長寿命化	ごみ焼却施設の耐用年数は、一般に 20 年程度とされていますが、日常的・定期的に適切に維持管理し、建物の傷みや設備の不具合を直すとともに機能改善等を行い、さらに 10～15 年程度、施設を利用していくことです。
な 行	低公害車両	窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車のことです。
	農業用廃プラスチック	ビニールハウスやトンネルの被覆資材、畜産のサイレージラップ等、農業を行う上で使用し、廃棄されるプラスチックのことです。

	用語	説明
は 行	廃棄物	一般的には、不要になり、捨てる物です。 廃棄物処理法では、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）と規定されています。
	灰固化物	ごみを焼却した際に発生する、排ガス中に含まれる固体の粒子状物質である飛灰を固めたものです。
	発熱量	物を燃焼した時のエネルギー（熱量）を示すもので、本計画ではごみを燃焼した時のエネルギーを示しています。 水分の蒸発潜熱（ごみの中の水分を水蒸気へ変化させるための熱量）を含む場合は高位発熱量、含まない場合は低位発熱量と言い、本計画では蒸発潜熱を含まない低位発熱量を示しています。
	PCB	Poly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略称で、人工的に作られた、主に油状の化学物質です。水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的に安定した性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていましたが、その毒性が明らかになり、昭和 48（1973）年に制定された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、製造・輸入・使用が原則禁止されました。 毒性としては、脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。
	フードドライブ	家庭などで食べきれない食品や余っている食品を持ち寄り、施設やフードバンクなどへ提供する活動です。
	フードバンク	食品企業や市民から寄付された食品を集め、ニーズに合わせ、生活困窮者支援団体や母子支援施設などに無償で提供する仕組みです。
	本庄市総合振興計画	本市のまちづくりの計画の中で最上位に位置付けられる計画で、まちづくりの総合的な指針を示しています。
ら 行	リクエスト収集	申込者を対象に、自宅まで粗大ごみの収集に伺う収集方法です。

本庄市一般廃棄物処理基本計画
(本庄市食品ロス削減推進計画)

発行：本庄市

編集：経済環境部環境推進課

〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3-5-3

TEL:0495-25-1111 (代表)

FAX : 0495-25-1248

URL: <https://www.city.honjo.lg.jp>